

(仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクト
環境影響評価事前配慮書

平成 29 年 6 月

アイリスパートナーズ株式会社

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 平29情複、第208号）
また、この地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

目 次

第1章 事業計画の概要	1
1. 事業者の氏名及び住所	1
2. 対象事業の名称	1
3. 対象事業の内容	1
(1) 対象事業を実施しようとする区域	1
(2) 対象事業の規模	1
(3) 対象事業の目的	1
4. 対象事業の計画案	3
(1) 内容及び規模	3
(2) 土地利用計画	3
(3) 公共施設計画	3
(4) 供給処理施設計画	4
(5) 防災計画	4
(6) 複数案を設定しなかった理由	4
5. 対象事業の工事計画	7
(1) 造成計画	7
(2) 工事関係車両の運行計画	7
第2章 事業計画地及びその周辺の概況	11
1. 調査対象地域の設定	11
2. 自然的概況	11
(1) 地象	11
(2) 水象	17
(3) 気象	18
(4) 植物	20
(5) 動物	29
(6) 生態系	43
(7) 景観	44
(8) 人と自然との触れ合い活動の場	49
(9) 文化環境	51
3. 社会的概況	54
(1) 人口等	54
(2) 産業	55
(3) 交通	56

(4) 地域社会の状況	59
(5) 土地利用等	62
(6) 水域利用等	67
(7) 環境関連社会資本	68
(8) 用水の供給及び使用の状況	73
(9) エネルギー・燃料の供給及び使用の状況	76
(10) 公園・緑地等の配置	78
(11) 環境保全に関する計画等の内容及び対象事業との関連	81
4. 環境の概況	123
(1) 既存資料調査	123
(2) 現地調査	145
第3章 事前配慮事項の検討	165
1. 事前配慮の内容	165
2. 事前配慮結果及び計画案が環境に及ぼす影響の概略的な予測結果及び評価結果	168
(1) 事前配慮の項目並びに調査、予測及び評価の手法	168
(2) 総合評価	189
3. 事業計画の立案にあたっての環境配慮上の重点事項	190
(1) 建設機械の選定	190
(2) 工法の検討	190
(3) 樹林地の早期形成	190
(4) 緑地立入りの制限	190
(5) 保全区域の設置	190
4. その他事前配慮の実施に係る事項	190
第4章 対象事業の内容によって個別に記載する事項	191
第5章 受託者に関する情報	193

第 1 章 事業計画の概要

第1章 事業計画の概要

1. 事業者の氏名及び住所

事業者の名称：アイリスパートナーズ株式会社

代表者の氏名：代表取締役 古越 純

主たる事務所の所在地：愛知県豊橋市駅前大通1丁目27番地1

2. 対象事業の名称

対象事業の名称：（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクト

3. 対象事業の内容

(1) 対象事業を実施しようとする区域

兵庫県神戸市北区有野町有野字岡場1977番1他

事業を実施する区域（以下、「事業計画地」という。）は、神戸電鉄岡場駅の東に位置し、阪神流通業務団地（西宮市）に接している。また、事業計画地地区内南側を東西に都市計画道路有野藤原線が横断し、中国縦貫自動車道及び阪神高速道路北神戸線も至近の距離にあり、交通利便性の高い地区である。

土地利用の現況は、山林、原野、田、畑、池、道路、宅地である。

事業計画地の位置及びその周辺の状況は、図1.3.1に示すとおりである。

(2) 対象事業の規模

本事業は、「神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則」別表(8) 条例第2条第2号ク」に掲げる宅地の造成のうち、ア 宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成（当該宅地造成に係る土地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）に該当する第2類事業である。

開発区域：19.61ha（都市計画道路有野藤原線1.67ha含む）

(3) 対象事業の目的

事業計画地の東岡場地区は、神戸電鉄の東に位置し、平成16年に流通業務施設を中心とした土地利用を目的として、「東岡場地区 地区計画」が決定されており、このたび都市計画（地区計画、用途地域、特別用途地区）の手続きが進められることになり、本プロジェクトを進めることとなった。

本プロジェクトは、広域幹線道路を生かした活力ある都市機能を導入し、駅に近接して豊かな自然環境と調和した業務施設の立地を適切に誘導することを目的としている。



凡例

: 事業計画地



S=1:25,000



図 1.3.1 事業計画地の位置及びその周辺の状況

4. 対象事業の計画案

対象事業の計画の概要は、表 1. 4. 1 に、現況平面図は図 1. 4. 1 に、土地利用計画（造成計画）案は図 1. 4. 2 に示すとおりである。

(1) 内容及び規模

本プロジェクトは地区整備計画であり、造成面積は19.61haとしている。

造成は概ね東側を切土して、西側に盛土をする計画である。切土及び盛土の最大高さは、それぞれ15mである。なお、事業計画地内にて土量バランスを図るものとしている。

(2) 土地利用計画

① 土地利用の方針

事業計画地を大きく【業務地区B】及び【業務地区C】に区分し、周辺環境に調和した計画的な土地利用を誘導する。土地利用計画（造成計画）案は図1.4.2に示すとおりである。

なお、【業務地区B】及び【業務地区C】は、神戸市が指定した「東岡場地区 地区計画」における名称である。

【業務地区B】

広域幹線道路の交通利便性をいかして、流通業務施設及びそれに付随する工場等を適正に配置し、良好な業務地の形成を図る。

【業務地区C】

広域幹線道路の交通利便性をいかして、流通業務施設等を適正に配置し、良好な業務地の形成を図る。

② 建築物等の整備方針

【業務地区B】

ゆとりのある業務環境の形成とともに、周辺環境との調和を図るため、建築物等の用途、規模及び配置に留意して整備を行う。また、建築物等の形態・意匠等については周辺の環境に調和したものとする。

【業務地区C】

ゆとりとうるおいのある業務環境の形成とともに、周辺環境との調和を図るため、建築物等の用途、規模及び配置に留意して整備を行う。また、建築物等の形態・意匠等については周辺の環境に調和したものとする。

(3) 公共施設計画

① 道路計画

事業計画地南側を横断する幅員14mの都市計画道路有野藤原線については、幅員29mに拡幅する。また、事業計画地の中央に都市計画道路有野藤原線より北側の区域境界まで幅員12m（南側）及び幅員6m（北側）の承認道路を設置する。

事業計画地東側境界付近に都市計画道路有野藤原線より、北側境界まで幅員4mの歩行者専用道路（ハイキングコース）を設置する。

② 緑地広場

開発区域内の緑地広場は2箇所設置し、7133.24m² (3.64%)を確保する。

(4) 供給処理施設計画

① 上水道

上水道は、水道本管(φ150mm)より給水管φ75を引き込み、引込管φ50を2箇所設置する。

② 下水道

汚水は、汚染本管(φ200mm)を新設し、汚水柵及び取付管(φ150mm)を2箇所設置し、武庫川上流処理区に合流させる。

雨水は、雨水渠(BOX 1500×1500~600×600mm)を新設道路内に新設し、雨水調整池に流入させた後に有野川へ放流する。

③ 電気、ガス、通信施設

電気、ガス、通信施設については、関西電力、大阪ガス、NTT等の各事業者と協議し、整備方針を決定する。

(5) 防災計画

防災計画としては、雨水調整池を1箇所配置し、雨水の流出抑制を図ったのちに、有野川へ放流する。

(6) 複数案を設定しなかった理由

本プロジェクトは、土地利用計画策定の際に、以下に示すとおり、都市計画道路の拡幅整備、ハイキングコースの拡幅整備、造成工事における土量バランス、調整池の配置等による制約があった。

業務地区B・Cの配置及び承認道路の位置については、建設廃棄物の最小化を見据え、現地形を生かした配置を考慮した結果から複数案を設定しなかった。

【地区計画による制約】

- ・都市計画道路有野藤原線の拡幅整備計画は既に決定されていた。
- ・ハイキングコースについては、利用率が高く、拡幅整備する必要があった。

【地形による制約】

- ・造成工事における建設廃棄物の最小化及び土量バランスを図る必要があった。
- ・雨水調整池について、防災面、地形条件、放流先の接続位置の関係から、配置場所の制約があった。

表 1.4.1 対象事業の計画の概要

名称	面積(m ²)	割合	摘要
業務地区 B	30,599.20	15.60%	
業務地区 B	3,007.93	1.53%	駐車場
業務地区 C	73,677.01	37.57%	
道路 (有野藤原線)	16,688.96	8.51%	市帰属
道路	9,333.69	4.75%	市帰属
緑地広場	7,133.24	3.64%	
調整池	4,898.32	2.50%	
緑地	50,791.14	25.90%	
開発区域	196,129.49	100.00%	

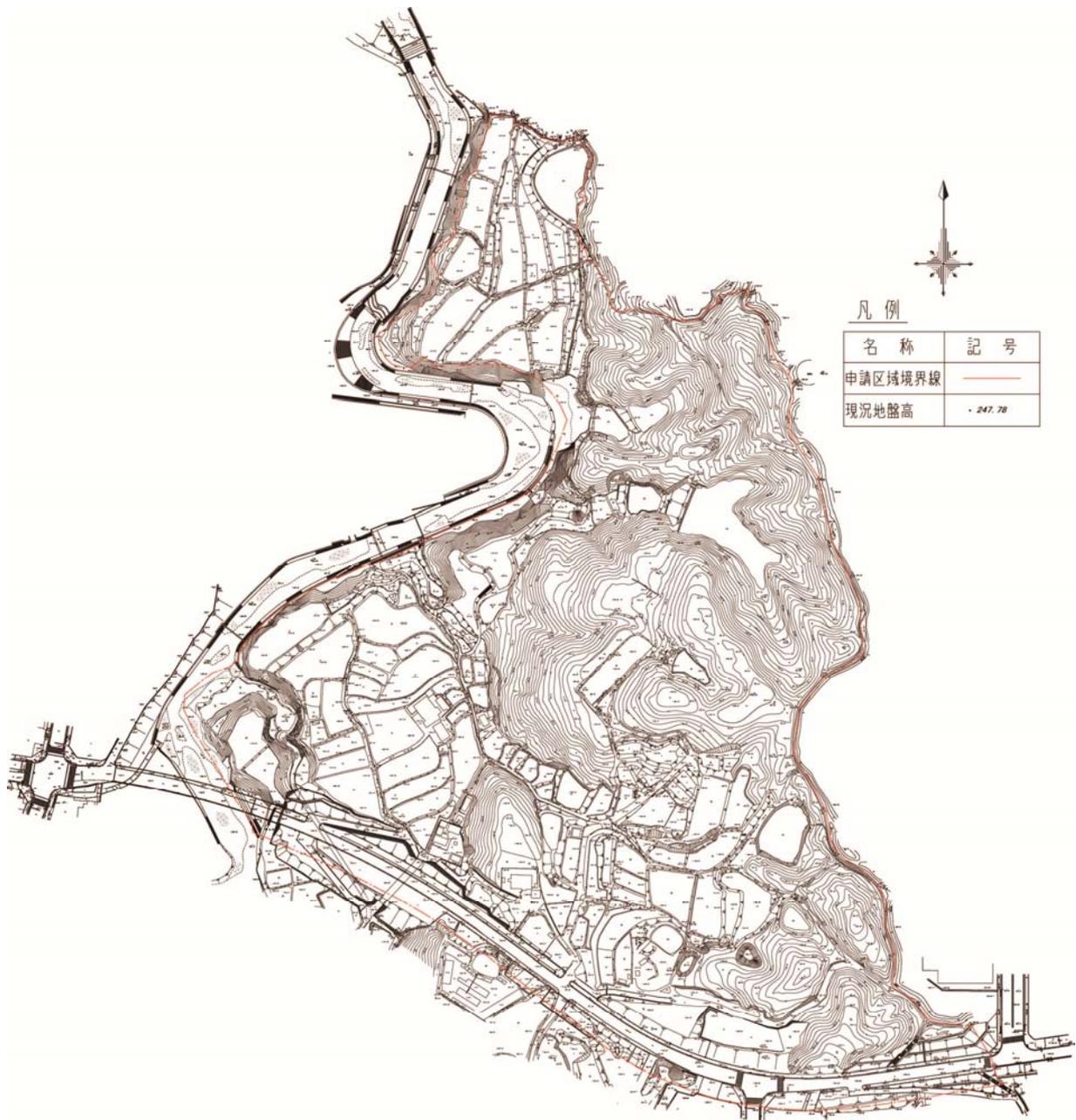


図 1.4.1 現況平面図

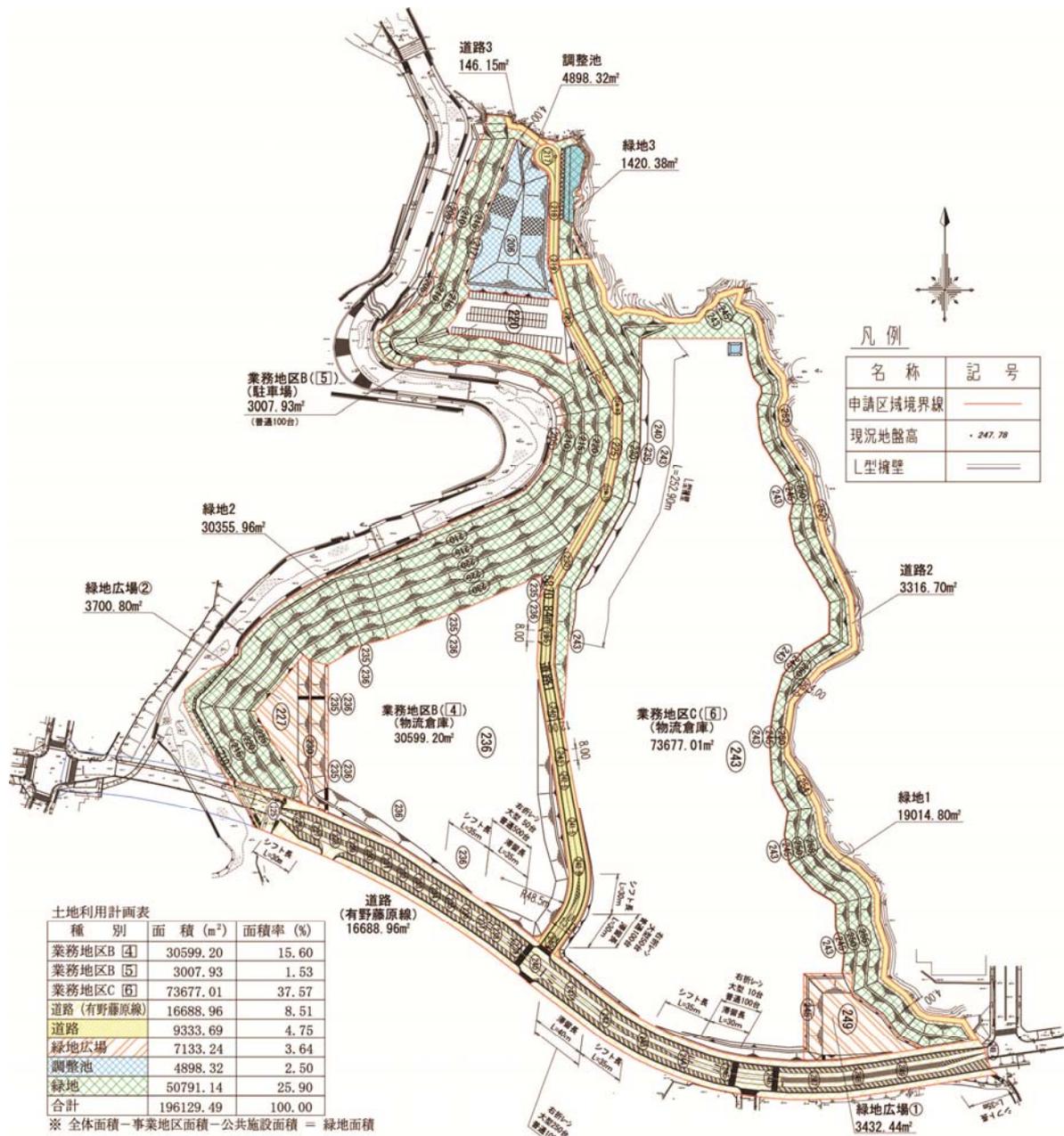


図 1.4.2 土地利用計画 (造成計画) 案

5. 対象事業の工事計画

(1) 造成計画

① 切土・盛土

切土及び盛土の最大高は、それぞれ15mであり、概ね東側を切土とし、西側を盛土として土地利用可能な造成を行う。

盛土法面は1：1.732以下、切土法面は1：1.5以下とする。

切土量、盛土量はそれぞれ50万m³であり、場内にて土量バランスを図るものとし、場外への搬出や場内への搬入はない。

土量について、切土・盛土の計画は図1.5.1に示すとおりである。

② 防災

事業計画地は、二級河川有野川の流域であることから、洪水調整計画は有野川の最小流下能力地点を調査する等、調査資料を整理して事業を進める。

③ 工事工程

本事業の概略工事工程は、表 1.5.1 に示すとおりである。

(2) 工事関係車両の運行計画

① 走行ルート

工事関係車両は、神戸市道有野藤原線及び西宮市道山88、山89、山91、山92を走行する計画である。

工事関係車両の主要な走行ルートは図1.5.2に示すとおりである。

② 車両の種類

工事関係車両は、主なものとして伐木の搬出、生コンクリートの搬入、砕石の搬入、コンクリート2次製品等資材の搬入車両である。

切土量、盛土量は場内で処理することから、土砂の搬入、搬出車両は発生しない計画である。



図1.5.1 切土・盛土の計画

表 1.5.1 概略工事工程

作業内容	1年目												2年目												3年目												4年目						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
土木工事	準備工事	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																														
	伐採工事																																										
	防災工事																																										
	河川改修工事																																										
	調整池工事																																										
	土工事																																										
	法面工事																																										
	擁壁工事																																										
	雨水排水工事																																										
	汚水排水工事																																										
	上水道工事																																										
	道路工事																																										
	付帯工事																																										
	片付け工																																										
	建築工事	基礎工事																																									
躯体工事																																											
外装工事																																											
内装工事																																											
電気設備工事																																											
外構工事																																											
供用開始																																											

■は工事最盛期を示す。

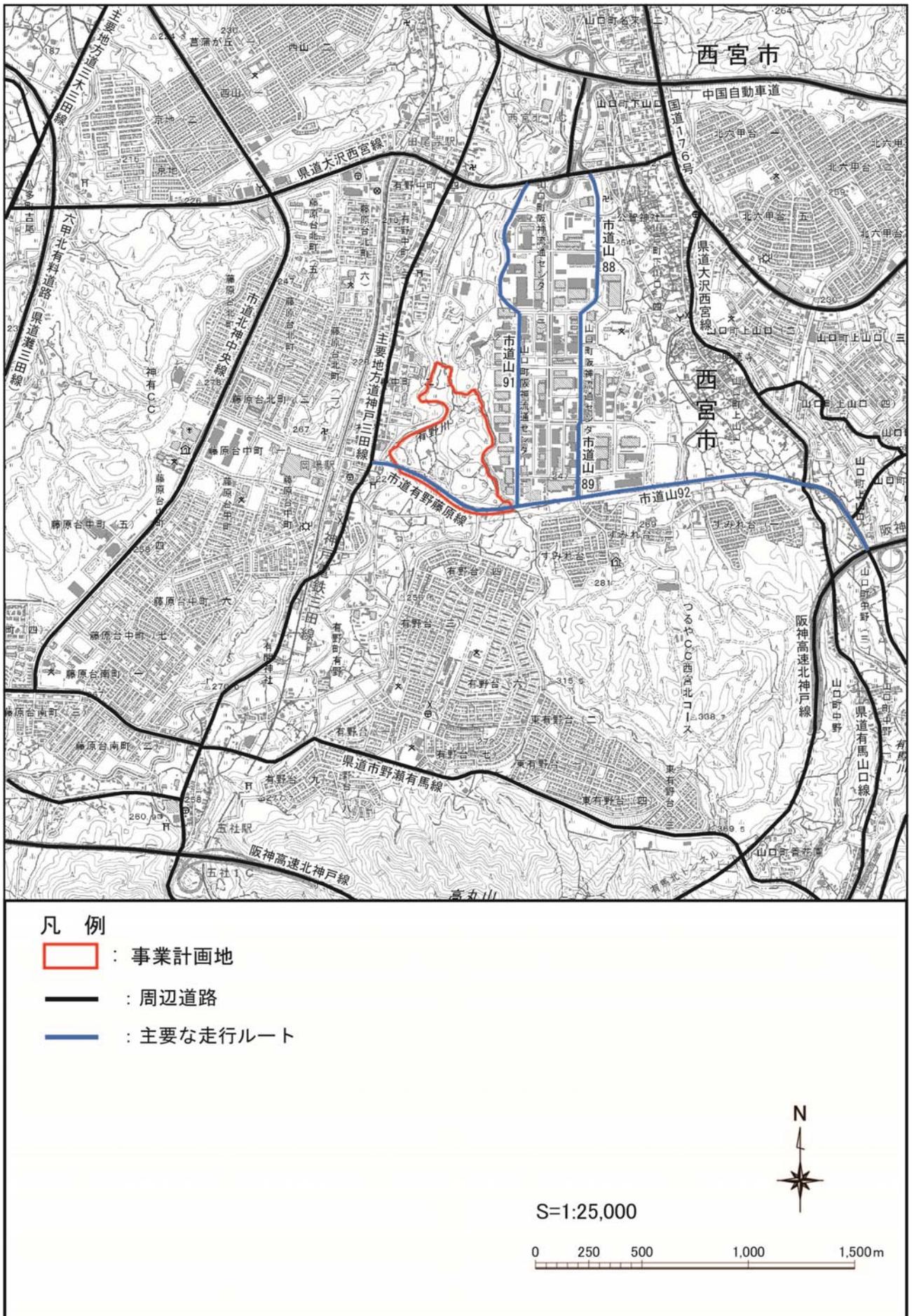


図 1.5.2 工事関係車両の主要な走行ルート

第2章 事業計画地及びその周辺の概況

第2章 事業計画地及びその周辺の概況

1. 調査対象地域の設定

概況調査の対象地域は、神戸市北区及び隣接する西宮市北部（塩瀬地区及び山口地区）の範囲とした。

2. 自然的概況

(1) 地象

① 地形の分類

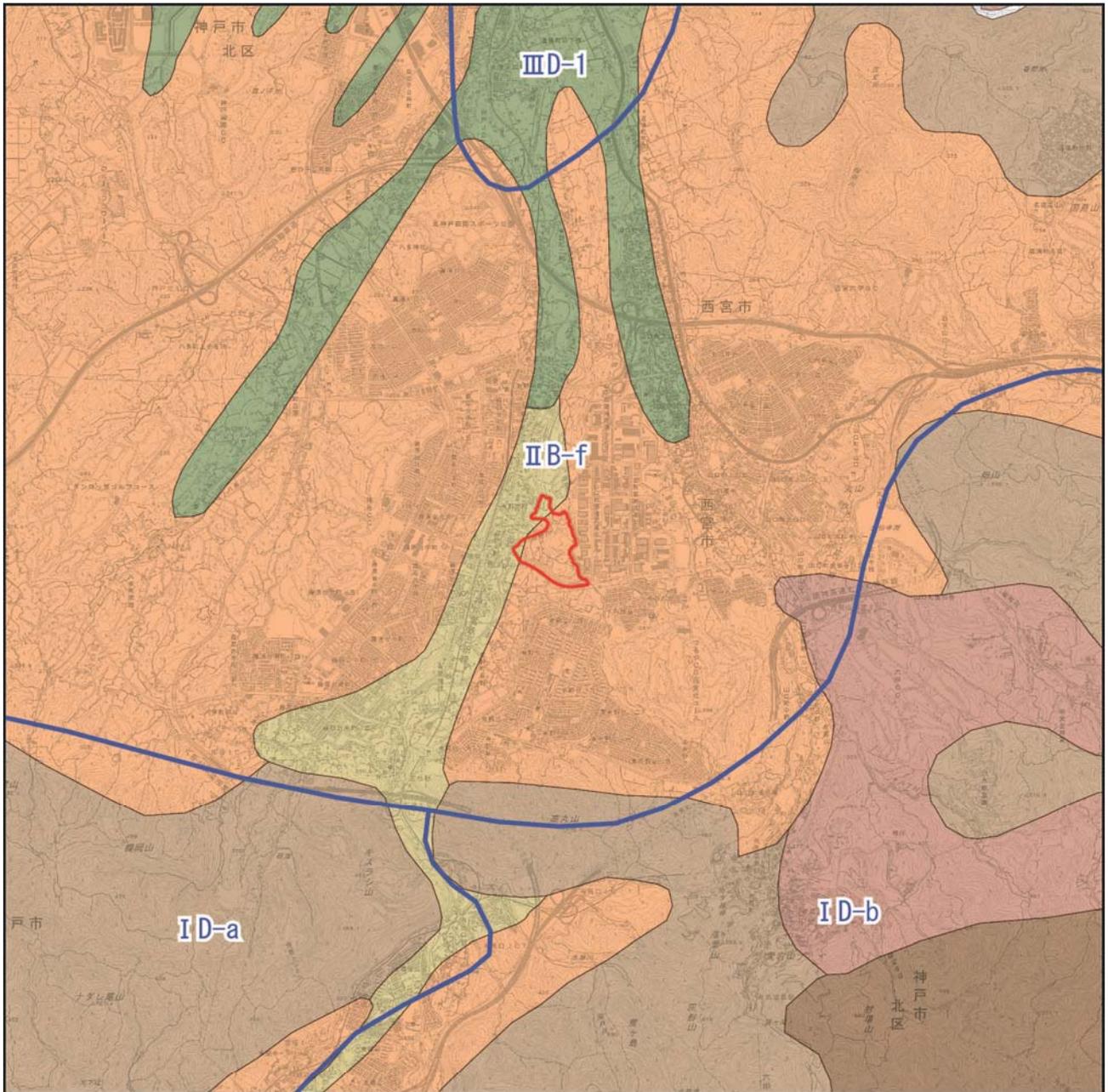
事業計画地及びその周辺の地形分類図は図2.2.1に示すとおりである。

事業計画地の地形区分は、六甲山系及び丹生帝釈山系北側の小起伏丘陵地である北神丘陵と有野川沿いの砂礫台地（下位）に跨る丘陵・台地地帯であり、東側の標高280m程度の丘陵地から西方向の砂礫台地に向かい緩やかに傾き下っている。近接する地形として、北側には三田盆地が広がっている。

② 地質の構造

事業計画地及びその周辺の表層地質図は図2.2.2に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺は、神戸層群及び大阪層群の新第三系、第四系の地層群が分布し、礫岩・砂岩・泥質岩互層及び泥・砂・礫で構成されている。隣接する地質として、流紋岩類が広がっている。



凡 例

- : 事業計画地
- : 中起伏山地
- : 小起伏山地
- : 大起伏丘陵地
- : 小起伏丘陵地
- : 砂礫台地（下位）
- : 扇状地性低地
- : 地形区分界
- I D-a : 帝釈山地
- I D-b : 六甲山地
- II B-f : 北神丘陵
- III D-1 : 三田盆地

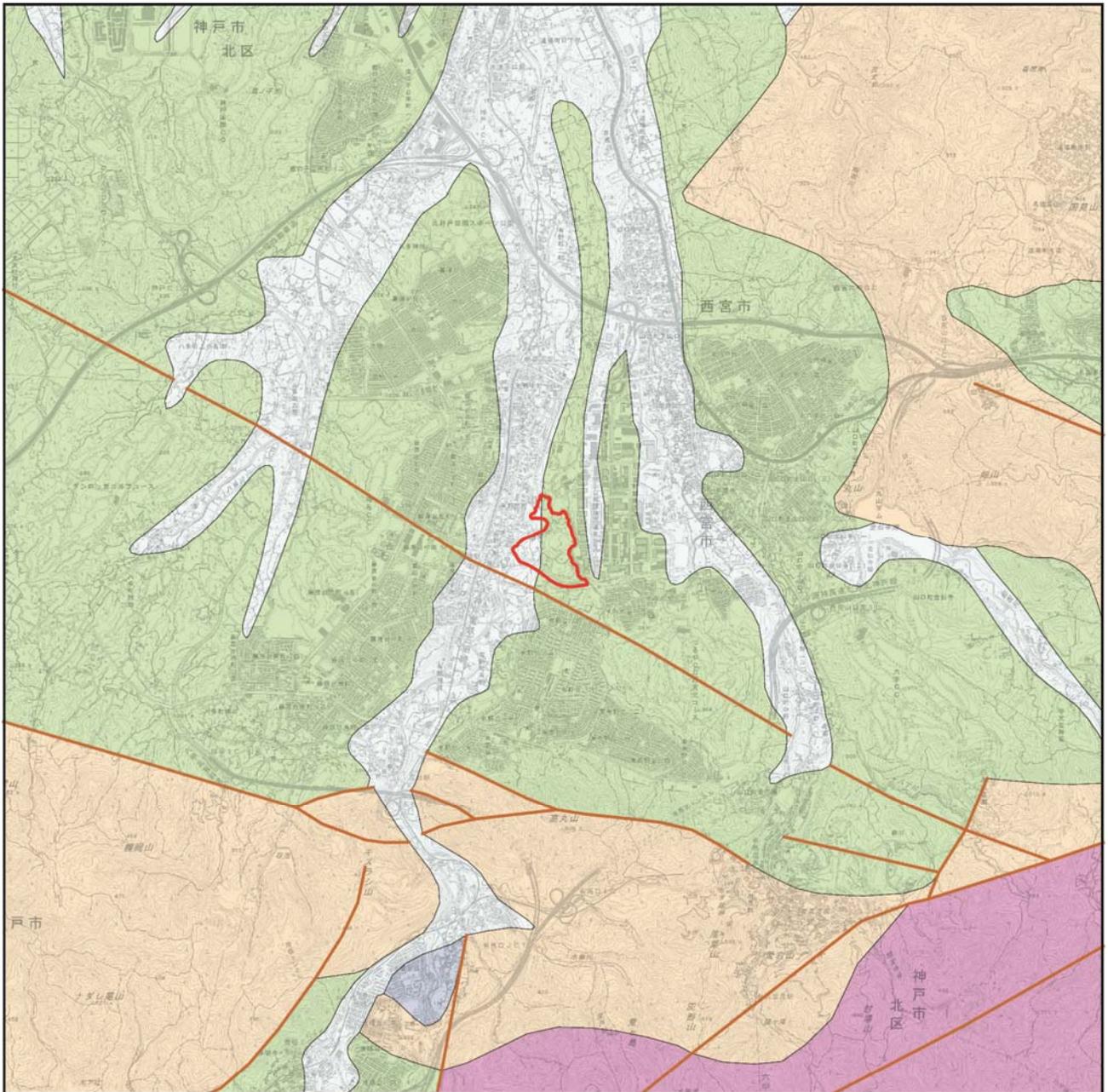
S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m



出典：「土地分類図（兵庫県）地形分類図」（昭和49年、経済企画庁）

图 2.2.1 地形分類图



凡 例

- : 事業計画地
- : 泥・砂・礫
- : 段・丘・礫
- : 礫岩・砂岩・泥質岩互層
- : 流紋岩類
- : 花崗岩類
- : 断層

S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m



出典：「土地分類図（兵庫県）地質分類図」（昭和49年、経済企画庁）

図 2.2.2 表層地質図

③ 重要な地形、地質

事業計画地及びその周辺における重要な地形及び地質の選定基準は表2.2.1、重要な地形及び地質の状況は表2.2.2、位置は図2.2.3に示すとおりである。

神戸市北区及び西宮市北部に存在する重要な地形として、「日本の典型地形」（国土地理院技術資料）によると、六甲断層、蓬莱峡・上ヶ平、白水峡、武庫川溪谷、六甲山地、白水峡断層露頭が選定されている。「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成元年環境庁）によると、蓬莱峡・上ヶ平、武庫川溪谷、屏風岩、百丈岩、鼓ヶ滝（有馬四十八滝）が地形・地質、自然環境に係る自然景観資源に選定されている。「兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドリスト2011-（地形・地質・自然景観・生態系）」（平成23年 兵庫県）によると、六甲断層、蓬莱峡・上ヶ平、白水峡がAランク、船坂の活断層崖がBランク、武庫川溪谷、古々山峠がCランクに選定されている。

事業計画地及びその周辺には貴重な地形は分布していない。

重要な地質は、「兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドリスト2011-（地形・地質・自然景観・生態系）」（平成23年 兵庫県）によると、神戸隕石、六甲断層がAランク、鎌倉峡・百丈岩、金剛童子溶岩がBランク、武庫川溪谷がCランク、有馬温泉が要注目に選定されている。

事業計画地及びその周辺には貴重な地質は分布していない。

表 2.2.1(1) 重要な地形及び地質の選定基準

	選定基準	カテゴリー
a	「文化財保護法」（昭和25年5月30日 法律第214号）及び「兵庫県文化財保護条例」（昭和39年4月1日 兵庫県条例第58号）、「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成9年3月31日 神戸市条例第50号）により指定されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定特別天然記念物 ・国指定天然記念物 ・兵庫県指定天然記念物 ・神戸市指定天然記念物 ・西宮市指定天然記念物
b	「日本の典型地形」（国土地理院技術資料）にとりあげられているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・典型地形
c	「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成元年 環境庁）にとりあげられているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地形・地質、自然環境に係る自然景観資源
d	「日本の地形レッドデータブック第1集-危機にある地形-」（平成12年 古今書院）において選定されている保存すべき地形	<ul style="list-style-type: none"> ・変動地形 ・火山地形 ・河川をつくる地形 ・気候を反映した地形 ・海岸地形 ・地質を反映した地形 ・その他の重要な地形

表 2.2.1(2) 重要な地形及び地質の選定基準

選定基準		カテゴリー
e	「兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然環境・生態系）」（平成23年 兵庫県）において、重要な地形及び地質として選定されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・Aランク 規模的、質的にすぐれており、貴重性の程度が最も高く全国的価値に相当するもの ・Bランク Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの ・Bランク Bランクに準ずるもので、市町村の価値に相当するもの ・要注目 温泉・湧水等のように地質以外の分野の自然現象のうち、地質との関連性があり重要とみなされるもの

表 2.2.2 事業計画地及びその周辺における重要な地形及び地質の状況

図中 番号	区分	名称	項目	重要な地形及び地質選定状況				
				a	b	c	d	e
①	地形	六甲断層	岩石、断層		○			A
—		蓬莱峡、上ヶ平	バッドランド、河成段丘、活断層地形		○	○		A
②		白水峡	バッドランド		○			A
③		武庫川溪谷	峡谷、溪谷		○	○		C
—		六甲山地	準平原遺物		○			
④		白水峡断層露頭	断層露頭		○			
⑤		菊水山	非火山性弧峰					
⑥		屏風岩	断崖、岸壁			○		
⑦		百丈岩	岩峰、岩柱			○		
⑧		鼓ヶ滝（有馬四十八滝）	滝			○		
⑨		船坂の活断層崖	低断層崖					B
—		古々山峠	谷中分水界					C
❶		地質	鎌倉峡・百丈岩	岩石、河食				
—	金剛童子溶岩		岩石					B
—	神戸隕石		隕石					A
❷	有馬温泉		温泉					要注目
❸	六甲断層；白水峡、蓬莱峡		岩石、断層；風化・侵食					A
—	武庫川峡谷		岩石；河食					C

注) 図中番号—：神戸市北区内又は西宮市北部内に存在するが、図2.2.3の範囲外に存在していることを示す。



凡例

- : 事業計画地
- } : 重要な地形
- }
- : 重要な地質



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m

出典：「日本の典型地形」（平成29年3月閲覧、国土地理院ホームページ）
「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
「兵庫県版レッドデータブック2011（地形・地質・自然環境・生態系）」（平成23年、兵庫県）

図 2. 2. 3 重要な地形及び地質の位置

(2) 水象

事業計画地がある神戸市の水系図は図2.2.4に示すとおりである。

事業計画地がある神戸市北区及び西宮北部は、主に加古川水系と武庫川水系である。事業計画地の周囲を流れる河川は武庫川水系であり、事業計画地の西側には武庫川の二次支流である有野川が流れており、北区道場町で一次支流の有馬川本流と合流している。

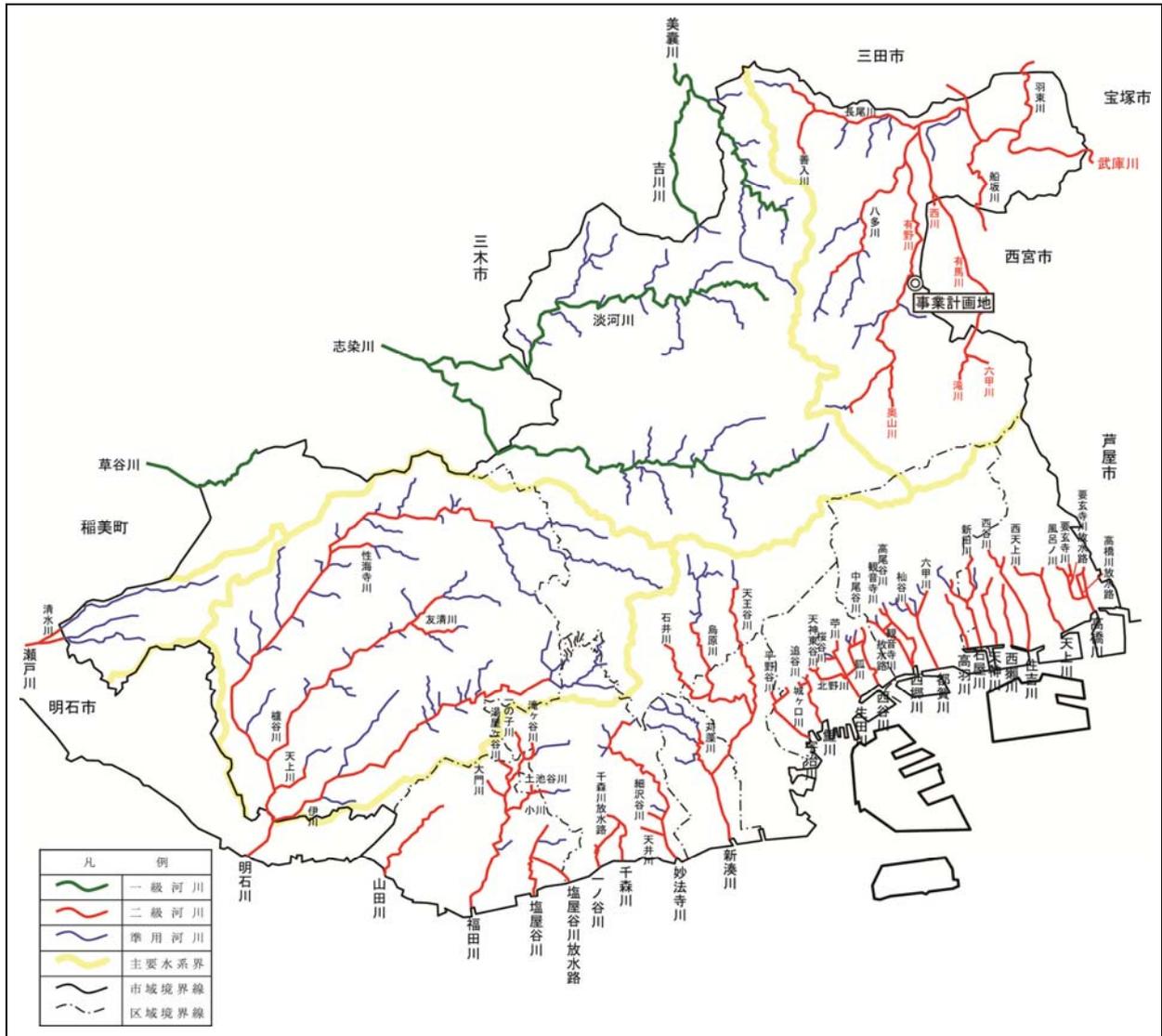


図 2.2.4 水系図

(3) 気象

事業計画地に最も近い気象庁の気象観測所である三田地域気象観測所の位置は、図2.2.5に示すとおりである。

三田地域気象観測所における気温、降水量、風速の経年変化は表2.2.3、平成28年における月別変化は図2.2.6、風配図は図2.2.7に示すとおりである。

三田地域気象観測所における1981年～2010年の平年値は、年平均気温13.8℃、年間降水量1239.9mm、年平均風速2.1m/sである。



図 2.2.5 気象観測局位置図

表 2.2.3 気象の経年変化

観測所・項目		年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平年値 ^{注1)}
		三田地域 気象観測所	年平均気温 (°C)	13.8	14.0	13.8	14.4	14.8
	年間降水量 (mm)	1265.5	1331.5	1316.0	1488.0	1515.5	1239.9	
	年平均風速 (m/s)	2.2	2.2	2.2	2.1 ^{注2)}	2.0	2.1	

注1) 平年値は、1981年～2010年までの30年間の値である。

注2) 平成27年の年平均風速は、資料不足値（統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている）である。

出典：「気象統計情報 三田地域気象観測所」（平成29年4月閲覧、気象庁ホームページ）

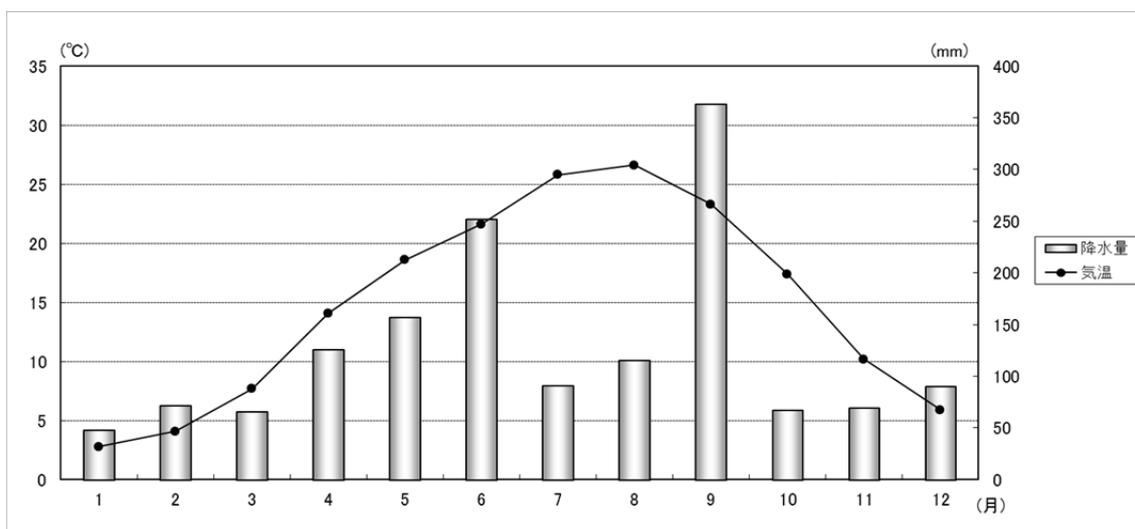


図 2.2.6 三田地域気象観測所における月別変化（平成 28 年）

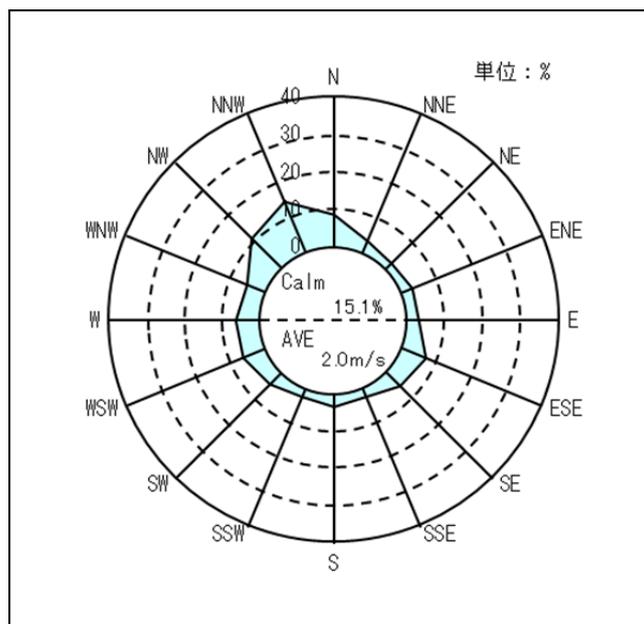


図 2.2.7 三田地域気象観測所 風配図（平成 28 年）

(4) 植物

事業計画地及びその周辺の現存植生図は図2.2.8のとおりである。

事業計画地は、神戸市北区の藤原台と西宮市山口町の阪神流通センターの間に位置し、各植生は有野川に沿って南北に分布している。

「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査」（平成29年4月閲覧 環境省生物多様性センターホームページ）によると、事業計画地周辺の樹林は、西宮市境に接するように分布し、代償植生のアベマキ・コナラ群集が樹林の大半を占めているほか、自然植生のカナメモチ・コジイ群集、代償植生のシイ・カシ二次林、アカメガシワ・カラスザンショウ群落が小規模で分布している。また、有野川沿いや樹林地の一部には竹林や谷地形を利用したスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布している。

事業計画地ではアベマキ・コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、竹林、水田がみられる。このほか灌漑用水に利用する大小のため池などの開放水域が多数分布するが、水生植物群落は一部に分布する程度である。

事業計画地に重要な植生は存在しないが、事業計画地周辺において兵庫県天然記念物の「山口の大カヤ」、神戸市天然記念物の「素戔鳴尊神社の社叢」「有間神社の社叢」、西宮市天然記念物の「山口の大ケヤキ」「公智神社社叢」の5件が指定されている。

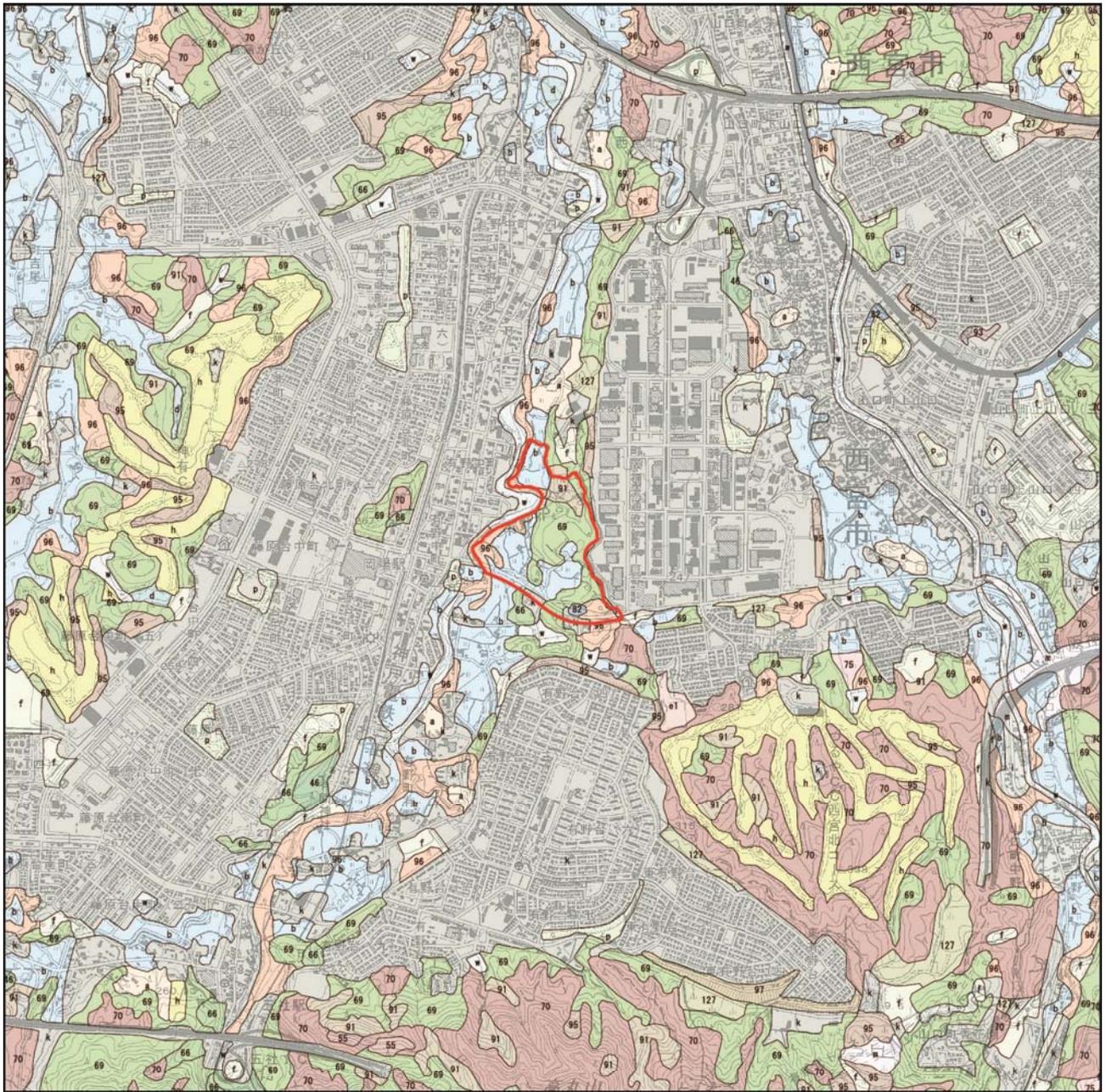
「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 日本の重要な植物群落 近畿版」（昭和55年 環境庁）によると、事業計画地周辺に「有間神社のコジイ林」「公智神社のコジイ林」等15箇所が特定植物群落として選定されている。

「兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドリスト2010-（植物・植物群落）」（平成22年 兵庫県）によると、事業計画地周辺では「有間神社のコジイ群落」「公智神社のコジイ群落」等19群落を選定されている。

「神戸の希少な野生動植物-神戸版レッドデータ2015-」（平成27年 神戸市）によると、58群落が神戸市の希少な植物群落に指定されており、事業計画地周辺では「有間神社のコジイ群落」「五社八幡宮のアラカシ群落」等32群落を選定されている。

植物相は、六甲山地の植物誌(1998 財団法人神戸市公園緑化協会)によると、神戸市北区及び西宮市北部において161科1399種の植物が確認されており、このうち重要な種は98科271種であった。

重要な植物の判断基準は表2.2.4に、文献調査により確認した重要な植物種は表2.2.5に示すとおりである。



凡例

 : 事業計画地

- 46 : カナメモチ - コジイ群集
- 66 : シイ・カシ二次林
- 69 : アベマキ - コナラ群集
- 127 : アカメガシワ - カラスザンショウ群落
- 70 : モチツツジ - アカマツ群集
- 75 : クズ群落
- 82 : ヨシクラス
- 91 : スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 93 : クロマツ植林
- 97 : 外国産樹種植林
- 95 : その他植林
- 96 : 竹林

- h : ゴルフ場・芝地
- f : 路傍・空地雑草群落
- e1 : 果樹園
- a : 畑雑草群落
- b : 水田雑草群落
- d : 放棄水田雑草群落
- k : 市街地
- i : 緑の多い住宅地
- p : 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- n : 造成地
- w : 開放水域

S=1:25,000

0 250 500 1,000 1,500m



出典：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査」（平成29年4月閲覧、環境省生物多様性センターホームページ）

図 2.2.8 現存植生図

表 2.2.4(1) 重要な植物の判断基準

文献	種別
文化財保護法等	<p>「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)による国天然記念物 「兵庫県文化財保護条例」(昭和39年4月1日 兵庫県条例第58号)による兵庫県天然記念物 「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成9年3月31日 条例第50号)による神戸市天然記念物</p>
種の保存法	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)による国内希少野生動植物の指定種</p>
植物群落 レッドデータブック	<p>「植物群落レッドデータ・ブック」(平成8年 (財)日本自然保護協会)選定群落 4: 新たな保全対策を緊急に講じなければ群落が崩壊する 3: 新たな保全対策を講じなければ、群落の状態が徐々に悪化する 2: 現在の保護対策はよいが、対策を講じなければ、将来破壊される恐れが大きい 1: 当面、新たな保護対策は必要ない</p>
環境省 レッドリスト2017	<p>「環境省レッドリスト2017の公表について」(平成29年3月31日報道発表、環境省)選定種 EX: 絶滅(我が国ではすでに絶滅したと考えられる種) EW: 野生絶滅(飼育・栽培下でのみ存続している種) CR: 絶滅危惧ⅠA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN: 絶滅危惧ⅠB類(ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU: 絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種) NT: 準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種) DD: 情報不足(評価するだけの情報が不足している種) Lp: 絶滅のおそれのある地域個体群(地域的に孤立している個体群で絶滅のおそれが高いもの)</p>
兵庫県 レッドリスト2010	<p>「兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドリスト2010－(植物・植物群落)」(平成22年 兵庫県)選定群落及び選定種 〔群落〕 A: 規模的、質的に優れており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの B: Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県的価値に相当するもの C: Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの 要注目: 人間生活との関わりを密接に示すもの、地元の人に愛されているものなど、貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべきもの 〔種〕 A: 兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種 B: 兵庫県内において絶滅の危険が増大している種など、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種 C: 兵庫県内において存続基盤が脆弱な種 要注目種: 最近減少の著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる種 地域限定貴重種: 兵庫県全域で見ると貴重とはいえないが、兵庫県内の特定の地域においてはA、B、C、要注目のいずれかのランクに該当する程度の貴重性を有する種 要調査種: 本県での生息・生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種</p>

表 2.2.4(2) 重要な植物の判断基準

文献	種別
<p>神戸版 レッドデータ2015</p>	<p>「神戸の希少な野生動植物-神戸版レッドデータ2015-」(最終更新日:2016年3月30日 神戸市ホームページ) 選定種、植物群落 〔選定種〕 貴重性検討対象種に対して、重要性(貴重さ5項目)、負の影響(5項目)の観点から選定 今(今見られない):神戸市内での確認記録、標本があるなど、かつては生息・生育していたと考えられるが、現在は見られなくなり、生息・生育の可能性がないと考えられる種。 A:神戸市内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種。 B:神戸市内において絶滅の危険が増大している種など、生息環境、自生地などの保全が必要な種。 C:神戸市内において存続基盤が脆弱な種。極力生息環境、自生地などの保全が必要な種。 D:最近減少の著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる要注目種) 調(要調査):神戸市での生息・生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種 〔植物群落〕 貴重性検討対象群落に対して、重要性(貴重さ2項目、豊富さ4項目)、負の影響(3項目)の観点から選定 A:規模的、質的にすぐれており貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当する群落。 B:Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当する群落。 C:Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当する群落。 D:人間生活との関わりを密接に示す群落、地元の人に愛されている群落、地域の生態系を支える群落等、貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべき群落。</p>

表 2.2.5(1) 文献調査により確認した重要な植物種

No.	科名	種名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2010	神戸版 RL2015
1	マツバラ科	マツバラ			NT	B	A
2	ヒカゲノカズラ科	マンネンスギ				B	A
3	イワヒバ科	タチクラマゴケ				B	
4	ミズニラ科	ミズニラ			NT	C	A
5	ハナヤスリ科	ナツノハナワラビ					B
6	ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ					C
7	ハナヤスリ科	ヒロハハナヤスリ				B	A
8	ゼンマイ科	ヤマドリゼンマイ				C	B
9	ゼンマイ科	ヤシャゼンマイ				B	A
10	コケシノブ科	ハイホラゴケ					B
11	コケシノブ科	アオホラゴケ					B
12	コバノイシカグマ科	オウレンシダ				B	
13	コバノイシカグマ科	イシカグマ				C	B
14	シノブ科	シノブ					C
15	ミズワラビ科	ハコネシダ					C
16	ミズワラビ科	ヒメウラジロ			VU	A	
17	ミズワラビ科	カラクサシダ					B
18	チャセンシダ科	カミガモシダ					A
19	チャセンシダ科	コウザキシダ				C	A
20	チャセンシダ科	イワトラノオ					C
21	オシダ科	イワヘゴ					B
22	オシダ科	ミヤマクマワラビ				C	B
23	オシダ科	アツギノヌカイタチシダマガイ				A	A
24	オシダ科	タニヘゴ					今
25	オシダ科	チャボイノデ				A	A
26	オシダ科	カタイノデ					B
27	ヒメシダ科	イワハリガネワラビ					C
28	メシダ科	ムクゲシケシダ					B
29	メシダ科	ナチシケシダ					C
30	メシダ科	ミヤマシケシダ				B	B
31	メシダ科	ノコギリシダ					C
32	メシダ科	エビラシダ				A	A
33	ウラボシ科	クリハラン				C	B
34	ヒメウラボシ科	オオクボシダ				A	A
35	デンジソウ科	デンジソウ			VU	A	A
36	サンショウモ科	サンショウモ			VU	A	A
37	クルミ科	サワグルミ					A
38	カバノキ科	サクラバハハンノキ			NT		B
39	カバノキ科	ミズメ					C
40	ブナ科	ブナ					A
41	ニレ科	コバノチョウセンエノキ					C
42	クワ科	ヒメイタビ					C
43	ヤドリギ科	ヤドリギ					C
44	タデ科	サイコクヌカボ			VU		A
45	タデ科	ナガバノウナギツカミ			NT	B	今
46	ヤマゴボウ科	マルミノヤマゴボウ					B
47	ナデシコ科	カワラナデシコ					C
48	ナデシコ科	オオヤマハコベ					C
49	マツブサ科	マツブサ					C
50	ヤマグルマ科	ヤマグルマ					C
51	キンポウゲ科	イブキトリカブト					今
52	キンポウゲ科	ユキワリイチゲ					A
53	キンポウゲ科	イチリンソウ					B
54	キンポウゲ科	オトコゼリ				B	A
55	メギ科	トキワイカリソウ					C
56	スイレン科	ヒメコウホネ			VU		
57	スイレン科	ヒツジグサ					C
58	ドクダミ科	ハンゲショウ				C	B
59	コショウ科	フウトウカズラ					今

表 2.2.5(2) 文献調査により確認した重要な植物種

No.	科名	種名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2010	神戸版 RL2015
60	センリョウ科	ヒトリシズカ					C
61	ウマノスズクサ科	ヒメカンアオイ					C
62	ボタン科	ケナシベニバナヤマシャクヤク					A
63	マタタビ科	サルナシ					調
64	ツバキ科	ナツツバキ					C
65	オトギリソウ科	トモエソウ					B
66	オトギリソウ科	ミズオトギリ					B
67	モウセンゴケ科	イシモチソウ			NT	C	B
68	モウセンゴケ科	コモウセンゴケ				C	A
69	アブラナ科	ミズタガラシ					B
70	アブラナ科	ミチバタガラシ				C	B
71	マンサク科	コウヤミズキ				B	A
72	ベンケイソウ科	ツメレンゲ			NT	C	C
73	ベンケイソウ科	ヒメレンゲ					C
74	ユキノシタ科	タチネコノメソウ					B
75	ユキノシタ科	チャルメルソウ					C
76	ユキノシタ科	ウメバチソウ					B
77	ユキノシタ科	タコノアシ			NT	C	C
78	バラ科	カワラサイコ				C	調
79	バラ科	イワキンバイ				B	A
80	バラ科	ツチグリ			VU	B	B
81	バラ科	テリハキンバイ				B	B
82	バラ科	ミチノクナシ			EN	調	
83	バラ科	バライチゴ					B
84	マメ科	フジキ					C
85	マメ科	タヌキマメ					B
86	マメ科	ミソナオシ				B	今
87	マメ科	ミヤマトベラ				A	A
88	マメ科	イヌハギ			VU	C	A
89	マメ科	マキエハギ				C	A
90	マメ科	オオバクサフジ				B	B
91	カタバミ科	エゾタチカタバミ					C
92	トウダイグサ科	タカトウダイ				C	A
93	ヒメハギ科	カキノハグサ				B	B
94	ヒメハギ科	ヒナノカンザシ				C	B
95	カエデ科	ヒナウチワカエデ				C	C
96	ムクロジ科	ムクロジ				C	B
97	ツリフネソウ科	ツリフネソウ					調
98	モチノキ科	フウリンウメモドキ					B
99	モチノキ科	タマミズキ				C	C
100	ミツバウツギ科	ミツバウツギ					C
101	ツゲ科	ツゲ					調
102	ツゲ科	フッキソウ				B	B
103	クロウメモドキ科	オオクマヤナギ				C	
104	クロウメモドキ科	クロウメモドキ					C
105	シナノキ科	ヘラノキ				A	A
106	グミ科	アリマグミ				C	C
107	スマレ科	エイザンスミレ					C
108	スマレ科	ヒゴスミレ					C
109	ミソハギ科	ミズマツバ			VU	C	B
110	アリノトウグサ科	オグラノフサモ			VU	B	
111	アリノトウグサ科	フサモ				B	A
112	ウリノキ科	ウリノキ					C
113	ウコギ科	ウラゲウコギ					C
114	セリ科	ノダケ					B
115	セリ科	ミシマサイコ			VU	C	A
116	セリ科	ドクゼリ				A	今
117	セリ科	カワラボウフウ					C
118	セリ科	シムラニンジン			VU		

表 2.2.5(3) 文献調査により確認した重要な植物種

No.	科名	種名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2010	神戸版 RL2015
119	セリ科	イブキボウフウ					C
120	セリ科	ムカゴニンジン					C
121	イチヤクソウ科	ウメガサソウ					B
122	イチヤクソウ科	シヤクジョウソウ				C	B
123	イチヤクソウ科	マルバノイチヤクソウ				B	A
124	ツツジ科	サツキ				A	A
125	ツツジ科	ユキグニミツバツツジ				C	C
126	ツツジ科	ダイセンミツバツツジ				C	調
127	サクラソウ科	クサレダマ				B	
128	サクラソウ科	クリンソウ				B	
129	エゴノキ科	ハクウンボク					B
130	モクセイ科	セツツイボタ				調	
131	マチン科	ホウライカズラ				C	B
132	リンドウ科	イヌセンブリ			VU	C	B
133	ミツガシロ科	ガガバタ			NT		B
134	ミツガシロ科	アサザ			NT	B	今
135	ガガイモ科	フナバラソウ			VU	B	A
136	ガガイモ科	タチカモメヅル					B
137	ガガイモ科	スズサイコ			NT		C
138	アカネ科	コカモメヅル				C	C
139	アカネ科	オヤマムグラ					C
140	アカネ科	イナモリソウ					C
141	ムラサキ科	オニルリソウ					B
142	ムラサキ科	ムラサキ			EN	Ex	今
143	シソ科	カワミドリ					C
144	シソ科	ジャコウソウ					C
145	シソ科	キセウタ			VU	B	今
146	シソ科	レモンエゴマ					B
147	シソ科	キバナアキギリ					B
148	シソ科	シソバタツナミ				調	
149	シソ科	ヤマタツナミソウ					B
150	シソ科	ミヤマナミキ				C	B
151	ナス科	イガホオズキ					C
152	ナス科	ヤマホロシ				C	C
153	フジウツギ科	フジウツギ				C	C
154	ゴマノハグサ科	アブノメ				C	B
155	ゴマノハグサ科	シソクサ				B	B
156	ゴマノハグサ科	キクモ					C
157	ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ			VU	A	A
158	ゴマノハグサ科	ヒキヨモギ					C
159	ゴマノハグサ科	オオヒキヨモギ			VU		
160	ハマウツボ科	オオナンバンギセル				B	B
161	ハマウツボ科	キヨスミウツボ				B	B
162	タヌキモ科	ノタヌキモ			VU		A
163	タヌキモ科	イヌタヌキモ			NT		
164	タヌキモ科	ミカワタヌキモ			VU	A	A
165	タヌキモ科	ムラサキミミカキグサ			NT	C	B
166	スイカズラ科	オオツクバネウツギ				C	B
167	スイカズラ科	キンキヒョウタンボク			EN	A	A
168	キキョウ科	サワギキョウ					C
169	キキョウ科	キキョウ			VU		B
170	キク科	テイショウソウ				C	C
171	キク科	カワラハハコ				B	
172	キク科	ヒメヨモギ				B	B
173	キク科	ヒメシオン				A	A
174	キク科	オケラ				C	C
175	キク科	モミジガサ					B
176	キク科	ウスゲタマブキ					C
177	キク科	ミヤマコウモリソウ			EN	A	A

表 2.2.5(4) 文献調査により確認した重要な植物種

No.	科名	種名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2010	神戸版 RL2015
178	キク科	コバナガンクビソウ			VU	C	調
179	キク科	ヒメガンクビソウ					C
180	キク科	シマカンギク					C
181	キク科	モリアザミ					A
182	キク科	ヒヨドリバナニバイタイ					C
183	キク科	ヤマジノギク					B
184	キク科	オグルマ				C	B
185	キク科	カセンソウ				C	B
186	キク科	オタカラコウ					C
187	キク科	ハンカイソウ					B
188	キク科	ナガバノコウヤボウキ					C
189	キク科	カシワバハグマ				C	C
190	キク科	フクオウソウ				B	B
191	キク科	ホクチアザミ					今
192	キク科	キクアザミ				B	A
193	キク科	オカオグルマ					B
194	キク科	タムラソウ					C
195	キク科	ツクシメナモミ					調
196	キク科	アオヤギバナ				A	A
197	キク科	ハバヤマボクチ				A	A
198	オモダカ科	マルバオモダカ			VU	B	A
199	オモダカ科	アギナシ				C	B
200	トチカガミ科	マルミスブタ			VU	B	A
201	トチカガミ科	スブタ			VU	C	B
202	トチカガミ科	ヤナギスブタ				C	C
203	トチカガミ科	ミズオオバコ			VU	C	C
204	ヒルムシロ科	イトモ				B	B
205	ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ			VU	B	B
206	イバラモ科	サガミトリゲモ			VU	B	B
207	イバラモ科	イトトリゲモ				C	C
208	ユリ科	キジカクシ					B
209	ユリ科	ユウスゲ				C	B
210	ユリ科	ノカンゾウ					C
211	ユリ科	カンザシギボウシ				C	C
212	ユリ科	キヨスミギボウシ				C	B
213	ユリ科	コバギボウシ					C
214	ユリ科	コオニユリ					B
215	ユリ科	ノシラン				B	B
216	ユリ科	ユキザサ					B
217	ユリ科	ヤマカシュウ					C
218	ユリ科	アマナ					B
219	アヤメ科	ノハナショウブ				C	B
220	イグサ科	イヌイ					調
221	ホシクサ科	ホシクサ				C	B
222	ホシクサ科	ヒロハイヌノヒゲ					B
223	イネ科	コウヤザサ					C
224	イネ科	ホガエリガヤ					C
225	イネ科	ホッサガヤ				C	B
226	イネ科	ヒメアブラススキ					B
227	イネ科	ヒナザサ					C
228	イネ科	カモノハシ					C
229	イネ科	ミチシバ				調	調
230	イネ科	ヌマガヤ					C
231	イネ科	タチネズミガヤ				C	C
232	イネ科	モロコシガヤ				C	B
233	イネ科	ヒゲシバ					B
234	サトイモ科	ホソバテンナンショウ				C	C
235	サトイモ科	ムロウマムシグサ				C	
236	ミクリ科	ヤマトミクリ				B	A

表 2.2.5(5) 文献調査により確認した重要な植物種

No.	科名	種名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2010	神戸版 RL2015
237	ミクリ科	ナガエミクリ				C	B
238	ミクリ科	ヒメミクリ			VU	B	A
239	カヤツリグサ科	オオナキリスゲ				C	C
240	カヤツリグサ科	ヤマジスゲ				C	B
241	カヤツリグサ科	アワボスゲ					B
242	カヤツリグサ科	ヒメミコシガヤ			CR	A	A
243	カヤツリグサ科	キンキカサスゲ					C
244	カヤツリグサ科	マメスゲ				C	B
245	カヤツリグサ科	フサナキリスゲ					B
246	カヤツリグサ科	セイタカハリイ					C
247	カヤツリグサ科	ミカヅキグサ				C	C
248	カヤツリグサ科	ノグサ				C	C
249	カヤツリグサ科	ケシンジュガヤ					C
250	カヤツリグサ科	マネキシソウ					C
251	カヤツリグサ科	コウキヤガラ				B	
252	ラン科	ヒナラン			EN	B	A
253	ラン科	マメヅタラン				B	A
254	ラン科	ムギラン					C
255	ラン科	エビネ				C	C
256	ラン科	ギンラン				C	C
257	ラン科	キンラン			VU	C	B
258	ラン科	ササバギンラン				B	A
259	ラン科	サイハイラン					C
260	ラン科	カキラン				C	C
261	ラン科	オニノヤガラ				C	C
262	ラン科	アケボノシュスラン					B
263	ラン科	サギソウ				B	B
264	ラン科	ウチョウラン			VU	A	A
265	ラン科	ジンバイソウ				B	調
266	ラン科	ヤマサギソウ				C	B
267	ラン科	コバノトンボソウ				C	C
268	ラン科	トキソウ				C	B
269	ラン科	ヤマトキソウ				C	B
270	ラン科	カヤラン				C	A
271	ラン科	ヒトツボクロ				B	B
合計	98 科	271 種	0 種	0 種	47 種	145 種	254 種

注 1) 六甲山地の植物誌(1998 財団法人神戸市公園緑化協会)の記載種のうち神戸市北区及び西宮市北部で確認記録のある重要種を抽出した。

注 2) 科名、種名及び配列等は、六甲山地の植物誌(1998 財団法人神戸市公園緑化協会)に準拠した。

判断基準：

- ・文化財保護法等：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）
「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年 4 月 1 日 兵庫県条例第 58 号）
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月 31 日 条例第 50 号）
国天：国天然記念物 県天：兵庫県天然記念物 市天：神戸市天然記念物
- ・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物
- ・環境省 RL2017：環境省レッドリスト 2017
CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
- ・兵庫県 RL2010：兵庫県版レッドリスト 2010（植物・植物群落）
絶：絶滅 A：A ランク B：B ランク C：C ランク 注：要注目 調：要調査
- ・神戸版 RL2015：神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2015－
今：今見られない A：A ランク B：B ランク C：C ランク 調：要調査

(5) 動物

① 哺乳類

「第2回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図 動植物分布図」(昭和56年 環境庁)、
「第6回自然環境保全基礎調査 哺乳類分布調査(調査期間:平成12~15年度)」(環境省生物多様性情報システムホームページ)による哺乳類分布図は、図2.2.9のとおりである。

事業計画地周辺では、哺乳類の調査対象種7種が確認されているが、ニホンザル、ニホンジカ及びニホンアナグマについては第6回の調査時には確認されていない。

また、兵庫県レッドデータブック2003(平成15年 兵庫県)において県内分布「神戸・阪神」地域で1994年以降に確認されている種及び神戸の希少な野生動植物-神戸版レッドデータ2015-で確認されている種は15科33種が記載されている。このうち、文化財保護法、種の保存法、環境省RL2017、兵庫県RDB2003、神戸版RL2015等により8科19種を哺乳類の重要種を抽出した。

重要な動物の判断基準は表2.2.6に、文献調査により確認した重要な哺乳類は表2.2.7に示すとおりである。

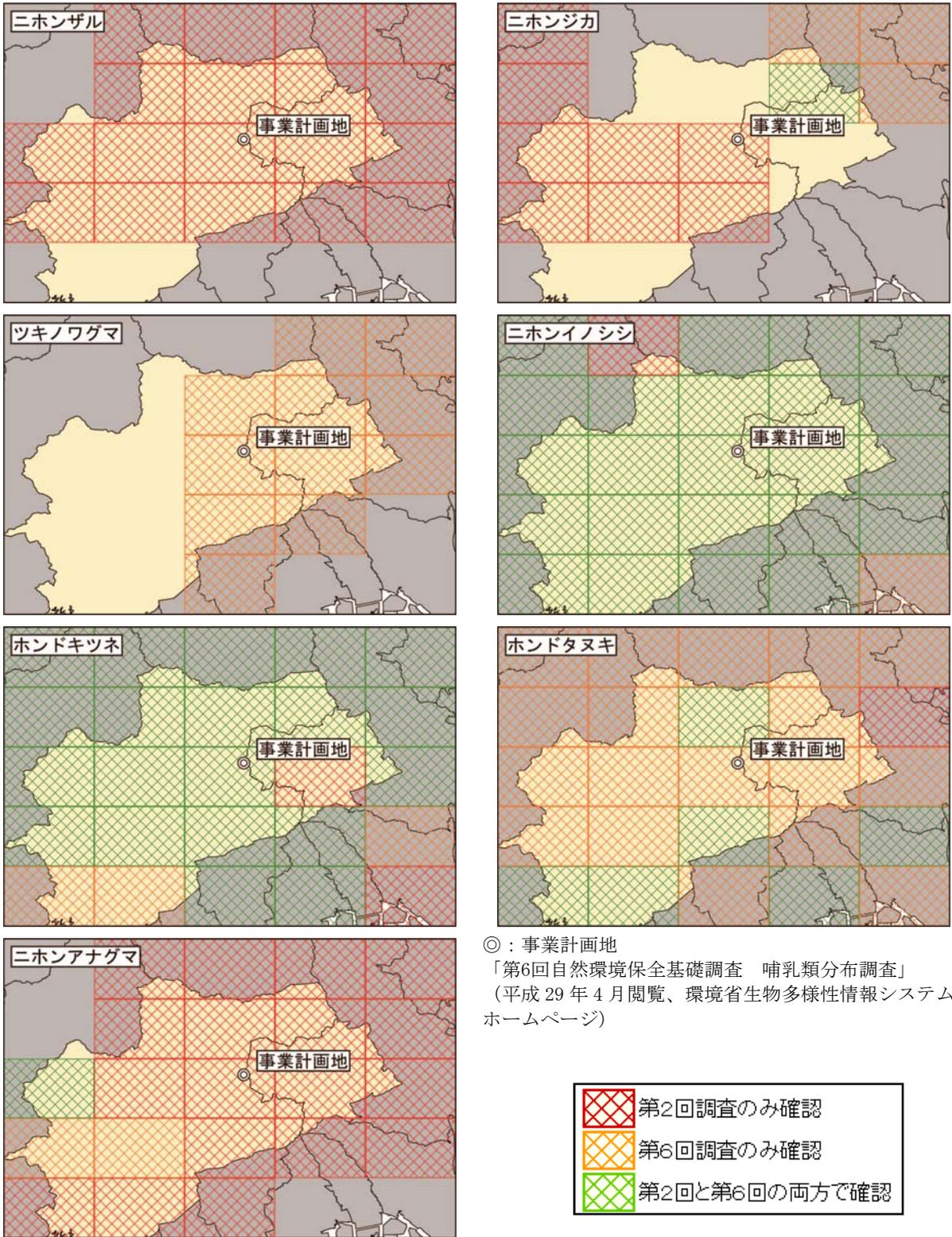


図 2.2.9 哺乳類分布図

表 2.2.6 重要な動物の判断基準

文献	種別
文化財保護法等	<p>「文化財保護法」（昭和25年5月30日 法律第214号）による国天然記念物 「兵庫県文化財保護条例」（昭和39年4月1日 兵庫県条例第58号）による兵庫県天然記念物 「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成9年3月31日 条例第50号）による神戸市天然記念物</p>
種の保存法	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日 法律第75号）による国内希少野生動植物の指定種</p>
環境省 レッドリスト2017	<p>「環境省レッドリスト2017の公表について」（平成29年3月31日報道発表、環境省）選定種 EX：絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種） EW：野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種） CR：絶滅危惧ⅠA類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの） EN：絶滅危惧ⅠB類（ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの） VU：絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種） NT：準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種） DD：情報不足（評価するだけの情報が不足している種） Lp：絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で絶滅のおそれが高いもの）</p>
兵庫県 レッドデータブック 2003 レッドリスト2012 レッドリスト2013	<p>「兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドデータブック2003－」（平成15年 兵庫県）選定種（哺乳類、爬虫類、両生類） 「兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドリスト2012－」（平成24年 兵庫県）選定種（昆虫類） 「兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドリスト2013－」（平成25年 兵庫県）選定種（鳥類） A：兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種 B：兵庫県内において絶滅の危険が増大している種など、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種 C：兵庫県内において存続基盤が脆弱な種 要注目種：最近減少の著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる種 地域限定貴重種：兵庫県全域で見ると貴重とはいえないが、兵庫県内の特定の地域においてはA、B、C、要注目のいずれかのランクに該当する程度の貴重性を有する種 要調査種：本県での生息・生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種</p>
神戸版 レッドデータ2015	<p>「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ2015－」（最終更新日：2016年3月30日 神戸市ホームページ）選定種 〔選定種〕 貴重性検討対象種に対して、重要性（貴重さ5項目）、負の影響（5項目）の観点から選定 今（今見られない）：神戸市内での確認記録、標本があるなど、かつては生息・生育していたと考えられるが、現在は見られなくなり、生息・生育の可能性がないと考えられる種。 A：神戸市内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種。 B：神戸市内において絶滅の危険が増大している種など、生息環境、自生地などの保全が必要な種。 C：神戸市内において存続基盤が脆弱な種。極力生息環境、自生地などの保全が必要な種。 D：最近減少の著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる要注目種） 調（要調査）：神戸市内での生息・生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種</p>

表 2.2.7 文献調査により確認した重要な哺乳類

No.	科名	種名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RDB2003	神戸版 RL2015
1	トガリネズミ科	カワネズミ				注	A
2		ジネズミ				注	B
3	モグラ科	ヒミズ					B
4		コウベモグラ					C
5	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ				調	調
6		コキクガシラコウモリ					調
7	ヒナコウモリ科	ユビナガコウモリ				調	調
8	イヌ科	キツネ					調
9	イタチ科	テン					調
10		イタチ					調
11		アナグマ				C	B
12	リス科	ニホンリス					B
13		モモンガ					調
14		ムササビ				B	A
15	ネズミ科	スミスネズミ					A
16		ハタネズミ					A
17		カヤネズミ					B
18		アカネズミ					C
19		ヒメネズミ					C
合計	8 科	19 種	0 種	0 種	0 種	6 種	19 種

注 1) 兵庫県 RDB2003 の県内分布「神戸・阪神」欄に○（1994 年以降に確認されている地域）のある重要種及び神戸版市 RL2015 によりリストアップされた重要種を記載した。

注 2) 科名、種名及び配列等は、「日本野生鳥獣目録」（平成 14 年、環境省）に準拠した。

判断基準：

- ・文化財保護法等：「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）
「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年 4 月 1 日 兵庫県条例第 58 号）
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月 31 日 条例第 50 号）
国天：国天然記念物 県天：兵庫県天然記念物 市天：神戸市天然記念物
- ・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物
- ・環境省 RL2017：環境省レッドリスト 2017
CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
- ・兵庫県 RDB2003：兵庫県版レッドデータブック 2003
絶：絶滅 A：A ランク B：B ランク C：C ランク 注：要注目 調：要調査
- ・神戸版 RL2015：神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2015－
今：今見られない A：A ランク B：B ランク C：C ランク 調：要調査

② 鳥類

神戸市北区周辺の鳥類を記載した文献調査によると、「神戸の野鳥」（平成11年（財）神戸市体育協会）では48科154種、兵庫の野鳥（昭和59年 神戸新聞出版センター）では4科4種の鳥類が記載されている。このうち、文化財保護法、種の保存法、環境省RL2017、兵庫県RL2013、神戸版RL2015等によると、32科77種の鳥類を重要種を抽出した。

文献調査により確認した重要な鳥類は表2. 2. 8に示すとおりである。

表 2. 2. 8(1) 文献調査により確認した重要な鳥類

No.	科名	種名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2013	神戸版 RL2015		
							繁殖 個体 群	通過 個体 群	越冬 個体 群
1	キジ科	ウズラ			VU	A			調
2		ヤマドリ				注	調		
3	カモ科	オシドリ			DD	B			C
4		ヨシガモ							C
5		アメリカヒドリ				注			
6		シマアジ				C		C	
7		トモエガモ			VU	C			B
8	ハト科	カラスバト			NT				
9	サギ科	ミゾゴイ			VU	A	A		
10		ササゴイ				C	B		
11		アマサギ					B		
12		ダイサギ					B		
13		コサギ					B		
14	クイナ科	クイナ				調			B
15		ヒクイナ			NT	B	B		C
16	カッコウ科	ジュウイチ				C		C	
17		ホトトギス					B		
18		ツツドリ					B		
19		カッコウ						C	
20	ヨタカ科	ヨタカ			NT	A	B		
21	アマツバメ科	ヒメアマツバメ				B			
22	チドリ科	ケリ			DD				
23		イカルチドリ				B	B		B
24		コチドリ					C		
25	シギ科	ヤマシギ				B			C
26		アオシギ				B			B
27		タシギ				B			B
28		クサシギ							C
29		イソシギ				C			
30	タマシギ科	タマシギ			VU	B	B		B
31	ミサゴ科	ミサゴ			NT	A			C
32	タカ科	ハチクマ			NT	B	B		
33		ツミ				B	調		C
34		ハイタカ			NT	C			C
35		オオタカ		○	NT	B	B		C
36		サシバ			VU	B	A		
37		ノスリ				B			C
38		クマタカ		○	EN	A			
39		フクロウ科	コノハズク				A		
40	フクロウ						C		C
41	アオバズク					B	B		
42	ヤツガシラ科	ヤツガシラ				調			
43	カワセミ科	アカショウビン				B		C	
44		カワセミ				注			
45		ヤマセミ				B	A		A

表 2.2.8(2) 文献調査により確認した鳥類

No.	科名	種名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2013	神戸市 RL2015		
							繁殖 個体 群	通 過 個 体 群	越 冬 個 体 群
46	ブッポウソウ科	ブッポウソウ			EN	A		C	
47	キツツキ科	アリスイ				B			C
48		アカゲラ				C			C
49		アオゲラ				C	C		C
50	ハヤブサ科	チゴハヤブサ				C			
51		ハヤブサ		○	VU	B	A		C
52	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ		○	EN	調	調	調	
53	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	C	B		
54	カササギヒタキ科	サンコウチョウ					C		
55	シジュウカラ科	コガラ				注			
56	ムシクイ科	メボソムシクイ				B			
57	センニュウ科	エゾセンニュウ				調			
58	ヨシキリ科	コヨシキリ				C	B		
59	ミソサザイ科	ミソサザイ					C		
60	カワガラス科	カワガラス				C	B		B
61	ヒタキ科	マミジロ				B			
62		トラツグミ					C		
63		コマドリ				B			
64		コルリ				B			
65		ルリビタキ				A			
66		ノビタキ				A			
67		コサメビタキ				C	C		
68		キビタキ				注			
69		オオルリ				注			
70	イワヒバリ科	カヤクグリ				A			C
71	アトリ科	ベニヒワ				調			
72		オオマシコ				調			調
73		イスカ				調			
74	ホオジロ科	ノジコ			NT	A		C	
75		アオジ				A			
76		クロジ				B			調
77		オオジュリン							C
合計		77 種	0 種	4 種	20 種	61 種	30 種	7 種	28 種

注 1) 神戸の野鳥(1999 財団法人神戸市体育協会)の記載種のうち、神戸市北区、六甲山地等で確認記録のある重要種及び兵庫の野鳥(1984 神戸新聞出版センター)の記載種のうち、神戸市北区、西宮市塩瀬等で確認記録のある重要種を抽出した。

注 2) 科名、種名及び配列等は「日本鳥類目録改訂第 7 版」(平成 24 年、日本鳥学会)に準拠した。

判断基準:

- ・文化財保護法等: 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)
「兵庫県文化財保護条例」(昭和 39 年 4 月 1 日 兵庫県条例第 58 号)
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日 条例第 50 号)
国天: 国天然記念物 県天: 兵庫県天然記念物 市天: 神戸市天然記念物
- ・種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)
国内: 国内希少野生動植物
- ・環境省 RL2017: 環境省レッドリスト 2017
CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足
- ・兵庫県 RL2013: 兵庫県版レッドリスト 2013 (鳥類)
絶: 絶滅 A: A ランク B: B ランク C: C ランク 注: 要注目 調: 要調査
- ・神戸版 RL2015: 神戸の希少な野生動植物-神戸版レッドデータ 2015-
今: 今見られない A: A ランク B: B ランク C: C ランク 調: 要調査

③ 爬虫類・両生類

「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（両生類・は虫類）」（昭和54年 環境庁）によると、神戸市北区周辺において、カスミサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、モリアオガエルの2科3種の両生類が記載されている。

また、兵庫県レッドデータブック2003（平成15年 兵庫県）において県内分布「神戸・阪神」地域で1994年以降に確認されている種及び神戸の希少な野生動植物-神戸版レッドデータ2015-で確認されている種は爬虫類10科18種、両生類8科17種が記載されている。このうち、文化財保護法、種の保存法、環境省RL2017、兵庫県RDB2003、神戸版RL2015等により、5科8種の爬虫類、6科13種の両生類を重要種として抽出した。

文献調査により確認した重要な爬虫類・両生類は表2.2.9に示すとおりである。

表 2.2.9 文献調査により確認した重要な爬虫類・両生類

分類	No.	科名	種名	文化財保護法等	種の保存法	環境省RL2017	兵庫県RDB2003	神戸版RL2015
爬虫類	1	イシガメ科	ニホンイシガメ			NT		B
	2	スッポン科	ニホンスッポン			DD	調	C
	3	ヤモリ科	タワヤモリ			NT	A	調
	4	タカチホヘビ科	タカチホヘビ				C	
	5	ナミヘビ科	ジムグリ				注	B
	6		アオダイショウ					調
	7		ヒバカリ				注	B
	8		シロマダラ				C	
合計		5科	8種	0種	0種	3種	6種	6種
両生類	1	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ			VU	B	B
	2		ヒダサンショウウオ			NT	B	A
	3	オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ			VU	B	調
	4	イモリ科	アカハライモリ			NT	注	C
	5	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル				C	C
	6	アカガエル科	タゴガエル				C	C
	7		ニホンアカガエル				C	C
	8		ヤマアカガエル				C	調
	9		ツチガエル				C	B
	10		ナゴヤダルマガエル				A	A
	11		シュレーゲルアオガエル				C	C
	12		モリアオガエル				B	B
	13	カジカガエル				C	B	
合計		6科	13種	0種	0種	4種	13種	13種

注1) 兵庫県 RDB2003 の県内分布「神戸・阪神」欄に○（1994年以降に確認されている地域）のある重要種及び神戸版市RL2015によりリストアップされた重要種を記載した。

注2) 科名、種名及び配列等は、「日本産爬虫両生類標準和名」（平成27年5月28日、日本爬虫両生類学会）に準拠した。判断基準：

- 文化財保護法等：「文化財保護法」（昭和25年5月30日 法律第214号）
「兵庫県文化財保護条例」（昭和39年4月1日 兵庫県条例第58号）
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成9年3月31日 条例第50号）
国天：国天然記念物 県天：兵庫県天然記念物 市天：神戸市天然記念物
- 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日 法律第75号）
国内：国内希少野生動植物
- 環境省 RL2017：環境省レッドリスト2017
CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
- 兵庫県 RDB2003：兵庫県版レッドデータブック2003
絶：絶滅 A：Aランク B：Bランク C：Cランク 注：要注目 調：要調査
- 神戸版 RL2015：神戸の希少な野生動植物-神戸版レッドデータ2015-
今：今見られない A：Aランク B：Bランク C：Cランク 調：要調査

④ 魚類

「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（淡水魚類）」（昭和58年 兵庫県）によると、調査対象種であるニッポンバラタナゴ、イトヨ、トミヨ、オヤニラミ、カマキリは神戸市北区及び西宮市北部では確認されていない。

また、神戸の淡水魚（昭和63年 神戸自然誌出版会）における北神河川及び武庫川水系並びに兵庫県の淡水魚（平成20年 兵庫陸水生物研究会）における武庫川上流域では魚類17科61種が記載されている。このうち、文化財保護法、種の保存法、環境省RL2017、兵庫県RDB2003、神戸版RL2015等により、12科35種の重要種を抽出した。文献調査により確認した重要な魚類は表2.2.10に示すとおりである。

表 2.2.10 文献調査により確認した魚類

No.	科名	種和名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RDB2003	神戸版 RL2015	
1	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種			VU	A	要調査	
2	ウナギ科	ニホンウナギ			EN		C	
3	コイ科	ゲンゴロウブナ			EN			
4		ギンブナ					C	
5		ヤリタナゴ			NT	B	B	
6		アブラボテ			NT	C	調	
7		カネヒラ				B	調	
8		シロヒレタビラ			EN	A	A	
9		ニッポンバラタナゴ			CR	A	A	
10		ワタカ			CR			
11		カワバタモロコ			EN	A	A	
12		ハス			VU			
13		カワヒガイ			NT	C	調	
14		ビワヒガイ					調	
15		ヒガイ類					調	
16		ムギツク					A	
17		ホンモロコ			CR			
18		ツチフキ			EN			
19		イトモロコ					B	
20		デメモロコ			VU			
21		スゴモロコ			VU			
22		コウライモロコ				C	C	
23		ドジョウ科	ドジョウ			DD	B	C
24			オオシマドジョウ					B
25	ナミスジシマドジョウ				VU		B	
26	ナガレホトケドジョウ				EN	B	B	
27	ギギ科	ギギ					B	
28	アカザ科	アカザ			VU	B	A	
29	アユ科	アユ					C	
30	サケ科	サツキマス (アマゴ)			NT	A		
31	メダカ科	ミナミメダカ			VU	注	C	
32	ケツギョ科	オヤニラミ			EN	B		
33	カジカ科	カジカ			NT	B		
34	ハゼ科	シマヨシノボリ					調	
35		ウキゴリ				調	C	
合計	12 科	35 種	0 種	0 種	23 種	17 種	25 種	

注 1) 神戸の淡水魚 (1988 神戸自然誌出版会) 及び兵庫県の淡水魚 (2008 兵庫陸水生物研究会) において確認記録のある重要種を抽出した。

注 2) 科名、種名、学名、配列等は、「日本産魚類全種の学名」(2015 年 3 月、東海大学出版部) に準拠した。

判断基準:

- ・文化財保護法等: 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)
「兵庫県文化財保護条例」(昭和 39 年 4 月 1 日 兵庫県条例第 58 号)
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日 条例第 50 号)
国天: 国天然記念物 県天: 兵庫県天然記念物 市天: 神戸市天然記念物
- ・種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)
国内: 国内希少野生動植物
- ・環境省 RL2017: 環境省レッドリスト 2017
CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足
- ・兵庫県 RDB2003: 兵庫県版レッドデータブック 2003
絶: 絶滅 A: A ランク B: B ランク C: C ランク 注: 要注目 調: 要調査
- ・神戸版 RL2015: 神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—
今: 今見られない A: A ランク B: B ランク C: C ランク 調: 要調査

⑤ 昆虫類

「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（昆虫類）」（昭和55年 環境庁）によると、神戸市北区及び西宮市北部では、調査対象種のうち、指標昆虫類として、ハッチョウトンボ、タガメ、オオムラサキ、ゲンジボタルの4種、特定昆虫類として、ハネビロエゾトンボ、オオエゾトンボ、ヨコヅナサシガメ、オオトゲクダアザミウマ、クロツバメシジミ、エゾヨツメ、オオシモフリスズメ、モンシロモドキ、ハラグロオオテントウの9種確認されている。

また、「神戸のトンボ」（平成10年3月 身近な生きもの調査運営委員会）において神戸市北区に確認記録のある種、「神戸の蝶」（1981年6月 加藤昌宏, 武衛晴雄）において神戸市北区に確認記録のある種、兵庫県レッドリスト2003（平成15年 兵庫県）において県内分布「神戸・阪神」欄に○（1994年以降に確認されている地域）のある種では昆虫類86科327種の昆虫類が記載されている。このうち、文化財保護法、種の保存法、環境省RL2017、兵庫県RL2012、神戸版RL2015等により、79科205種の重要種を抽出した。その結果を表2.2.11に示す。

表 2.2.11(1) 文献調査により確認した昆虫類

No.	科名	和名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2012	神戸市 RL2015
1	ガガンボカゲロウ科	ガガンボカゲロウ					調
2	フタオカゲロウ科	オオフタオカゲロウ					C
3	トビイロカゲロウ科	オオトゲエラカゲロウ				注	B
4	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ			EN	A	今
5	イトトンボ科	ベニイトトンボ			NT	A	B
6		モートンイトトンボ			NT	A	B
7		ムスジイトトンボ				注	C
8		オオイトトンボ				B	C
9	モノサシトンボ科	グンバイトンボ			NT	B	B
10	カワトンボ科	アオハダトンボ			NT	A	今
11	ムカシトンボ科	ムカシトンボ				注	A
12	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ			NT	B	A
13		アオヤンマ			NT	C	A
14		ルリボシヤンマ				C	A
15		マルタンヤンマ					C
16		カトリヤンマ				C	B
17		サラサヤンマ				B	B
18	サナエトンボ科	キイロサナエ			NT	B	C
19		ヒメクロサナエ					B
20		オナガサナエ					C
21		アオサナエ				C	A
22		ホンサナエ				A	A
23		オジロサナエ					C
24		タベサナエ			NT		調
25		フタスジサナエ			NT		
26		オグマサナエ			NT		調
27		ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ				B
28	エゾトンボ科	トラフトンボ					C
29		キイロヤマトンボ			NT	A	今
30		ハネビロエゾトンボ			VU	B	B
31		タカネトンボ				注	調
32		エゾトンボ				C	C
33		オオエゾトンボ					

表 2.2.11(2) 文献調査により確認した昆虫類

No.	科名	和名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2012	神戸市 RL2015	
34	トンボ科	ベッコウトンボ		国内	CR	A	今	
35		ヨツボシトンボ				注	C	
36		ハッチョウトンボ				B	B	
37		キトンボ					C	
38		アキアカネ				注	C	
39		ナニワトンボ			VU	C	C	
40		ノシメトンボ					C	
41		マイコアカネ					調	
42		マダラナニワトンボ			EN	A	今	
43		ヒメアカネ				注		
44		ミヤマアカネ				C	C	
45		オオキトンボ			EN	B	C	
46		カマキリ科	ヒナカマキリ				C	
47		マツムシ科	クチキコオロギ				C	調
48			カヤコオロギ				B	C
49	スズムシ					注		
50	コオロギ科	ヒメコオロギ				調	C	
51		クロツヤコオロギ					調	
52		クチナガコオロギ					C	
53	ヒバリモドキ科	キタヤチスズ					C	
54	セミ科	エゾゼミ					C	
55	サシガメ科	ヨコヅナサシガメ						
56	ツチカメムシ科	シロヘリツチカメムシ			NT		調	
57	キンカメムシ科	ニシキキンカメムシ				調	調	
58	アメンボ科	エサキアメンボ			NT	B	C	
59	イトアメンボ科	イトアメンボ			VU	調	調	
60	ミズムシ科 (昆)	ホッケミズムシ			NT	A	A	
61		オオミズムシ			NT	C	B	
62		ナガミズムシ			NT	A	A	
63	コオイムシ科	タガメ			VU	B	今	
64	タイコウチ科	ヒメタイコウチ				A	A	
65	コバンムシ科	コバンムシ			EN	A	A	
66	ナベブタムシ科	トゲナベブタムシ			VU	A	A	
67	ナベブタムシ科	ナベブタムシ					調	
68	クダアザミウマ科	オオトゲクダアザミウマ						
69	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ					調	
70		ヤマトクロスジヘビトンボ					調	
71	ヒゲナガカワトビケラ科	チャバネヒゲナガカワトビケラ					調	
72	ナガレトビケラ科	クレメンスナガレトビケラ					調	
73		レゼイナガレトビケラ					調	
74	カタツムリトビケラ科	カタツムリトビケラ				C	C	
75	ヒゲナガトビケラ科	ミサキツノトビケラ					調	
76	フトヒゲトビケラ科	ヒトスジキソトビケラ					今	
77	ニセマイコガ科	セグロベニトゲアシガ					C	
78	セセリチョウ科	アオバセセリ					C	
79		ホソバセセリ					C	
80		ギンイチモンジセセリ			NT	B	B	
81		ミヤマチャバネセセリ				注	B	
82		オオチャバネセセリ					C	
83		ヘリグロチャバネセセリ				C	B	
84	シジミチョウ科	ウラゴマダラシジミ				注	調	
85		オオミドリシジミ					調	
86		ウラナミアカシジミ				C	C	
87		ミドリシジミ				注	C	
88		クロシジミ			EN	A	A	

表 2.2.11(3) 文献調査により確認した昆虫類

No.	科名	和名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2012	神戸市 RL2015	
89	シジミチョウ科	ゴイシシジミ				注	C	
90		クロツバメシジミ			NT	B	B	
91		ウラキンシジミ				注		
92		ウラミスジシジミ					C	
93		シルビアシジミ			EN	B	A	
94	タテハチョウ科	サカハチチョウ					C	
95		ウラギンスジヒョウモン			VU	B	A	
96		オオウラギンスジヒョウモン					C	
97		ヒメヒカゲ本州西部亜種	○		EN	A	今	
98		メスグロヒョウモン					調	
99		スミナガシ					C	
100		ウラギンヒョウモン					B	
101		オオウラギンヒョウモン			CR	絶	今	
102		クモガタヒョウモン				C	B	
103		ミスジチョウ					C	
104		オオヒカゲ					A	
105		オオムラサキ			NT	C	C	
106		ウラナミジャノメ			VU	B	今	
107		アゲハチョウ科	ギフチョウ			VU	B	A
108	シロチョウ科	ツマグロキチョウ			EN	注		
109		スジボソヤマキチョウ				注		
110		ヤマトスジグロシロチョウ				注	調	
111	マドガ科	スギタニマドガ				C		
112	ヤマユガ科	エゾヨツメ						
113	スズメガ科	オオシモフリスズメ				C	C	
114	ヒトリガ科	キハダカノコ					C	
115		モンシロモドキ						
116	ドクガ科	ナチキンタドクガ				調		
117	ヤガ科	ハマオモトヨトウ				調		
118		コシロシタバ			NT	C	C	
119		ナマリキンタバ				C	B	
120		ゴマシオキンタバ					B	
121		アサマキンタバ				注		
122		ゴマダラキリガ				C		
123		ホソバオビキリガ				調		
124		イチゴキリガ				C		
125		ウスベニキリガ				調		
126		ヨモギキリガ				C		
127		カギモンキリガ				調		
128	コブガ科	サラサリンガ					C	
129	シギアブ科	キアシキンシギアブ					調	
130	クサアブ科	ネグロクサアブ			DD	注	C	
131	ムシヒキアブ科	トゲツヤイシアブ					調	
132	ツリアブ科	トラツリアブ				調	C	
133	ハナアブ科	ケンランアリノスアブ			VU	調	C	
134	オサムシ科	ウミミズギワゴミムシ			NT	調		
135		セアカオサムシ			NT	調	調	
136		クロヒメヒョウタンゴミムシ					調	
137		オサムシモドキ					調	今
138		クロモンヒラナガゴミムシ						調
139		キノコゴミムシ						C
140		キベリマルクビゴミムシ			EN	調	A	
141		ハンミョウ科	アイヌハンミョウ			NT	C	C
142	ゲンゴロウ科	クロゲンゴロウ			NT		C	
143		ゲンゴロウ			VU	A	A	

表 2.2.11(4) 文献調査により確認した昆虫類

No.	科名	和名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2012	神戸市 RL2015
144	ゲンゴロウ科	マルコガタノゲンゴロウ		国内	CR	A	今
145		コガタノゲンゴロウ			VU	A	A
146		マルガタゲンゴロウ			VU	C	今
147		シマゲンゴロウ			NT		B
148		マダラシマゲンゴロウ			CR	絶	今
149		コウベツブゲンゴロウ			NT		B
150		ヒメシマチビゲンゴロウ					調
151	ミズスマシ科	ヒメミズスマシ			EN	C	B
152		ミズスマシ			VU	C	A
153	コガシラミズムシ科	キイロコガシラミズムシ			VU	C	C
154		マダラコガシラミズムシ			VU	C	C
155	コツブゲンゴロウ科	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ			VU	C	A
156	カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ				C	B
157	ガムシ科	ガムシ			NT		C
158	クワガタムシ科	オオクワガタ			VU	B	今
159	コガネムシ科	ヒメサクラコガネ					調
160		ヤマトアオドウガネ				C	
161		アカマダラハナムグリ			DD	A	B
162		オオフタホシマグソコガネ					C
163		ダイコクコガネ			VU	A	
164		ツヤスジコガネ					C
165		オオチャイロハナムグリ			NT	B	
166		シロスジコガネ				B	今
167		ヒゲコガネ				B	C
168		キョウトアオハナムグリ					注
169	タマムシ科	クロマダラタマムシ				C	
170	コメツキムシ科	ツシマヒメサビキコリ				調	
171	ホタル科	ゲンジボタル					
172		ヘイケボタル				注	調
173		ヒメボタル				注	調
174	テントウムシ科	ジュウクホシテントウ				注	C
175		ハラグロオオテントウ				注	
176		ジュウサンホシテントウ				注	C
177	ゴミムシシダマシ科	ヤマトオサムシダマシ			NT		調
178		フトヒメツノゴミムシシダマシ					調
179	カミキリムシ科	クワカミキリ				調	
180		ヨコヤマヒメカミキリ					C
181		ベーツヒラタカミキリ				C	
182		キイロミヤマカミキリ					C
183		マヤサンコブヤハズカミキリ				C	調
184		オオシロカミキリ					調
185		ベニバハナカミキリ					C
186		セダカコブヤハズカミキリ					B
187		カタキハナカミキリ					B
188		ヨツボシカミキリ			EN		A
189		ヤノトラカミキリ					調
190	ハムシ科	キンイロネクイハムシ			NT	C	B
191		カツラネクイハムシ				B	A
192	コンボウハバチ科	アカガネコンボウハバチ					C
193		ナシアシプトハバチ					C
194	ハバチ科	ツマグロアカハバチ					C
195		スミスシロオビハバチ					C
196	コマユバチ科	ウマノオバチ			NT	C	C
197	クモバチ科	スギハラベッコウ			DD		
198	セナガアナバチ科	サトセナガアナバチ					C

表 2.2.11(5) 文献調査により確認した昆虫類

No.	科名	和名	文化財 保護法等	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2012	神戸市 RL2015
199	ドロバチモドキ科	キアシハナダカバチモドキ			VU		C
200	アナバチ科	キゴシジガバチ				調	C
201		フクイアナバチ			NT	C	C
202	ミツバチ科	ウスルリモンハナバチ				C	
203		ナミルリモンハナバチ			DD		調
204	ハキリバチ科	トモンハナバチ					調
205		キヌゲハキリバチ					調
合計	79 科	205 種	0 種	2 種	70 種	129 種	165 種

注 1) 「神戸のトンボ」(平成 10 年 3 月 身近な生きもの調査運営委員会)及び「神戸の蝶」(1981 年 6 月 加藤昌宏, 武衛晴雄)の神戸市北区で確認記録のある重要種並びに兵庫県 RDB2003 の県内分布「神戸・阪神」欄に○(1994 年以降に確認されている地域)のある重要種を抽出した。

注 2) 科名、種名及び配列等は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成 28 年 9 月 28 日更新、国土交通省)に準拠した。

判断基準:

- ・文化財保護法等: 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)
「兵庫県文化財保護条例」(昭和 39 年 4 月 1 日 兵庫県条例第 58 号)
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日 条例第 50 号)
国天: 国天然記念物 県天: 兵庫県天然記念物 市天: 神戸市天然記念物
- ・種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)
国内: 国内希少野生動植物
- ・環境省 RL2017: 環境省レッドリスト 2017
CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足
- ・兵庫県 RDB2012: 兵庫県版レッドリスト 2003 (昆虫類)
絶: 絶滅 A: A ランク B: B ランク C: C ランク 注: 要注目 調: 要調査
- ・神戸版 RL2015: 神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—
今: 今見られない A: A ランク B: B ランク C: C ランク 調: 要調査

(6) 生態系

「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（兵庫県）によると、事業計画地周辺には六甲山、神戸市北区山田町藍那の里山、丸山湿原群、武庫川中流域・武庫川渓谷が存在する。

事業計画地に重要な生態系はなかった。

文献調査により確認した重要な生態系は表 2.2.12 のとおりである。

表 2.2.12 文献調査により確認した重要な生態系

	名称	生態系区分	概要	兵庫県 RL2011
小・中生態系を内包する重要な生態系	六甲山	山地	六甲山（標高 931m）は神戸市市街地に隣接する山地で、都市近郊の自然（都市山）として重要である。江戸～明治時代には過度の採取により、地肌をむき出しにしたはげ山となっていたが、燃料革命とともに樹木の採取が減り、また災害防止のために植林に努めたため、現在の森へとよみがえった。樹林環境を主体とした大生態系に位置づけられるが、東お多福山付近には広大なススキ群落が見られ、麓には甲山湿原を始めとする湿地が成立し、多様な環境を有している。山頂付近は冷温帯に属していることから、ブナ・イヌブナ群落が残存している。鳥類では、ヨタカ、カヤクグリ、ツツドリなどが生息する。昆虫類ではマヤサンオサムシ、マヤサンコブヤハズカミキリのタイプロカリティとして重要である。また、エゾゼミが生息することで特徴的である。	B
	神戸市北区山田町藍那の里山	里地里山	良好な里地・里山環境が残されている地域。二次林と棚田を始めとする農地、農地周辺の畦畔草地、ため池など多様な環境からなる。オオタカ、フクロウなど猛禽類やチビクワガタ、クロマダラタマムシ、オオムツボシタマムシなどの多様な昆虫類が生息する。	C
重要な生態系	丸山湿原群	湿地群	丸山（標高 328.4m）周辺に点在する大小複数の湧水性の貧栄養湿地群である。アギナシ、ヒメタヌキモ、ムカシヤンマ、ハッチョウトンボなど、湿地に特有な希少種が多数生育・生息する。県下一の面積、出現植物数、植物群落タイプを持つ湿原群である。地域住民による活動団体が保全のために調査や管理などの活動を行っている。	A
	武庫川中流域 武庫川渓谷	河川	都市近郊の渓谷環境として重要である。河道が大きく蛇行して流れる渓谷部で、河岸は自然林や二次林に覆われ、県域でも有数の人為的改変が少ない区間である。大きな淵がたくさん残っており、すぐれた河川形態を有する。県域最大級のサツキ群集をはじめとするカワラハンノキなどの溪流や岩場を適地とする植物が多数生育している。昆虫類では、露岩地や河原に生息するクロツバメシジミの生息地がある。貝類ではオバエボシガイ、カタハガイなど、昆虫類ではギフチョウ、アイヌハンミョウ、カワラゴミムシなどの希少種が生息する。	A

出典：「兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（平成 29 年 4 月閲覧、兵庫県ホームページ）
判断基準：

兵庫県 RL2011：兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）

A：A ランク B：B ランク C：C ランク

(7) 景観

事業計画地及びその周辺における景観資源の選定基準は表2.2.13、重要な景観資源の一覧は表2.2.14及び図2.2.10、主要な眺望点の一覧は表2.2.15及び図2.2.11のとおりである。

事業計画地及びその周辺では、山林、田畑等からなる里山景観及び大規模住宅地からなる都市景観がみられる。

事業計画地の周辺では、「第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成元年 環境庁）によると断崖・岸壁として屏風岩が、峡谷・溪谷として鎌倉峡が、岩峰・岩柱として百丈岩が、滝として鼓ヶ滝が、「兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドデータブック2011-」（兵庫県 平成23年）によると植生・地形として鎌倉峡、六甲山北斜面の落葉広葉樹林と溪谷、白水峡が、植生として山王神社の森、有間神社の森が貴重な自然景観に選定されている。

主要な眺望点として「神戸らしい眺望景観 50選. 10選」によると光山寺が、「見晴らしの良い公園」によるとつくはら湖、愛宕山公園、岡場公園、上津公園、正利の尾公園が、「西宮市都市景観形成基本計画(2007 改定版)」によると塩瀬中央公園、名塩八幡神社、光照稲荷大明神、金仙寺湖、船坂が選定されている。

表 2.2.13 景観資源の選定基準

選定基準		カテゴリー
a	「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成元年 環境庁）にとりあげられているもの	・地形・地質、自然環境に係る自然景観資源
b	「兵庫県版レッドデータブック2011（地形・地質・自然環境・生態系）」（平成23年 兵庫県）において、重要な地形及び地質として選定されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・Aランク 規模的、質的にすぐれており、貴重性の程度が最も高く全国的価値に相当するもの ・Bランク Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県的価値に相当するもの ・Cランク Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの ・要注目 温泉・湧水などのように地質以外の分野の自然現象のうち、地質との関連性があり重要とみなされるもの

表 2.2.14 重要な景観資源の一覧

図中 番号	名称	項目	第3回	兵庫県 RL2012
—	蓬莱峡、上ヶ平	バッドランド、河成段丘、活断層地形	○	
—	武庫川溪谷	峡谷、溪谷	○	
①	屏風岩	断崖・岸壁	○	
②②	鎌倉峡	峡谷・溪谷、植生・地形	○	C
③	百丈岩	岩峰、岩柱	○	
④	鼓ヶ滝（有馬四十八滝）	滝	○	
—	菊水山	非火山性弧峰	○	
—	六甲山系の準平原・断層・アカ マツ林	植生・地形		B
①	六甲山北斜面の落葉広葉樹林 と溪谷	植生・地形		B
—	丹生山・帝釈山	植生・地形		B
—	天保池	植生・地形		C
—	千刈水源地	植生・地形		C
③	山王神社の森	植生		C
④	有間神社の森	植生		C
⑤	八王子神社の森	植生		C
—	棚田とため池	人の暮らしに密接に関わる自然景観		注
—	棚田とため池	人の暮らしに密接に関わる自然景観		注
—	再度公園（修法ヶ原池）と外国 人墓地	人の暮らしに密接に関わる自然景観		注
—	再度山永久植生保存地	人の暮らしに密接に関わる自然景観		注
—	衝原湖と箱木千年家	人の暮らしに密接に関わる自然景観		注
—	武庫川峡谷	植生・地形		B
—	蓬莱峡	植生・地形		B
⑥	白水峡	植生・地形		C
—	武庫川の圍繞景観と宝塚の中 心市街地	人の暮らしに密接に関わる自然景観		注

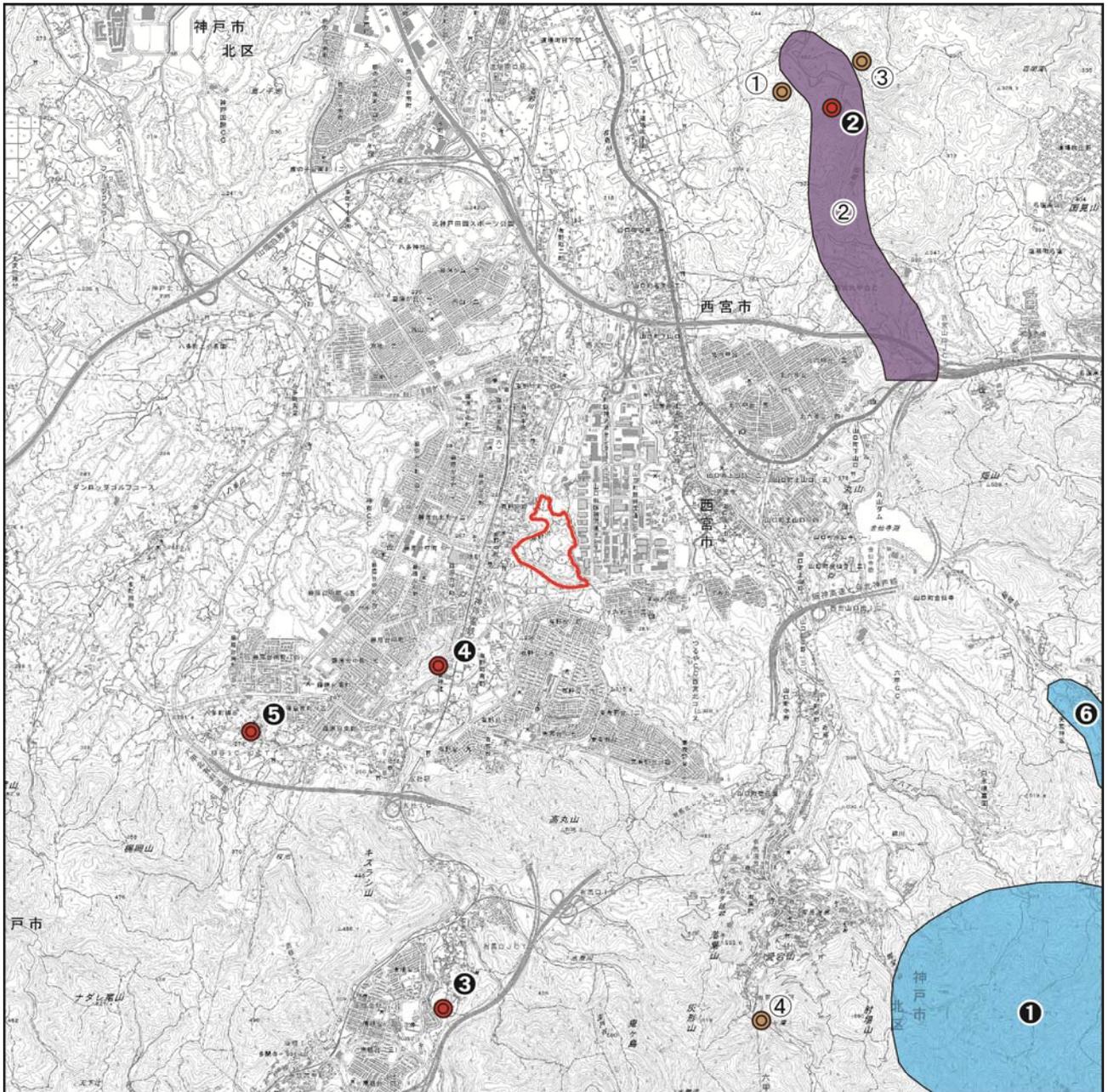
注) 図中番号—：神戸市北区内又は西宮市北部内に存在するが、図2.2.10の範囲外に存在していることを示す。

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成元年 環境庁）

判断基準：

兵庫県 RL2011：兵庫県版レッドリスト 2011（地形・地質・自然景観・生態系）

A：Aランク B：Bランク C：Cランク 注：要注目



凡例

: 事業計画地

} : 第3回自然環境保全基礎調査による景観資源

} : 兵庫県版レッドデータブック2011による景観資源

}



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）
 「兵庫県版レッドデータブック2011（地形・地質・自然環境・生態系）」（平成23年、兵庫県）

図 2.2.10 景観資源

表 2. 2. 15 眺望点の一覧

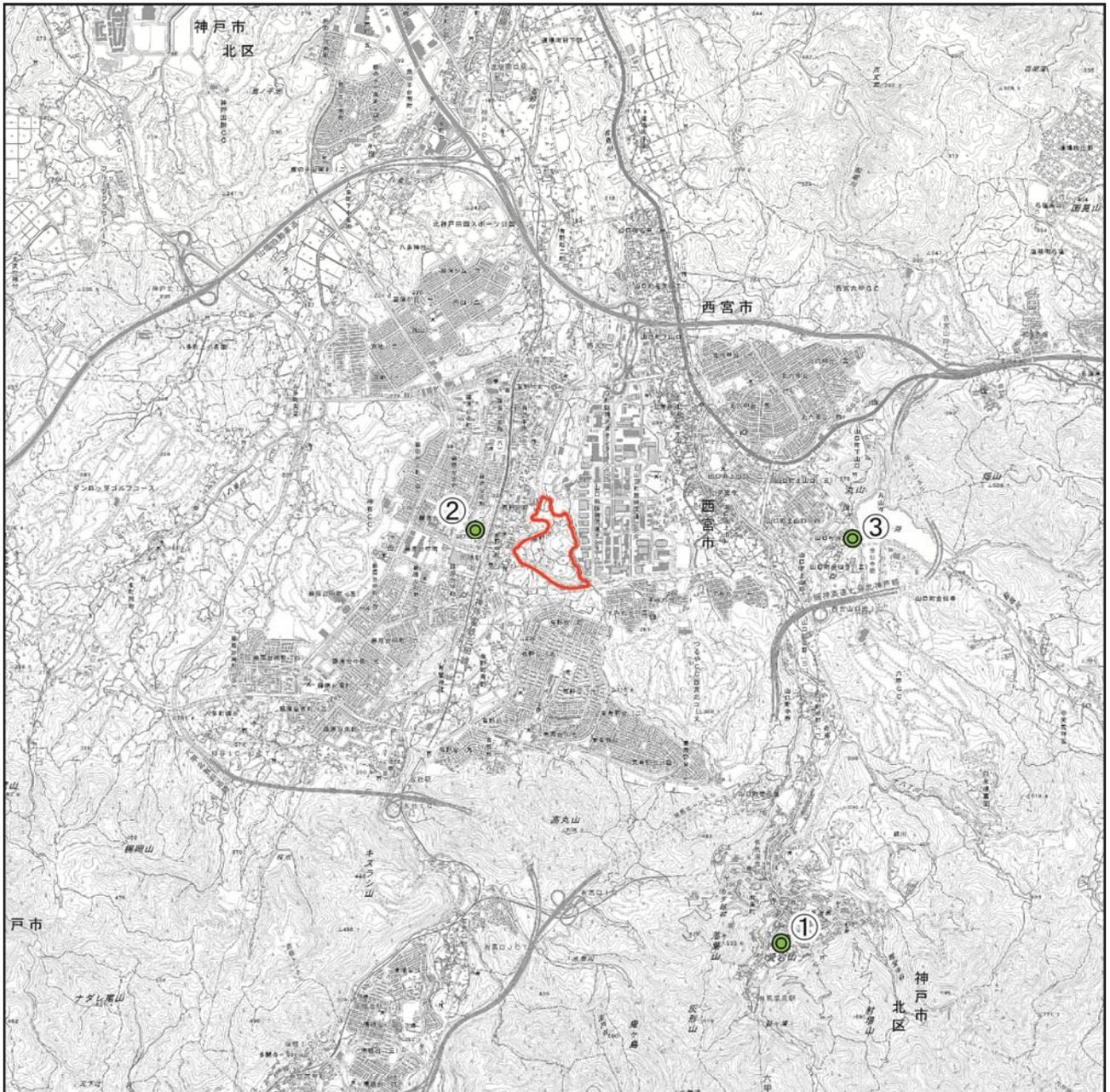
図中 番号	名称	眺望要素
—	光山寺	近景の農村風景と、遠景の住宅団地やフルーツフラワーパークのパノラマ景観
—	つくはら湖	吞吐ダムの堤体や湛水面を望む景観
①	愛宕山公園	展望台からの有馬の温泉街を一望する景観
②	岡場公園	ニュータウンに残る自然林が公園で、頂上から藤原台を一望する景観
—	上津公園	芝生広場や楽しい遊具が大人気。水辺の自然を観察できる池や自然林を望む景観
—	正利の尾公園	ジョギングロードが整備された多目的広場で周囲の街並みと田園を一望する景観
—	塩瀬中央公園	山並みと住宅地のパノラマ景観
—	名塩八幡神社	山に囲まれた名塩の集落景観
—	光照稲荷大明神	眼下の生瀬とニュータウンのパノラマ景観
③	金仙寺湖	貯水池越しに見える丸山
—	船坂	生瀬方面の奥行きある風景

注) 図中番号—：神戸市北区内又は西宮市北部内に存在するが、図2. 2. 11の範囲外に存在していることを示す。

出典：「神戸らしい眺望景観50選. 10選」（平成29年4月閲覧、神戸市都市計画総局計画課まちのデザイン室）

「見晴らしの良い公園」（平成29年4月閲覧、神戸市公園緑化協会ホームページ）

「西宮市都市景観形成基本計画(2007改定版)」（平成19年3月、西宮市都市計画部）



凡例

 : 事業計画地

 : 主要な眺望点



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m

出典：「見晴らしの良い公園」（平成29年4月閲覧、神戸市公園緑化協会ホームページ）
「西宮市都市景観形成基本計画（2007改定版）」（平成19年3月西宮市都市計画部）

図 2.2.11 主要な眺望点

(8) 人と自然との触れ合い活動の場

事業計画地及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場は表2.2.16、その位置は図2.2.12に示すとおりである。

事業計画地内には、神戸市が設定した「太陽と緑の道」が存在している。

表 2.2.16 人と自然の触れ合い活動の場

図中 番号	名称	所在地
—	ひよどりごえ森林公園	北区山田町下谷上
—	しあわせの村	北区山田町下谷上字中一里山 14-1
—	再度公園	北区山田町下谷上字中一里山 4-1
—	森林植物園	北区山田町上谷上字長尾 1-2
—	洞川教育キャンプ場	北区山田町下谷上字中一里山 4-1
—	東下園	北区山田町東下
—	あいな里山公園	北区山田町藍那字田代
—	神戸青少年公園	北区淡河町野瀬字南山
—	神戸市立太閤の湯殿館	北区有馬町 1642
—	有馬本温泉金の湯	北区有馬町 833
—	有馬温泉銀の湯	北区有馬町 1039-1
—	有馬の工房	北区有馬町 1019
—	道の駅淡河	北区淡河町淡河字弘法垣 643-1
—	鹿の子台ファミリーファーム	北区鹿の子台南町 4 丁目
—	道の駅神戸フルーツ・フラワーパーク大沢	北区大沢町上大沢 2150
—	大原山公園テニスコート	北区大原 2-31
—	掖谷公園テニスコート	北区鹿の子台南町 5-2
—	北神戸田園スポーツ公園	北区有野町二郎
—	県立天王ダムスポーツガーデン	北区鈴蘭台東町 9-3-5
①	有間神社	北区有野町有野 4435
②	流通東テニスコート	西宮市山口町阪神流通センター3 丁目 1-1
③	流通東体育館	西宮市山口町阪神流通センター1 丁目 5-1
④	流通東野球場	西宮市山口町阪神流通センター1 丁目 8
—	山口町多目的広場	西宮市山口町船坂 1958
—	船坂里山学校	西宮市山口町船坂 2048-2
—	塩瀬中央公園	西宮市東山台 5 丁目
—	高座山公園野球場	西宮市塩瀬町名塩
—	近畿自然歩道（百丈岩を望むみち）	—
⑤	太陽と緑の道	—

注) 図中番号—：神戸市北区内又は西宮市北部内に存在するが、図 2.2.12 の範囲外に存在していることを示す。

出典：「北区あんない」（平成 29 年 4 月閲覧、神戸市ホームページ）

「北区の魅力発見 2017」（平成 29 年 4 月閲覧、神戸市ホームページ）

「西宮市民べんり帳」（平成 29 年 4 月閲覧、西宮市ホームページ）

「近畿自然歩道兵庫県の自然歩道」（平成 29 年 4 月閲覧、兵庫県ホームページ）

「自然歩道「太陽と緑の道」」（平成 29 年 4 月閲覧、神戸市ホームページ）



凡例

- : 事業計画地
- : 人と自然とのふれあい活動の場
- : 人と自然とのふれあい活動の場



S=1:25,000

0 250 500 1,000 1,500m

出典：「北区の魅力発見ガイドブック2017」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）
 「西宮市民べんり帳」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）
 「自然歩道「太陽と緑の道」」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

図 2. 2. 12 人と自然との触れ合い活動の場

(9) 文化環境

神戸市北区及び西宮市北部に存在する文化財は表2. 2. 17、指定文化財及び埋蔵文化財の分布状況は図2. 2. 13に示すとおりである。

神戸市北区及び西宮市北部には国指定文化財が7件、国登録文化財が1件、県指定文化財が5件、市指定文化財が21件、市登録文化財が18件、市認定文化財が1件、文化環境指定文化財が12件存在する。

このうち事業計画地周辺には、県指定文化財である天然記念物が1件、市指定文化財である建造物が1件、市指定文化財である天然記念物が3件存在している。

なお、事業計画地内に文化財及び既知の埋蔵文化財は確認されていない。

表 2. 2. 17(1) 文化財

分類	図中 番号	名称	住所	国 宝	国 指 定	国 登 録	県 指 定	県 登 録	市 指 定	市 登 録	市 認 定	伝 建 認 定	文 環 指 定	市 選 定	
建造物	-	八幡神社三重塔	北区山田町中字宮ノ片57		○										
	-	若王子神社本殿	北区山田町福地字新池101		○										
	-	箱木家住宅	北区山田町衝原字道南1-4		○										
	-	石峯寺薬師寺	北区淡河町神影110-1		○										
	-	石峯寺三重塔	北区淡河町神影110-1		○										
	-	豊歳神社本殿	北区大沢町市原字月方631		○										
	-	神戸市水道局千苺堰堤 (千苺ダム)	北区道場町生野				○								
	-	南僧尾観音堂	北区淡河町南僧尾560				○								
	-	K家住宅	北区				○								
	-	内田家住宅	北区鈴蘭台西町6-8-8				○								
	-	石造五輪塔	北区淡河町神影110-1				○								
	-	塩田八幡宮本殿	北区道場町塩田字八幡3238						○						
	-	八多神社本殿	北区八多町下小名田字馬場北通284						○						
	-	八幡神社本殿	北区山田町中字宮ノ片57						○						
	-	八幡神社舞台	北区山田町中字宮ノ片57						○						
	-	八幡神社本殿	北区淡河町勝雄35						○						
	-	T家住宅	北区						○						
	-	M家住宅	北区						○						
	-	N家住宅 北物置小屋 南物置小屋	北区						○						
	-	K家住宅	北区						○						
	-	O家住宅主家・納屋	北区						○						
	-	F家住宅	北区						○						
	①	公智神社神輿殿	西宮市山口町下山口3丁目14-30						○						
	-	O家住宅	北区						○						
	-	K家住宅	北区						○						
	-	N家住宅	北区						○						
	-	M家住宅	北区						○						
	-	N家住宅	北区						○						
	-	K家住宅	北区						○						
	-	A家住宅	北区						○						
	-	薬師堂	北区淡河町神田681						○						
	-	Y家住宅	北区						○						
	-	寿福寺庫裏	北区山田町下谷上字沢40						○						
	-	永福寺本堂	北区淡河町木津398						○						
	-	H家住宅	北区						○						
	-	H家住宅	北区						○						
	-	天満神社本殿覆屋	北区山田町上谷上字宮開地1						○						

表 2.2.17(2) 文化財

分類	図中 番号	名称	住所	国 宝	国 指 定	国 登 録	県 指 定	県 登 録	市 指 定	市 登 録	市 認 定	伝 建 認 定	文 環 指 定	市 選 定
建造物	ー	T家住宅	北区							○				
	ー	H家住宅	北区							○				
	ー	O家住宅	北区							○				
	ー	O家住宅主屋	北区							○				
史跡	ー	伝豊太閤湯山御殿跡	北区有馬町字有馬1642							○				
	ー	丹生山・明要寺参道町石群	北区山田町坂本							○				
	ー	青石古墳	西宮市山口町下山口字青石1643							○				
	ー	栗花落の井	北区山田町原野字礼場14								○			
名勝	ー	再度山公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地	北区山田町下谷上字中一里山	○										
	ー	十輪院庭園	北区淡河町神影76							○				
	ー	竹林寺庭園	北区淡河町神影77							○				
天然記念物	②	山口の大カヤ	西宮市山口町中野				○							
	ー	素盞鳴尊神社の社叢	北区大沢町中大沢							○				
	③	有間神社の社叢	北区有野町有野							○				
	④	山口の大ケヤキ	西宮市山口町下山口							○				
	⑤	公智神社社叢	西宮市山口町下山口3丁目14-30							○				
文化環境保存区域	ー	石峯寺本堂	北区淡河神影110-1										○	
	ー	石峯寺鐘楼	北区淡河神影110-1										○	
	ー	石峯寺鼓楼	北区淡河神影110-1										○	
	ー	石峯寺仁王門	北区淡河神影110-1										○	
	ー	十輪院（土塀と門）	北区淡河神影76										○	
	ー	竹林寺（土塀と門）	北区淡河神影77										○	
	ー	竹林寺本堂	北区淡河神影77										○	
	ー	無動寺本堂	北区山田町福地字新池100										○	
	ー	無動寺鐘楼	北区山田町福地字新池100										○	
	ー	無動寺庫裡	北区山田町福地字新池100										○	
	ー	六條八幡神社拝殿	北区山田町中字宮ノ片57										○	
ー	六條八幡神社神饌所	北区山田町中字宮ノ片57										○		

注) 図中番号ー：神戸市北区内又は西宮市北部内に存在するが、図2.2.13の範囲外に存在していることを示す。

出典：「神戸の文化財」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「西宮市内の指定文化財一覧」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）



凡例

- : 事業計画地
- : 建造物
- : 天然記念物
- : 埋蔵文化財



S=1:25,000

0 250 500 1,000 1,500m

出典：「神戸の文化財」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）
「神戸市の埋蔵文化財」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）
「西宮市内の指定文化財一覧」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）
「にしのみやWebGIS」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

図 2. 2. 13 指定文化財及び埋蔵文化財

3. 社会的概況

(1) 人口等

事業計画地が属する神戸市及び西宮市の人口、世帯数及び人口密度は表2.3.1のとおりである。

平成27年における神戸市北区の世帯数は87,233世帯であり、神戸市全体の12%程度に相当する。また、人口は219,868人であり、神戸市全体の14%程度が居住している。

平成27年における西宮市山口地区の世帯数は、6,297世帯であり、西宮市全体の3%程度、塩瀬地区の世帯数は9,800世帯であり、西宮市全体の5%程度に相当する。また、山口地区の人口は17,533人であり、西宮市全体の4%程度、塩瀬地区の人口は26,901人であり、西宮市全体の6%程度が居住している。

表 2.3.1 人口、世帯数及び人口密度

区分	項目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
神戸市	人口（人）	1,544,496	1,542,128	1,539,751	1,537,864	1,537,860	
	世帯数（世帯）	689,604	686,366	690,863	695,269	705,061	
	人口密度（人/km ² ）	2,794	2,790	2,785	2,761	2,761	
	北区	人口（人）	226,480	225,800	224,348	222,695	219,868
		世帯数（世帯）	87,065	87,091	87,418	87,719	87,233
		人口密度（人/km ² ）	946	943	928	921	915
	北神	人口（人）	85,277	85,855	85,823	85,640	85,199
		世帯数（世帯）	31,202	31,507	31,887	32,172	32,167
		人口密度（人/km ² ）	584	588	588	587	587
西宮市	人口（人）	483,598	484,702	486,071	487,409	487,850	
	世帯数（世帯）	204,010	204,463	205,991	207,397	210,965	
	人口密度（人/km ² ）	4,827	4,838	4,852	4,865	4,870	
	山口	人口（人）	18,024	18,093	18,065	17,947	17,533
		世帯数（世帯）	6,060	6,155	6,198	6,206	6,297
		人口密度（人/km ² ）	758	761	759	754	737
	塩瀬	人口（人）	27,558	27,357	27,234	27,274	26,901
		世帯数（世帯）	9,690	9,686	9,734	9,849	9,800
		人口密度（人/km ² ）	1,118	1,110	1,105	1,107	1,092

出典：「第92回神戸市統計書 平成27年度版」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「平成28年(2016年)西宮市統計書」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

(2) 産業

産業（大分類）別事業所及び従業者数は表2.3.2のとおりである。

神戸市全体では、事業所数67,807事業所、従業者数710,518人であり、事業所数では卸売・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業であり、従業者数では卸売・小売業が最も多く、次いで医療・福祉となっている。

北区では、事業所数5,226事業所、従業者数52,829人であり、事業所数では卸売・小売業が最も多く、次いで宿泊業, 飲食サービス業となっている。従業者数では卸売・小売業が最も多く、次いで医療, 福祉となっている。

西宮市全体では、事業所数13,364事業所、従業者数147,324人であり、事業所数では卸売・小売業が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業であり、従業者数では卸売・小売業が最も多く、次いで医療・福祉となっている。

山口地区、塩瀬地区では、合わせて事業所数810事業所、従業者数10,866人である。山口地区では、従業者数で運輸業、郵便業が最も多くなっている。

表 2.3.2(1) 産業（大分類）別事業所及び従業者数（民営事業所）

(平成24年2月1日現在)

産業(大分類)	事業所数(事業所)		従業者数(人)	
	神戸市	北区	神戸市	北区
A～R 全産業(S公務を除く)	67,807	5,226	710,518	52,829
A～B 農林漁業	71	17	701	160
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	-	4	-
D 建設業	3,802	381	29,273	2,150
E 製造業	4,199	179	89,857	2,734
F 電気・ガス・熱供給・水道業	25	8	1,543	73
G 情報通信業	787	42	16,283	160
H 運輸業, 郵便業	2,126	146	51,758	2,839
I 卸売業, 小売業	17,888	1,457	157,270	12,816
J 金融業, 保険業	963	68	16,707	642
K 不動産業, 物品賃貸業	5,417	353	22,687	1,106
L 学術研究, 専門・技術サービス業	3,006	148	21,609	556
M 宿泊業, 飲食サービス業	12,055	669	86,880	8,285
N 生活関連サービス業, 娯楽業	5,436	519	32,409	3,886
O 教育, 学習支援業	2,195	299	27,181	2,037
P 医療, 福祉	5,247	597	92,483	12,714
Q 複合サービス事業	248	40	2,499	647
R サービス業(他に分類されないもの)	4,341	303	61,374	2,024

出典：「第91回神戸市統計書 平成26年度版」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

表 2.3.2(2) 産業（大分類）別事業所及び従業者数（民営事業所）

（平成24年2月1日現在）

産業(大分類)		事業所数(事業所)			従業者数(人)		
		西宮市	山口	塩瀬	西宮市	山口	塩瀬
A～R	全産業（S公務を除く）	13,364	558	252	147,324	8,515	2,351
A～B	農林漁業	16	1	1	330	7	8
C	鉱業，採石業，砂利採取業	1	0	0	x	0	0
D	建設業	756	46	31	5,483	394	138
E	製造業	434	41	11	12,875	995	66
F	電気・ガス・熱供給・水道業	4	0	0	x	0	0
G	情報通信業	105	2	5	2,162	6	7
H	運輸業，郵便業	267	78	6	9,941	2,526	41
I	卸売業，小売業	3,502	143	56	30,859	1,489	643
J	金融業，保険業	188	2	5	2,450	17	20
K	不動産業，物品賃貸業	1,494	28	14	5,185	105	29
L	学術研究，専門・技術サービス業	462	12	11	2,238	94	19
M	宿泊業，飲食サービス業	2,066	75	14	17,746	741	333
N	生活関連サービス業，娯楽業	1,293	37	24	8,580	406	271
O	教育，学習支援業	661	11	18	12,831	96	84
P	医療，福祉	1,386	41	34	22,015	1,231	600
Q	複合サービス事業	64	3	5	521	30	40
R	サービス業(他に分類されないもの)	665	38	17	13,961	378	52

出典：「平成24年経済センサスー活動調査」（平成29年5月閲覧、西宮市ホームページ）
 「兵庫県統計課「経済センサス」」（平成29年5月閲覧、西宮市ホームページ）

(3) 交通

① 鉄道

事業計画地周辺の鉄道の駅の状況は表2.3.3のとおりである。

神戸電鉄が営業しており、岡場駅及び田尾寺駅の乗車人数はほぼ横這い傾向にある。

表 2.3.3 事業計画地周辺駅の乗車人数

単位：千人

種別	線区別	駅	年度	乗車人数総数
神戸電鉄	三田線	岡場	平成22年度	1,989
			平成23年度	1,972
			平成24年度	1,990
			平成25年度	2,054
			平成26年度	2,034
		田尾寺	平成22年度	1,142
			平成23年度	1,178
			平成24年度	1,186
			平成25年度	1,192
			平成26年度	1,170

出典：「第92回神戸市統計書 平成27年度版」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

② 道路

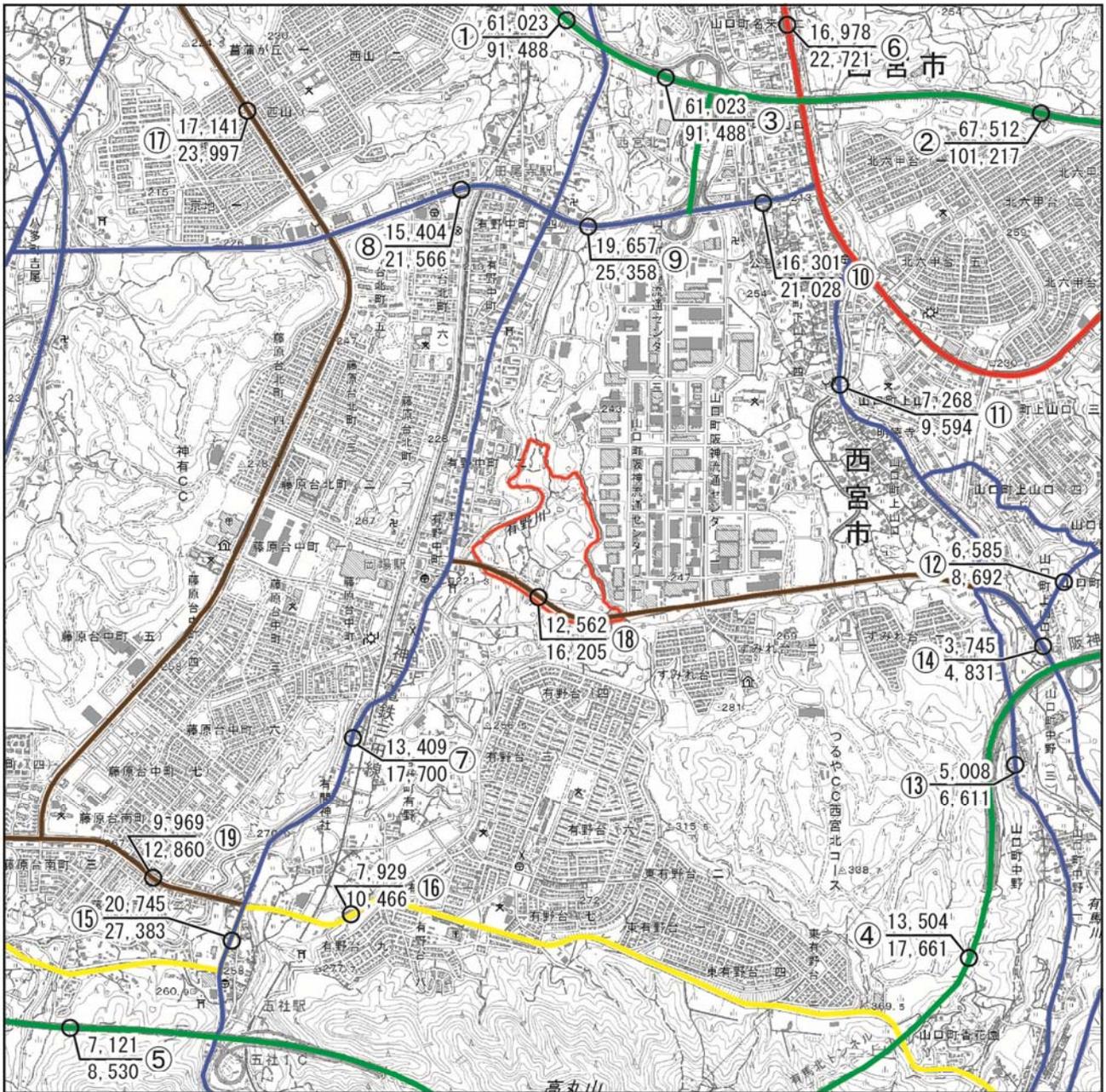
事業計画地及びその周辺の主要な道路の交通量は表2.3.4、事業計画地周辺の主要な道路の交通量は図2.3.1に示すとおりである。

対象事業計画地に最も近い道路は神戸市道有野藤原線（路線番号80880）であり、最寄りの地点である有野町有野における12時間交通量は12,562台、24時間交通量は16,205台となっている。

表 2.3.4 主要な道路の交通量

図中 番号	路線番号	調査単位 区間番号	観測地点	平日交通量(台)	
				12時間	24時間
①	中国自動車道	40	西宮北～神戸JCT	61,023	91,488
②	中国自動車道	170	西宮山口JCT～西宮北	67,512	101,217
③	中国自動車道	180	西宮北～神戸JCT	61,023	91,488
④	阪神高速道路北神戸線	5190	神戸市北区有野町唐櫃	13,504	17,661
⑤	阪神高速道路北神戸線	5280	神戸市北区有野町唐櫃	7,121	8,530
⑥	一般国道176号	11070	西宮市山口町下山口	16,978	22,721
⑦	主要地方道神戸三田線	40060	神戸市北区有野町有野	13,409	17,700
⑧	主要地方道大沢西宮線	40980	神戸市北区有野中町4丁目	15,404	21,566
⑨	主要地方道大沢西宮線	40990	神戸市北区有野中町4丁目	19,657	25,358
⑩	主要地方道大沢西宮線	42650	西宮市山口町下山口	16,301	21,028
⑪	主要地方道大沢西宮線	42660	西宮市山口町上山口	7,268	9,594
⑫	主要地方道大沢西宮線	42670	西宮市山口町中野	6,585	8,692
⑬	主要地方道有馬山口線	43110	西宮市山口町中野	5,008	6,611
⑭	主要地方道有馬山口線	43120	西宮市山口町中野	3,745	4,831
⑮	主要地方道神戸三田線	40050	神戸市北区有野町有野	20,745	27,383
⑯	県道市野瀬有馬線	60390	神戸市北区有野町有野	7,929	10,466
⑰	市道北神中央線	80840	神戸市北区西山1丁目	10,629	14,881
⑱	市道有野藤原線	80880	神戸市北区有野町有野	12,562	16,205
⑲	市道有野八多線	80980	神戸市北区有野町有野	11,859	12,860

出典：平成22年度道路交通センサス（平成29年4月閲覧、国土交通省ホームページ）



凡例

- : 事業計画地
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道
- : 県道
- : 市道

○ 12時間交通量
 ○ 24時間交通量

S=1:25,000

0 250 500 1,000 1,500m



出典：「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（平成29年4月閲覧、国土交通省ホームページ）

図 2.3.1 事業計画地周辺の主要な道路の交通量

(4) 地域社会の状況

学校、病院その他の環境の保全について、特に配慮が必要な施設は表2.3.5、図2.3.2に示すとおりである。

事業計画地は第一種住居地域及び準工業地域であり、周辺には事業計画地の西側に有野川を挟んで福祉施設が存在する。

住宅の配置の状況は図2.3.3に示すとおりであり、道路や河川を間に挟む形で存在している。なお、事業計画地内の住宅地は本事業に伴い移転する。

表 2.3.5 環境の保全についての特に配慮が必要な施設

区分	名称	所在地
保育所 幼稚園 認定こども園	しんてつおかば園	北区有野町有野2261-2
	つきかげ認定こども園	北区藤原台中町2丁目5-1
	明照認定こども園	北区有野台6丁目22
	ひとみ保育園	北区藤原台6丁目18-36
	やまよし保育園	西宮市山口町下山口4丁目7-31
	有野幼稚園	北区有野中町1丁目7-8-10
	北六甲幼稚園	北区有野台3丁目12
	六甲藤原台幼稚園	北区藤原台中町3丁目17-2
	山口幼稚園	西宮市山口町下山口4丁目1-5
	幸幼稚園	西宮市北六甲台1丁目23-10
小学校	有野小学校	北区藤原台中町3丁目3-17-1
	有野東小学校	北区有野台5丁目2
	有野台小学校	北区有野台2丁目8
	藤原台小学校	北区藤原台1丁目13-1
	西山小学校	北区西山1丁目67番地
	山口小学校	西宮市山口町下山口4丁目23-1
中学校	北六甲台小学校	西宮市北六甲台5丁目4-1
	有馬中学校	北区有野台7丁目18
	有野北中学校	北区藤原台北町6丁目4-1
	有野中学校	北区藤原台中町5丁目2-1
病院	山口中学校	西宮市山口町上山口2丁目3-43
	甲北病院	北区有野中町1丁目18-36
	有泉病院	北区有野中町3丁目29-16
	向陽病院	北区有野町有野1490
	済生会兵庫県病院	北区藤原台中町5丁目1-1
特別養護 老人ホーム	高田上谷病院	西宮市山口町上山口4丁目26-14
	ふじの里	北区藤原台中町5丁目1-2
その他福祉施設	セントポーリア愛の郷	西宮市山口町上山口1584-1
	おかば学園	北区有野中町2丁目5-19
図書館	北図書館北神分館	北区藤原台中町1丁目2-1
	西宮市図書館山口分室	西宮市山口町下山口4丁目1-8

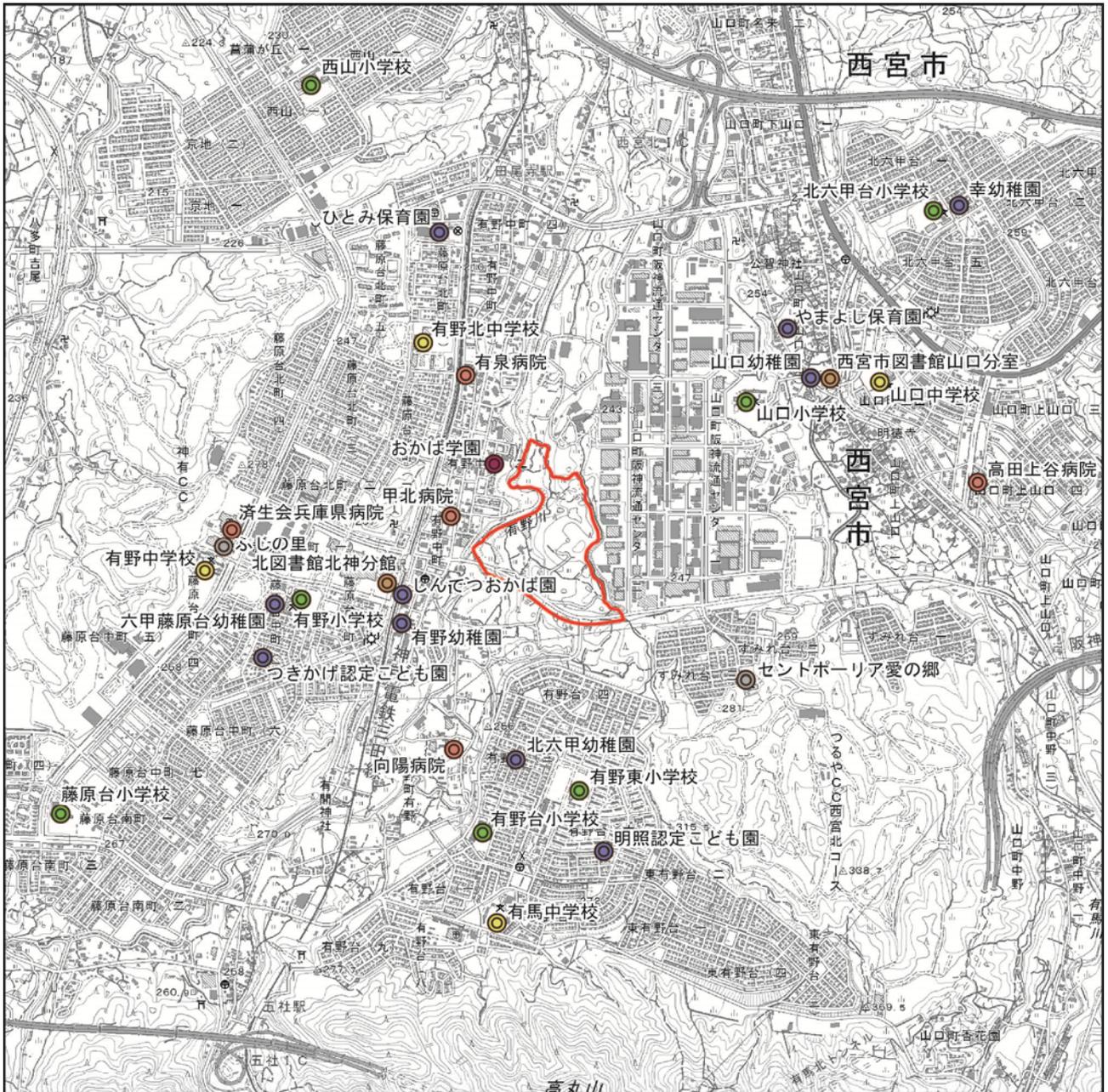
出典：「北区あんない2014」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「西宮市市民べんり帳」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

「平成28年度 障害福祉サービス等事業者・障害者福祉施設等一覧」

（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「西宮市地理情報システム」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）



凡例

- : 事業計画地
- : 保育所、幼稚園、認定こども園
- : 小学校
- : 中学校
- : 病院
- : 特別養護老人ホーム
- : その他福祉施設
- : 図書館

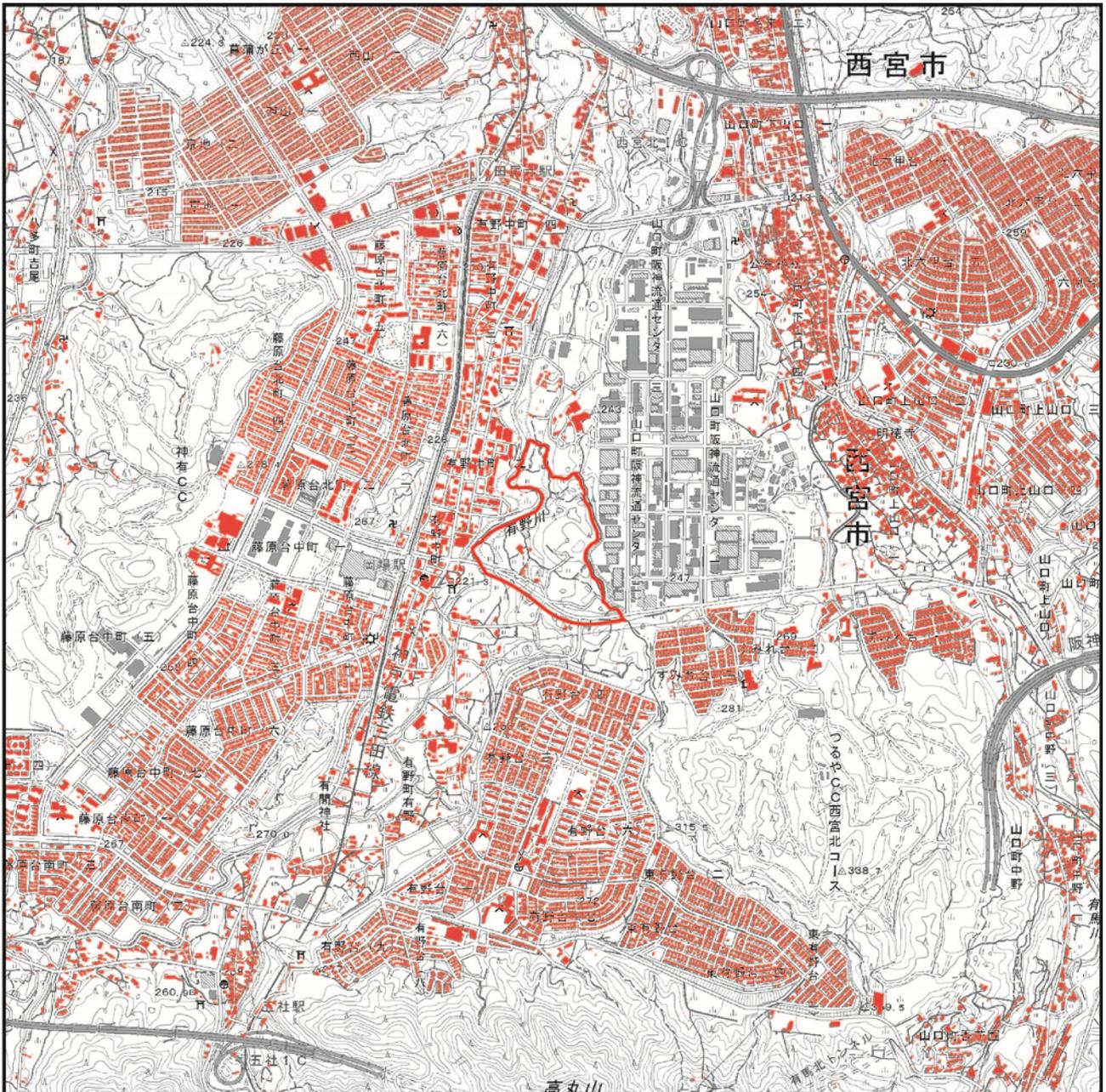


S=1:25,000



出典：「北区あんない2014」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）
 「平成28年度 障害福祉サービス等事業者・障害者福祉施設等一覧」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）
 「西宮市市民べんり帳」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）
 「西宮市地理情報システム」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

図 2.3.2 環境の保全について特に配慮が必要な施設位置



凡例

- : 事業計画地
- : 住宅地等



S=1:25,000

0 250 500 1,000 1,500 m

出典：「基盤地図情報（建築物の外周線）」（平成29年4月閲覧、国土交通省国土地理院ホームページ）

図 2.3.3 住宅の配置の状況

(5) 土地利用等

① 土地利用の現況

「国土利用計画法」（昭和49年6月25日 法律第92号）に基づく事業計画地及びその周辺の土地利用計画は図2.3.4に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺は都市地域、森林地域となっている。



凡例

- | | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|  | : 事業計画地 |  | 農業地域 |  | 森林地域 |
|  | 都市地域 |  | 農用地区域 |  | 地域森林計画対象民有林 |
|  | 市街化区域 | | |  | 国有林 |
|  | 市街化調整区域 | | |  | 保安林 |



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス（都市地域）」（平成29年4月閲覧、国土交通省ホームページ）
「国土数値情報ダウンロードサービス（都市地域）」（平成29年4月閲覧、国土交通省ホームページ）
「国土数値情報ダウンロードサービス（都市地域）」（平成29年4月閲覧、国土交通省ホームページ）

図 2.3.4 土地利用基本計画図

② 都市計画法に基づく用途地域等の指定状況

事業計画地及びその周辺の用途地域等の指定状況は表2.3.6及び図2.3.5に示すとおりである。

神戸市内及び西宮市内は全て都市計画区域に指定されている。

事業計画地は第一種住居地域及び準工業地域に指定されている。また、事業計画地の周辺の市街化区域は、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域等に指定されている。

表 2.3.6 都市計画法に基づく用途地域等の指定状況

単位:ha

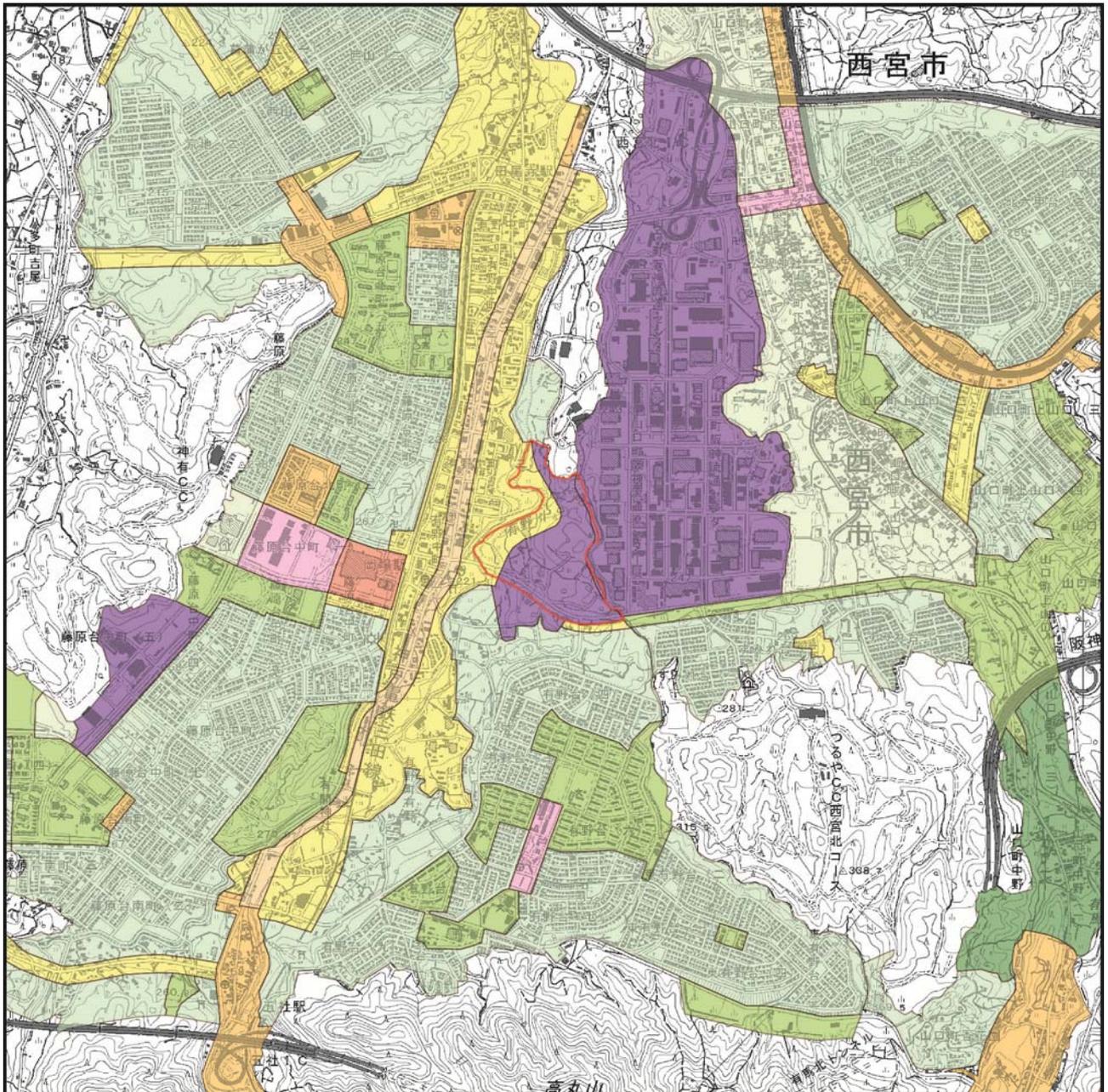
区 分	神戸市	西宮市	特性	
市 域	55,337	10,025	—	
市街化区域	20,378	5,219	すでに市街地を形成している区域や、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域	
住 居	第一種低層住居専用地域	6,547	1,183	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
	第二種低層住居専用地域	9	98	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
	第一種中高層住居専用地域	4,095	1,625	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
	第二種中高層住居専用地域	175	324	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
	第一種住居地域	2,243	620	住居の環境を保護するため定める地域
	第二種住居地域	1,423	240	主として住居の環境を保護するため定める地域
	準住居地域	148	40	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
商 業	近隣商業地域	775	262	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
	商業地域	733	57	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
工 業	準工業地域	2,684	679	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
	工業地域	628	91	主として工業の利便を増進するため定める地域
	工業専用地域	1,046	0	工業の利便を増進するため定める地域
市街化調整区域	34,959	4,806	市街化を抑制する区域	

出典：「第92回神戸市統計書 平成27年度版」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「西宮市都市計画年報 平成28年版」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

③ 事業計画地及びその周辺地域における開発の動向

事業計画地及びその周辺は、神戸市やUR都市機構が開発した住宅街と流通業務施設が集約された阪神流通センターが存在するが、既に開発が終了した地域である。周辺地域においてあらたな開発の動向は確認されなかった。



凡 例

- : 事業計画地
- : 第1種低層住居専用地域
- : 第2種低層住居専用地域
- : 第1種中高層住居専用地域
- : 第2種中高層住居専用地域
- : 第1種住居地域
- : 第2種住居地域
- : 準住居地域
- : 近隣商業地域
- : 商業地域
- : 準工業地域



S=1:25,000



出典：「神戸市情報マップ」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）
「にしのみやWebGIS」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

図 2.3.5 用途地域図

(6) 水域利用等

① 上水・農業用水等の利水状況

事業計画地周辺の利水の状況は表2.3.7のとおりである。

事業計画地における上水の利用は、神戸市の上水道によるものであり、北区は自己水源である千苺貯水池と兵庫県水道用水供給事業による青野ダム（三田浄水場）から供給される水を利用している。事業計画地周辺の西宮市域の北部では、自己水源である丸山貯水池（丸山浄水場）の水と兵庫県水道用水供給事業による一庫ダム（多田浄水場）から供給される水を利用している。

農業用水は、有野川、岡場川及びため池からの慣行水利によるものである。

表 2.3.7 利水の状況

供給源	水源	取水量 (m ³ /日)	
		神戸市	西宮市
購入分	兵庫県水道用水供給事業	28,000	17,500 注1)
自己水源	千苺貯水池	111,000	
	丸山貯水池		2,181 注2)

出典：「平成28年度 事業概要」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「平成28年度版水道事業年報」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

「水道用水供給事業概要」（平成29年4月閲覧、兵庫県ホームページ）

注1)平成28年度申込水量、注2)平成27年度実績

② 地下水の利用状況

神戸市及び西宮市の地下水の利用状況は表2.3.8のとおりである。

表 2.3.8 地下水採取量

市	項目	採取量	
		工業用 (m ³ /日)	上水道用 (千m ³ /年)
神戸市		8,479	0
西宮市		611	2,226

注1)工業用は、工業統計における従業員30人以上事業所内で工業生産に使用される操業1日当たりの用水量のうち、水源を井戸水としている量を示す。

注2)上水道用は、上水道施設の実績年間取水量のうち、水源を地下水としている量を示す。

出典：「平成26年工業統計調査結果（IV用地及び用水）」（平成29年4月閲覧、兵庫県ホームページ）

「平成26年度水道施設現況調査」（平成29年4月閲覧、兵庫県ホームページ）

③ 漁業権の設定状況

漁業権（第5種共同漁業権）は、武庫川水系において設定されており、事業計画地近傍を流れる武庫川支流である有野川についても唐櫃橋まで設定がある。

なお、漁業権者は武庫川漁業協同組合である。

(7) 環境関連社会資本

① 下水道の整備状況及び処理状況

平成26年度における下水道の整備状況及び処理状況は表2.3.9、神戸市及び西宮市の水洗化の状況は表2.3.10のとおりである。

神戸市全体の平成26年度における下水処理量は約54万m³/日である。

事業計画地の周辺は下水道が整備されており、武庫川流域関連処理区に含まれ、下水処理量能力約10万m³/日の武庫川上流流域下水道で処理されている。

西宮市全体では平成26年度における下水処理量は約25万m³/日である。西宮市北部では、山口地区が対象の武庫川上流処理区と甲東、瓦木、上ヶ原、塩瀬地区が対象の武庫川下流処理区がある。

神戸市及び西宮市の水洗化普及率は99.7%以上で安定している。

表 2.3.9 下水道の整備状況及び処理状況

処理区	下水道敷設状況		下水処理量 (m ³)	
	污水管整備済面積 (ha)	污水管渠延長 (m)	総量	1日平均
神戸市	19,152	4,066,299	198,174,595	542,944
武庫川流域 関連処理区	1,784	364,909	12,239,157	33,532
西宮市	5,587	1,176,877	—	251,440

出典：「第92回神戸市統計書 平成27年度版」(平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ)
「平成28年(2016年)西宮市統計書」(平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ)

表 2.3.10 水洗化の状況

年度 (平成)	総人口 (非水洗化人口+水洗化人口)	非水洗化人口			水洗化人口				
		計画収集人口	自家処理人口		公共下水道人口	コミュニティ プラント人口	浄化槽人口		
神戸市	22年度	1,512,425 (100.0%)	4,690 (0.3%)	4,480 (0.3%)	210 (0.0%)	1,507,735 (99.7%)	1,490,525 (98.6%)	0 (0.0%)	17,210 (1.1%)
	23年度	1,513,385 (100.0%)	4,690 (0.3%)	4,480 (0.3%)	210 (0.0%)	1,508,695 (99.7%)	1,491,485 (98.6%)	0 (0.0%)	17,210 (1.1%)
	24年度	1,554,715 (100.0%)	4,580 (0.3%)	4,370 (0.3%)	210 (0.0%)	1,550,135 (99.7%)	1,534,915 (98.7%)	0 (0.0%)	15,220 (1.0%)
	25年度	1,552,338 (100.0%)	4,380 (0.3%)	4,270 (0.3%)	110 (0.0%)	1,547,958 (99.7%)	1,532,638 (98.7%)	0 (0.0%)	15,320 (1.0%)
	26年度	1,550,451 (100.0%)	2,000 (0.1%)	1,890 (0.1%)	110 (0.0%)	1,548,451 (99.9%)	1,530,587 (98.7%)	0 (0.0%)	17,864 (1.2%)
西宮市	22年度	482,790 (100.0%)	810 (0.2%)	810 (0.2%)	0 (0.0%)	481,980 (99.8%)	480,173 (99.5%)	0 (0.0%)	1,807 (0.4%)
	23年度	483,598 (100.0%)	336 (0.1%)	336 (0.1%)	0 (0.0%)	483,262 (99.9%)	480,916 (99.4%)	0 (0.0%)	2,346 (0.5%)
	24年度	484,516 (100.0%)	315 (0.1%)	315 (0.1%)	0 (0.0%)	484,201 (99.9%)	482,418 (99.6%)	0 (0.0%)	1,783 (0.4%)
	25年度	486,145 (100.0%)	287 (0.1%)	287 (0.1%)	0 (0.0%)	485,858 (99.9%)	484,199 (99.6%)	0 (0.0%)	1,659 (0.3%)
	26年度	487,409 (100.0%)	275 (0.1%)	275 (0.1%)	0 (0.0%)	487,134 (99.9%)	485,689 (99.6%)	0 (0.0%)	1,445 (0.3%)

注) 数値は「人口(百分率)」で示している。

出典：「平成22～26年度 兵庫県的一般廃棄物処理」(平成29年4月閲覧、兵庫県ホームページ)

② ごみ処理施設・処分場の配置及び稼働状況

ア 一般廃棄物

神戸市及び西宮市の一般廃棄物処理施設の概要は表2.3.11、神戸市及び西宮市の一般廃棄物の収集量及び処理量は表2.3.12のとおりである。

神戸市には現在4箇所のクリーンセンター（焼却施設）、2箇所の破砕施設、1箇所の資源リサイクル施設、2箇所の埋立処分地（環境センター）があり、一般廃棄物の処理及び再資源化が行われている。

西宮市には現在2箇所の処理センター（焼却施設）、1箇所の破砕施設、1箇所の資源リサイクル施設、2箇所の埋立処分地、一般廃棄物の処理及び再資源化が行われている。

表 2.3.11(1) 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の概要

名称	神戸市			
	東 クリーンセンター	港島 クリーンセンター	苅藻島 クリーンセンター	西 クリーンセンター
所在地	東灘区魚崎浜町 1番地の7	中央区港島中町 8丁目3番地	長田区刈藻島 3丁目12番28号	西区伊川谷町 井吹三番圃74-1
設備能力	900t/24時間	450t/24時間	600t/24時間	600t/24時間
名称	西宮市			
	西部総合処理センター		東部総合処理センター	
所在地	西宮浜3丁目8番		鳴尾浜2丁目1番4	
設備能力	525t/24時間		280t/24時間	

出典：「平成28年度 事業概要」（平成29年4月閲覧、神戸市環境局）

「西宮市一般廃棄物処理基本計画」（平成29年4月、西宮市）

「東部総合処理センターパンフレット」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

表 2.3.11(2) 一般廃棄物処理施設（破砕施設）の概要

名称	神戸市		西宮市
	布施畑環境センター 破砕選別施設	妙賀山クリーンセンター 破砕施設	西部総合処理センター 破砕選別施設
所在地	西区伊川谷町布施畑字丸畑 1172番地の2	北区山田町小部字妙賀山 1番地の1	西宮浜3丁目8番
設備能力	150t/5時間×2基	50t/5時間×2基	110t/5時間×1基

出典：「平成28年度 事業概要」（平成29年4月閲覧、神戸市環境局）

「西宮市一般廃棄物処理基本計画」（平成29年4月、西宮市）

表 2.3.11(3) 一般廃棄物処理施設（資源リサイクル）の概要

名称	神戸市	西宮市
	資源リサイクルセンター	東部総合処理センター
所在地	西区見津が丘1丁目9	鳴尾浜2丁目1番4
設備能力	90t/5時間(45t/5時間×2系列)	2.15t/5時間

出典：「平成28年度 事業概要」（平成29年4月閲覧、神戸市環境局）
「西宮市一般廃棄物処理基本計画」（平成29年4月、西宮市）

表 2.3.11(4) 一般廃棄物処理施設（埋立処分地）の概要

名称	神戸市		西宮市	
	布施畑環境センター	淡河環境センター	大阪湾広域臨海海環境整備センター 神戸沖埋立処分場	大阪湾広域臨海海環境整備センター 大阪沖埋立処分場
所在地	西区伊川谷町 布施畑字丸畑	北区淡河町 野瀬字南山	神戸市東灘区 向洋町地先	大阪市此花区 北港緑地地先
埋立容積	23,500,000m ³	7,700,000m ³	5,800,000m ³	5,400,000m ³

出典：「平成28年度 事業概要」（平成29年4月閲覧、神戸市環境局）
「西宮市一般廃棄物処理基本計画」（平成29年4月、西宮市）

表 2.3.12 一般廃棄物の収集量及び処理量（平成26年度）

単位：t

年度 (平成)	収集量						処理量		
	総量	可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源 ごみ ^{c)}	事業系 ごみ	焼却	埋立	資源化
神戸市	498,903	263,594	11,593	4,260	26,021	193,435	471,978 ^{a)}	22,733	18,606 ^{b)}
西宮市	232,534	142,142	7,165	5,161	9,608	68,458	150,115	662	12,892

注a) 水分を含む。

b) 資源化量は、実際に資源として有効活用された量。

c) 事業系ごみは許可業者収集・自己搬入した量。

出典：「第92回神戸市統計書 平成27年度版」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）
「第49回西宮市統計書」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

イ 産業廃棄物

(7) 産業廃棄物の業種別排出量

平成21年度における神戸市及び西宮市の産業廃棄物業種別排出量の状況は表2.3.13のとおりである。

神戸市における産業廃棄物の排出量は約370万tであり、このうち電気・ガス・熱供給・水道業が約158万t（排出量合計の約43%）で最も多く、次いで製造業が約127万t（同約34%）となっている。また、西宮市における産業廃棄物の排出量は約109万tであり、このうち電気・ガス・熱供給・水道業が約80万t（排出量合計の約73%）で最も多く、次いで建設業が約14万t（同約13%）となっている。

表 2.3.13 産業廃棄物業種別排出量（平成21年度）

単位：t

業種	地域	神戸市	西宮市
	一次産業		
	農業	—	—
	漁業	—	—
	計	—	—
二次産業			
	鉱業	5	3
	建設業	744,912	143,793
	製造業	1,269,174	132,796
	計	2,014,092	276,592
三次産業			
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,579,864	798,540
	情報通信業	8,890	206
	運輸・郵便業	14,267	2,432
	卸売・小売業	44,898	8,640
	金融業、保険業	164	27
	不動産業、物品賃貸業	7,127	1,776
	学術研究、専門・技術サービス業	839	88
	宿泊業、飲食サービス業	8,315	1,696
	生活関連サービス業、娯楽業	669	170
	教育、学習支援業	290	97
	医療、福祉	5,423	619
	複合サービス業	113	23
	サービス業（他に分類されないもの）	16,233	2,078
	計	1,687,092	816,391
合計		3,701,184	1,092,983

出典：「兵庫県廃棄物処理計画資料編」（平成25年3月、兵庫県）

(イ) 産業廃棄物処理場施設の立地状況

事業計画地及びその周辺を中心とした半径約50km以内の市町にある産業廃棄物処理施設数は表2.3.14のとおりであり、中間処理施設が739施設、最終処分場が16施設ある。

表 2.3.14 産業廃棄物処理施設数

(単位：施設)

種類		中間処理施設	最終処分場	種類		中間処理施設	最終処分場
県・市町				県・市町			
兵庫県	神戸市	46	5	大阪府	大阪市	108	0
	姫路市	83	1		堺市	53	0
	尼崎市	49	0		岸和田市	15	0
	明石市	10	1		池田市	1	0
	西宮市	7	0		泉大津市	5	0
	洲本市	4	0		高槻市	14	0
	芦屋市	0	0		貝塚市	5	0
	伊丹市	7	0		守口市	1	0
	相生市	1	0		枚方市	11	0
	加古川市	12	0		茨木市	4	0
	西脇市	6	1		八尾市	30	0
	宝塚市	1	0		泉佐野市	3	0
	三木市	11	1		富田林市	1	0
	高砂市	8	0		寝屋川市	6	0
	川西市	3	0		松原市	9	0
	小野市	5	0		大東市	10	0
	三田市	9	0		和泉市	8	1
	加西市	8	0		柏原市	10	1
	篠山市	1	0		羽曳野市	2	0
	丹波市	11	0		門真市	9	0
	淡路市	6	0		摂津市	14	0
	加東市	8	1		高石市	4	0
	猪名川町	0	0		東大阪市	10	0
	多可町	2	0		泉南市	1	0
	稲美町	8	0		四条畷市	1	0
	播磨町	5	0		交野市	2	0
	市川町	2	0		大阪狭山市	1	0
福崎町	1	0	能勢町	2	0		
京都市	25	0	忠岡町	2	0		
亀岡市	13	0	田尻町	1	0		
城陽市	3	0	河南町	1	0		
向日市	4	0	奈良県	生駒市	3	0	
長岡京市	5	0	平群町	1	1		
京都府	八幡市	4	0	X			
	京田辺市	6	0				
	南丹市	7	1				
	大山崎	1	0				
	久御山町	5	0				
京丹波町	4	2					

出典：「国土数値情報（廃棄物処理施設データ 平成24年度）」（平成29年4月閲覧、国土交通省ホームページ）

(8) 用水の供給及び使用の状況

神戸市及び西宮市の上水道給水戸数及び給水量は表2.3.15、上水道普及率は表2.3.16のとおりである。また、上水道給水区域は図2.3.6に示すとおりである。

神戸市の平成26年度の総上水道給水戸数は約78万8千戸であり、総給水戸数としては近年増加傾向であるが、給水量は横這い傾向であった。西宮市の平成27年度の給水戸数は約23万戸であり、総給水戸数は増加傾向にあるが、給水量は減少傾向である。

神戸市及び西宮市の上水道は基幹的な給水ネットワーク整備が完了し、平成22年度～平成26年度末における上水道の普及率はほぼ100%で安定している。

表 2.3.15(1) 上水道給水戸数及び給水量（神戸市）

単位：戸、千 m^3

年度 (平成)	総数	一般用	業務用	公衆 浴場用	共用	船舶 給水 ^{a)}	その他 ^{a)}
22年度	770,540 (182,082)	728,011 (145,606)	42,080 (35,734)	70 (332)	379 (37)	- (265)	- (107)
23年度	774,912 (178,970)	732,640 (143,663)	41,865 (34,667)	63 (318)	344 (35)	- (238)	- (49)
24年度	780,101 (178,314)	737,887 (143,521)	41,851 (34,199)	60 (314)	303 (29)	- (237)	- (14)
25年度	783,720 (176,837)	741,543 (142,358)	41,833 (33,893)	57 (299)	287 (26)	- (255)	- (6)
26年度	788,752 (179,276)	746,558 (139,913)	41,873 (32,985)	51 (287)	270 (22)	- (243)	- (5,826)*

注) 記載は「給水戸数（給水量）」で示す。

a) 船舶、その他の項目においては、給水戸数が存在しないため「-」で記載した。

b) * 工業用水の転用のため増加。

出典：「第92回神戸市統計書 平成27年度版」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

表 2.3.15(2) 上水道給水戸数及び給水量（西宮市）

単位：戸、千 m^3

年度 (平成)	総数*	家事用	公共用	事業用	特殊用	公衆浴場用	特別給水	分水
23年度	223,304 (53,085)	- (44,856)	- (3,737)	- (3,836)	- (410)	- (67)	- (1)	- (178)
24年度	224,991 (52,663)	- (44,601)	- (3,766)	- (3,659)	- (398)	- (69)	- (2)	- (168)
25年度	226,692 (52,291)	- (44,357)	- (3,720)	- (3,554)	- (455)	- (69)	- (2)	- (135)
26年度	228,332 (51,256)	- (43,659)	- (3,609)	- (3,417)	- (385)	- (68)	- (1)	- (117)
27年度	229,504 (51,129)	- (43,572)	- (3,594)	- (3,391)	- (379)	- (67)	- (2)	- (124)

注) 記載は「給水戸数（給水量）」で示す。総数以外は戸数の記載がないため、[-]で示す。給水量は有収水量である。

※各項目について四捨五入しているため、総数は合計値とならない場合がある。

出典：「平成28年（2016年）西宮市統計書」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

表 2.3.16 上水道普及率

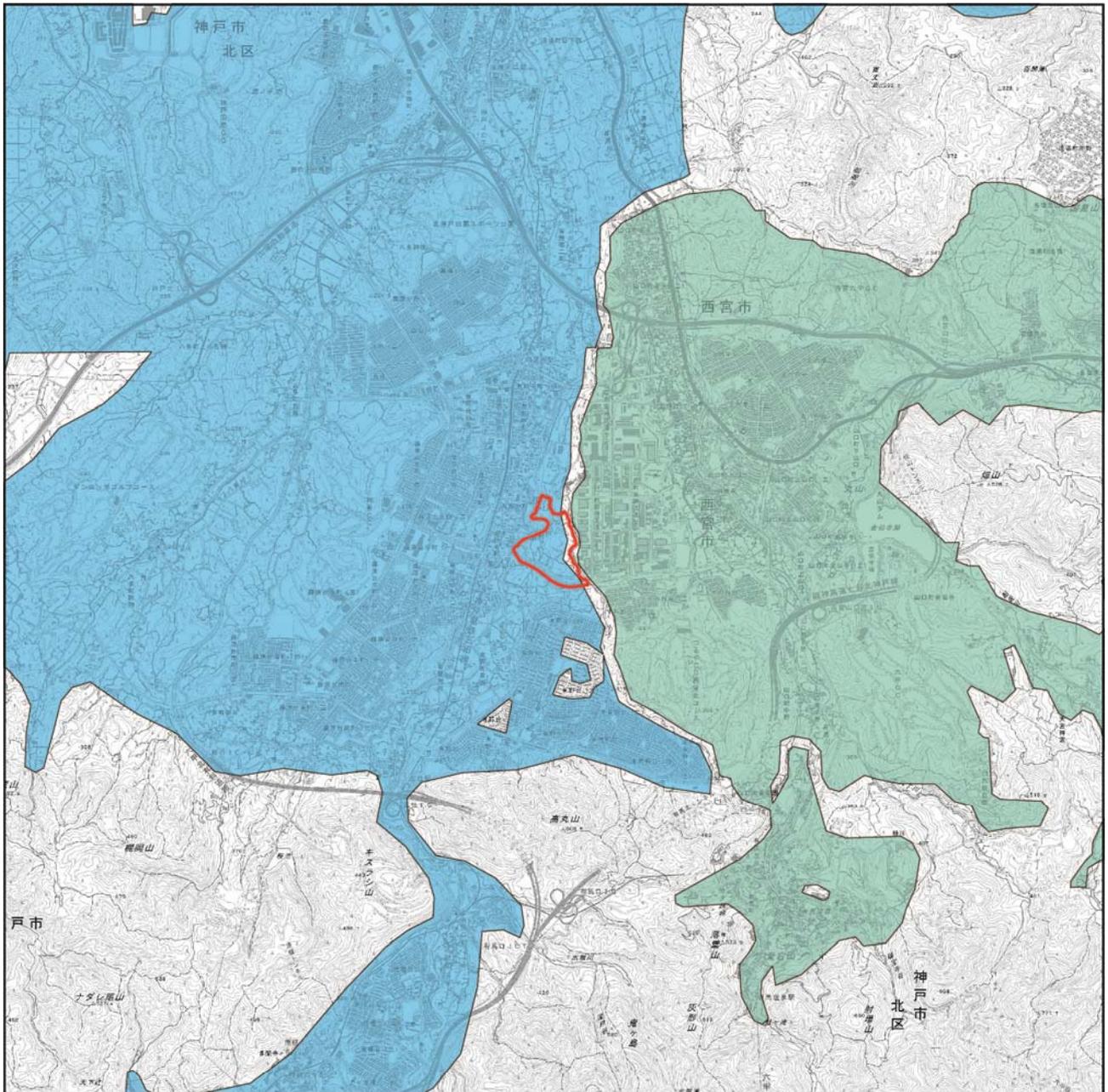
各年度末現在

市	年度 (平成)	推計 人口	上水道		簡易水道		専用水道		合 計		普及率	特設水道	
			個所 数	給水 人口	個所 数	給水 人口	個所 数	給水 人口	個所 数	給水 人口		個所 数	給水 人口
			人	箇所	人	箇所	人	箇所	人	箇所		人	箇所
神戸市	22年度	1,542,458	2	1,539,349	9	2,188	46	560	57	1,542,097	99.98	22	—
	23年度	1,541,596	2	1,537,804	9	2,024	49	1,407	60	1,541,235	99.98	23	—
	24年度	1,538,047	2	1,534,251	8	1,954	49	1,404	59	1,537,609	99.97	20	—
	25年度	1,536,203	2	1,532,452	8	1,925	49	1,392	59	1,535,769	99.97	20	—
	26年度	1,533,604	2	1,529,850	8	1,896	48	1,431	58	1,533,177	99.97	19	—
西宮市	22年度	482,532	1	482,321	—	—	16	98	17	482,419	99.98	3	—
	23年度	482,858	1	482,647	—	—	17	98	18	482,745	99.98	3	—
	24年度	484,516	1	484,305	—	—	22	98	23	484,403	99.98	3	—
	25年度	486,145	1	485,934	—	—	22	98	23	486,032	99.98	3	—
	26年度	486,976	1	486,765	—	—	22	98	23	486,863	99.98	3	—

注 1) 専用水道の給水人口は、自己水源のみによる専用水道の給水人口である。

注 2) 区域外給水人口とは、他の行政区域に給水している人口である。

出典：「兵庫県統計書平成 22～26 年」（平成 29 年 4 月閲覧、兵庫県ホームページ）



凡 例

- : 事業計画地
- : 神戸市上水道事業
- : 西宮市上水道事業



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス（上水道関連施設）」（平成29年4月閲覧、国土交通省ホームページ）

図 2.3.6 上水道給水区域

(9) エネルギー・燃料の供給及び使用の状況

神戸市及び西宮市の電灯、電力契約口数及び販売電力量は表2.3.17、用途別ガス供給戸数及び供給量は表2.3.18のとおりである。

平成26年度の神戸市の総電力契約口数は約98万8千口であり、総契約口数としては近年増加傾向であるが、販売電力量は減少傾向であった。西宮市では総電力契約口数が約27万7千口であり、神戸市と同様に総契約口数としては近年増加傾向であるが、販売電力量は減少傾向であった。

平成26年度の神戸市の総ガス供給戸数は約74万6千戸であり、電力同様、総契約戸数としては近年増加傾向であるが、ガス供給量は減少傾向であった。西宮市では総ガス供給戸数が約22万1千戸であり、神戸市と同様に総契約戸数としては近年増加傾向であるが、ガス供給量は減少傾向であった。

表 2.3.17 電灯、電力契約口数及び販売電力量

単位：口、MWh

年度 (平成)	総数 ^{a)}	電灯 ^{b)}	電力 ^{a)c)}	その他 ^{d)}	
神戸市	22年度 (4,075,868)	978,431 (4,075,868)	908,731 (3,674,783)	68,465 (396,036)	1,235 (5,049)
	23年度 (3,883,475)	981,811 (3,883,475)	913,023 (3,507,079)	67,608 (372,429)	1,180 (3,966)
	24年度 (3,819,115)	985,643 (3,819,115)	917,545 (3,451,672)	66,915 (363,275)	1,183 (4,167)
	25年度 (3,751,976)	987,066 (3,751,976)	919,883 (3,391,154)	65,820 (356,795)	1,363 (4,027)
	26年度 (3,554,971)	987,929 (3,554,971)	921,836 (3,216,977)	65,069 (334,189)	1,024 (3,805)
西宮市	22年度 (1,214,200)	273,367 (1,214,200)	255,437 (1,110,827)	17,539 (101,805)	391 (1,568)
	23年度 (1,151,377)	274,617 (1,151,377)	256,880 (1,053,936)	17,345 (95,810)	392 (1,631)
	24年度 (1,132,218)	276,480 (1,132,218)	258,956 (1,037,167)	17,110 (93,415)	414 (1,637)
	25年度 (1,111,935)	277,196 (1,111,935)	259,707 (1,018,241)	16,972 (92,150)	490 (1,544)
	26年度 (1,049,903)	277,375 (1,049,903)	260,214 (961,358)	16,741 (87,191)	420 (1,354)

注1) 契約口数は各年度末現在。四捨五入の関係で、計が合致しない場合がある。

注2) 記載は「契約口数(販売電力量)」で示す。

a) 電力については、電力自由化部分(契約電力50kW以上の電力需要)の実績は含まれていない。

b) 「電灯」とは定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、時間帯別電灯、季時別時間帯別電灯、季時別電灯PS、低圧総合利用契約、公衆街路灯。

c) 「電力」とは低圧一般、低圧季時別、その他電力低圧。

d) 「その他」とは臨時的なもの(臨時電灯)。

出典：「第92回神戸市統計書 平成27年度版」(平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ)

「第49回西宮市統計書」(平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ)

表 2.3.18 用途別ガス供給戸数及び供給量

単位：戸、千MJ

	年度 (平成)	総数	家庭用	商業用	工業用	公用	医療用
神戸市	22年度	731,157 (30,895,516)	694,829 (10,494,956)	29,037 (5,176,061)	1,963 (12,476,382)	3,195 (1,184,265)	2,133 (1,563,852)
	23年度	733,253 (32,063,603)	696,581 (10,468,809)	29,313 (4,763,085)	1,939 (13,652,807)	3,233 (1,611,657)	2,187 (1,567,245)
	24年度	737,390 (31,620,504)	700,461 (10,437,242)	29,495 (4,580,473)	1,914 (13,384,296)	3,275 (1,637,507)	2,245 (1,580,987)
	25年度	741,445 (30,582,167)	704,187 (10,078,711)	29,620 (4,489,159)	1,903 (12,843,478)	3,384 (1,598,739)	2,351 (1,572,081)
	26年度	746,207 (29,967,513)	708,596 (9,998,161)	29,804 (4,341,393)	1,904 (12,549,716)	3,453 (1,540,045)	2,450 (1,538,199)
西宮市	22年度	215,651 (6,801,705)	207,983 (3,434,265)	5,820 (851,445)	363 (1,808,505)	923 (295,830)	562 (411,615)
	23年度	217,398 (6,796,890)	209,646 (3,435,165)	5,887 (794,880)	358 (1,876,320)	936 (289,305)	571 (401,220)
	24年度	217,069 (6,671,925)	209,198 (3,442,140)	5,976 (785,295)	361 (1,738,035)	942 (295,290)	592 (411,165)
	25年度	218,878 (6,311,925)	210,922 (3,327,615)	6,022 (764,640)	360 (1,498,905)	969 (295,605)	605 (425,115)
	26年度	220,548 (6,256,350)	212,483 (3,313,575)	6,059 (744,030)	362 (1,490,040)	999 (290,970)	645 (417,735)

注1) 記載は「供給戸数(供給量)」で示す。

注2) 供給戸数は各年度末現在の取付メータ数である。

注3) 西宮市ガス供給量はガス発熱量45MJ/m³(平成29年4月閲覧、大阪ガスホームページより)で換算。

出典：「第92回神戸市統計書 平成27年度版」(平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ)

「第49回西宮市統計書」(平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ)

(10) 公園・緑地等の配置

神戸市及び西宮市の平成26年末現在の公園数及び面積は表2.3.19、住区基幹公園数及び面積は表2.3.20のとおりである。また、事業計画地周辺の都市公園は表2.3.21及び図2.3.7に示すとおりである。

神戸市の公園（住区基幹公園、総合公園、運動公園等）数は1,635、面積は約2,636haである。西宮市の公園（住区基幹公園、総合公園、運動公園等）数は481、面積は約447haである。

北区の住区基幹公園は299（神戸市の住区基幹公園の約20.5%）、面積は約135ha（神戸市の住区基幹公園の約20.4%）である。

表2.3.19 公園数及び面積

単位（面積）：ha

区分		総数	住区基幹公園	総合公園	運動公園	広域公園, 風致公園, 歴史公園, 緑道, 緑地, 墓園, その他	1人当たり都市公園面積 (m ²)
	面積	2,636.3	662.3	468.7	55.9	1,449.5	17.14
西宮市	公園数	481	385	4	1	91	—
	面積	446.75	89.51	39.46	12.61	305.17	9.15

注：西宮市の1人当たり都市公園面積は平成27年人口488,147人で総面積を除いた値を記載。

出典：「第92回神戸市統計書 平成27年度版」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「第49回 西宮市統計書」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

表 2.3.20 住区基幹公園及び面積

単位（面積）：千m²

区分	総数		街区公園		近隣公園		地区公園	
	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積	公園数	面積
神戸市	1,462	662.3	1,306	234.7	131	263.1	25	164.5
北区	299	135.1	265	55.5	30	49.6	4	30.0
西宮市	385	89.51	371	60.06	10	13.05	4	16.40

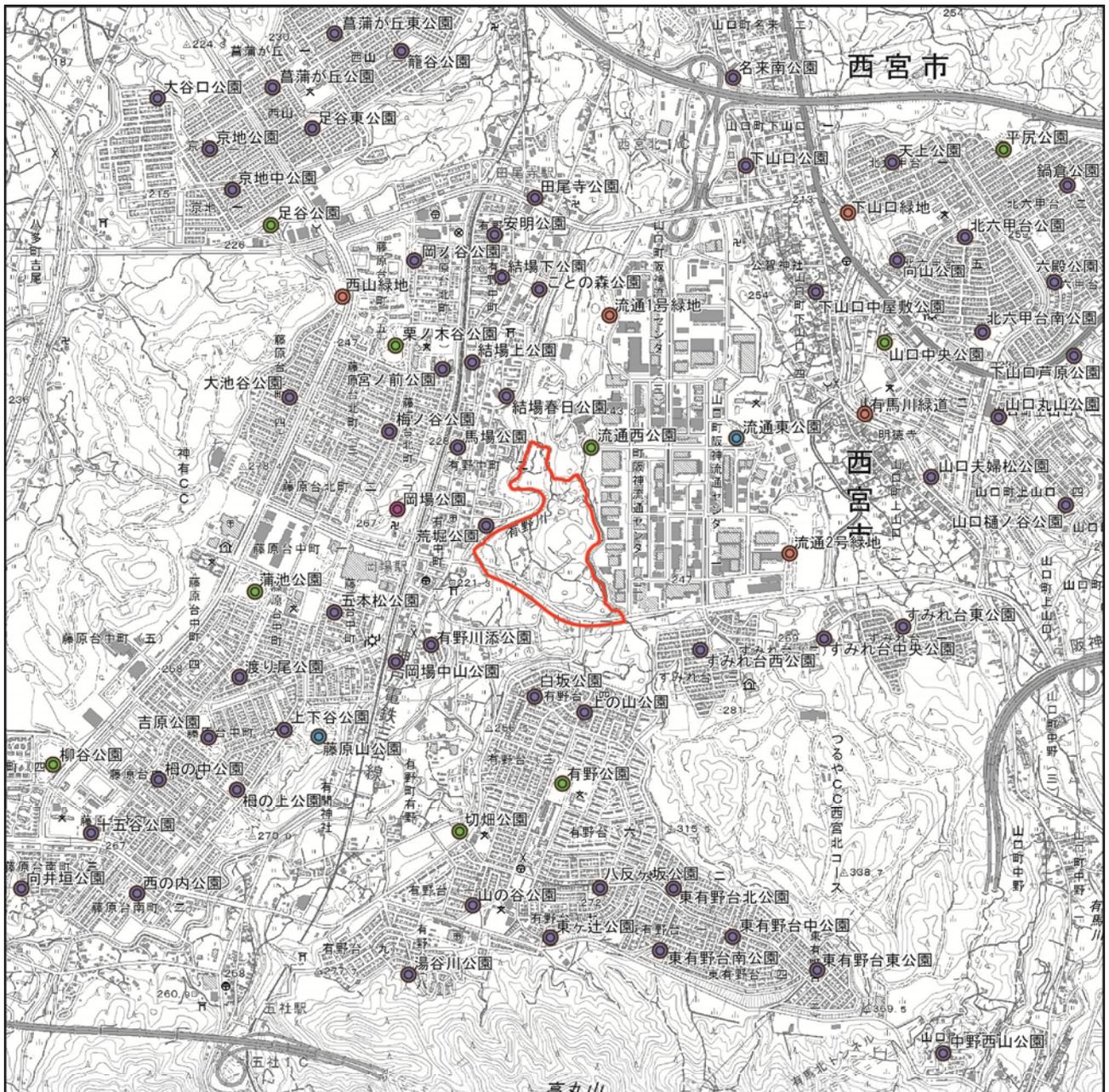
出典：「第92回神戸市統計書 平成27年度版」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「第49回 西宮市統計書」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

表 2.3.21 事業計画地周辺の都市公園

公園名	種別	公園名	種別
ことの森公園	街区公園	東有野台東公園	街区公園
安明公園	街区公園	東有野台南公園	街区公園
岡ノ谷公園	街区公園	東有野台北公園	街区公園
岡場公園	特殊公園（風致公園、 動植物公園、歴史公園、墓園）	湯谷川公園	街区公園
		藤原山公園	地区公園
岡場中山公園	街区公園	馬場公園	街区公園
蒲池公園	近隣公園	梅ノ谷公園	街区公園
吉原公園	街区公園	白坂公園	街区公園
宮ノ前公園	街区公園	八反ヶ坂公園	街区公園
京地公園	街区公園	柳谷公園	近隣公園
京地中公園	街区公園	有野公園	近隣公園
栗ノ木谷公園	近隣公園	有野川添公園	街区公園
結場下公園	街区公園	籠谷公園	街区公園
結場春日公園	街区公園	すみれ台西公園	街区公園
結場上公園	街区公園	すみれ台中央公園	街区公園
五本松公園	街区公園	すみれ台東公園	街区公園
向井垣公園	街区公園	下山口公園	街区公園
荒堀公園	街区公園	下山口中屋敷公園	街区公園
山の谷公園	街区公園	下山口緑地	都市緑地
十五谷公園	街区公園	向山公園	街区公園
菖蒲が丘公園	街区公園	山口下芦原公園	街区公園
菖蒲が丘東公園	街区公園	山口丸山公園	街区公園
上の山公園	街区公園	山口中央公園	近隣公園
上下谷公園	街区公園	山口樋ノ谷公園	街区公園
西の内公園	街区公園	山口夫婦松公園	街区公園
西山緑地	都市緑地	中野西山公園	街区公園
切畑公園	近隣公園	天上公園	街区公園
走り折公園	街区公園	鍋倉公園	街区公園
足谷公園	近隣公園	平尻公園	近隣公園
足谷東公園	街区公園	北六甲台公園	街区公園
大谷口公園	街区公園	北六甲台南公園	街区公園
大池谷公園	街区公園	名来南公園	街区公園
梅の上公園	街区公園	有馬川緑道	都市緑地
梅の中公園	街区公園	流通1号緑地	都市緑地
田尾寺公園	街区公園	流通2号緑地	都市緑地
渡り尾公園	街区公園	流通西公園	近隣公園
東ヶ辻公園	街区公園	流通東公園	地区公園
東有野台中公園	街区公園	六殿公園	街区公園

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス（都市公園）」（平成29年4月閲覧、国土交通省ホームページ）



凡例

- : 事業計画地
- : 街区公園
- : 近隣公園
- : 地区公園
- : 特殊公園（風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園）
- : 都市緑地



S=1:25,000

0 250 500 1,000 1,500m

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス（都市公園）」（平成29年4月閲覧、国土交通省ホームページ）

図 2.3.7 都市公園の位置

(11) 環境保全に関する計画等の内容及び対象事業との関連

① 公害関係法令

ア 大気汚染

(7) 環境基準

環境基本法（平成5年 法律第91号）第16条の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準は表2.3.22、二酸化窒素に係る環境基準は表2.3.23、ベンゼン等に係る環境基準は表2.3.24、微小粒子状物質に係る環境基準は表2.3.25のとおりである。

表 2.3.22 大気の汚染に係る環境基準

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が10ppm以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考		
<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p>		

表 2.3.23 二酸化窒素に係る環境基準

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
備考		
<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p>		

表 2.3.24 ベンゼン等に係る環境基準

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成13年4月20日 環境省告示第30号)

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
備考		
<p>1. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、上記の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2. 1の環境基準は、上記の表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。</p> <p>3. 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p>		

表2.3.25 微小粒子状物質に係る環境基準

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示第33号)

環境上の条件	測 定 方 法
1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考	
<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>	

イ 水質

環境基本法（平成5年 法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準として定められている「人の健康の保護に関する環境基準」は表2.3.26、「生活環境の保全に関する環境基準」の河川は表2.3.27のとおりであり、湖沼は表2.3.28のとおりである。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表2.3.29のとおりである。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域別に、水域の利水目的に応じて水域類型毎に設定されている。また、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は全ての公共用水域に適用されている。

事業計画地及びその周辺の河川は図2.3.8に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺は武庫川水系であり、「生活環境の保全に関する環境基準」の水域類型は武庫川本流がB類型、その支流の有野川、岡場川については類型の指定はされていない。武庫川上流の千苧水源池はA類型及びⅡ類型となっている。

なお、地下水利用は事業計画地内では確認されていない。

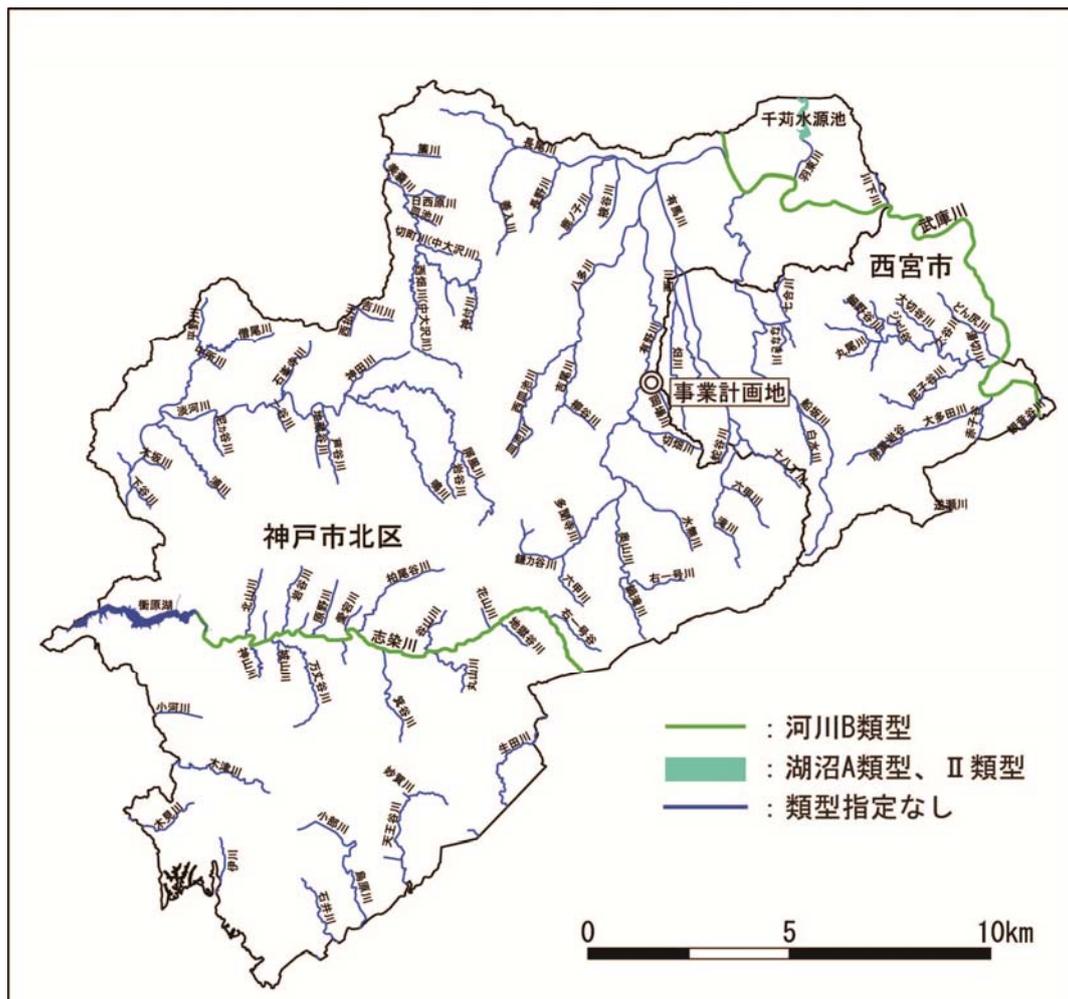


図 2.3.8 河川水質に係る環境基準の類型の設定状況

表 2.3.26 人の健康の保護に関する環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考.		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

表 2.3.27(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

項目類型	利用目的の	基準値					該当水域
	適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格 21 に定 める方法	付表 9 に掲 げる方法	規格 32 に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	

表 2.3.27(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

表 2.3.28(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的 の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定 める方法	付表9に掲げ る方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極若しく は光学式セン サを用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	最確数による 定量法

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ここでの湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖のこと。

表 2. 3. 28(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
測定方法		規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産 1 種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種:ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種:コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 2. 3. 28(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

表 2.3.28(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法

表 2.3.29 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

ウ 騒音

(7) 環境基準

環境基本法（平成5年 法律第91号）第16条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準として、騒音に係る環境基準が表2.3.30のとおり定められている。騒音に係る環境基準の地域の類型に当てはめる地域の指定は、神戸市及び西宮市により表2.3.31のとおり定められている。騒音に係る環境基準の地域類型の指定の状況は図2.3.9に示すとおりである。

なお、事業計画地は第一種住居地域及び準工業地域に指定されており、地域類型はB類型及びC類型である。

表 2.3.30 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

地域の類型	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

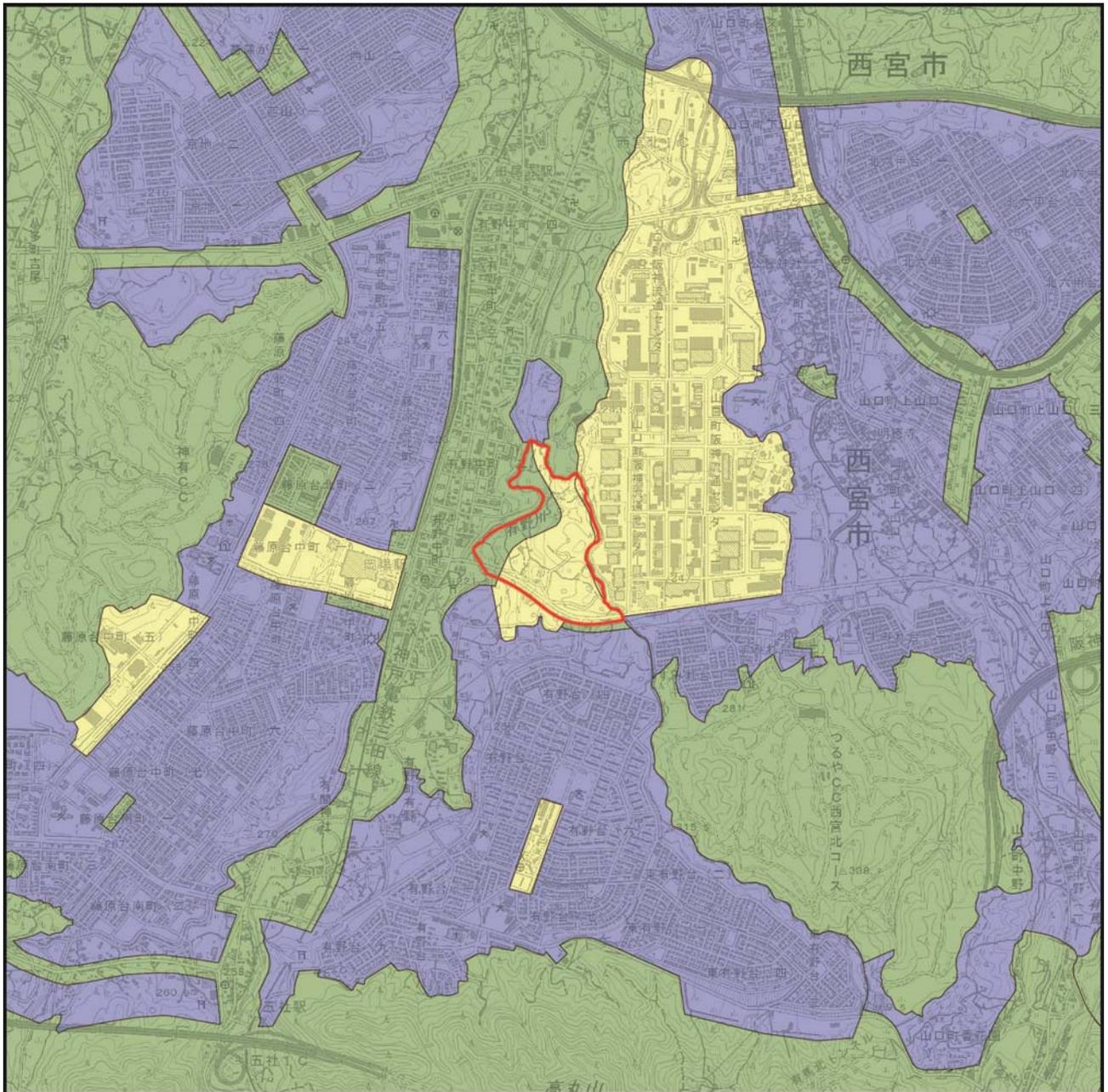
地域の区分	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（6:00～22:00）	夜間（6:00～22:00）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

表2.3.31 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

市域	地域類型	指定の地域	出典
神戸市	A	都市計画法第9条第1項から第4項までに規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」 (平成24年3月27日 神戸市告示第694号)
	B	都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第9条第5項から第7項までに規定する第1種住居地域、第2種住居地域並びに準住居地域(同条第22項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。)	
	C	都市計画法第9条第8項から第12項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(同条第22項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域については内陸部に限る。)	
西宮市	AA	愛宕山、上ヶ原一番町、上ヶ原二番町、上ヶ原三番町、上ヶ原四番町、上ヶ原五番町、上ヶ原六番町、上ヶ原七番町、上ヶ原八番町、上ヶ原九番町、上ヶ原十番町、岡田山、上甲東園2丁目、上甲東園3丁目、上甲東園4丁目、上甲東園5丁目、門戸西町、高座町の全域、及び、広田町の一部	「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」 (平成24年4月1日 西宮市告示甲第30号)
	A	ア 平成20年西宮市告示甲第3号(騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分)に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 イ 平成20年西宮市告示甲第3号に規定する第2種区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定に基づく第1種中高層住宅専用地域及び第2種中高層住宅専用地域に限る。)	
	B	平成20年西宮市告示甲第3号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域並びに準住居地域(1及び2に掲げる地域を除く。)	
	C	平成20年西宮市告示甲第3号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	



凡 例

- : 事業計画地
- : A地域
- : B地域
- : C地域

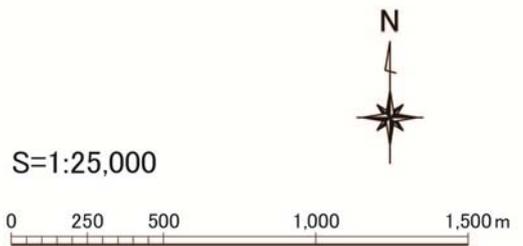


図2.3.9 騒音に係る環境基準の地域類型の指定の状況

(イ) 規制基準

a 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分

騒音規制法（昭和43年6月10日 法律第98号）及び環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年1月8日 兵庫県規則第1号）により、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生するものを特定施設と定めている。

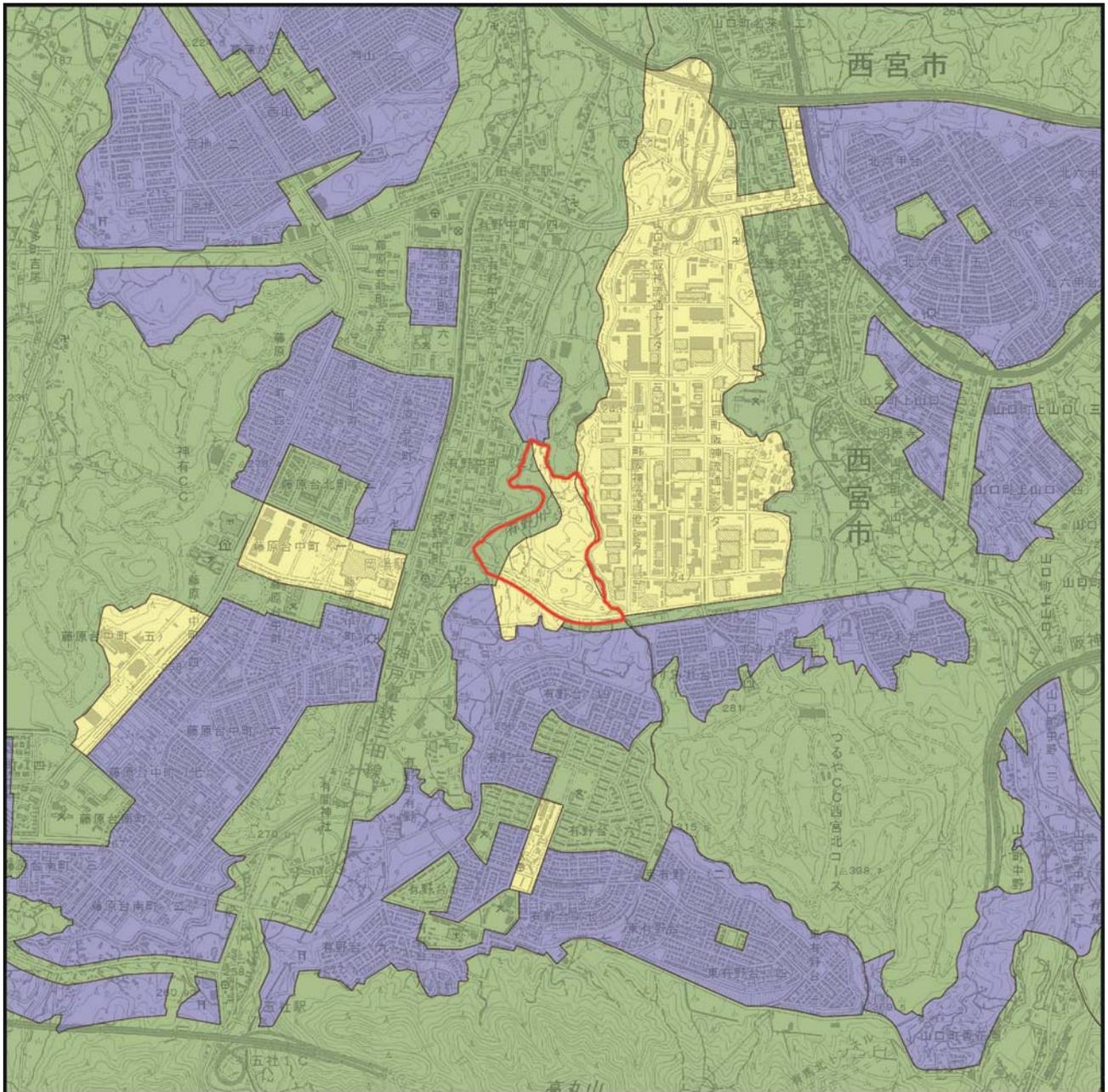
特定施設からの騒音について規制する地域として、騒音規制法に基づき神戸市長及び西宮市長が指定した地域を指定地域という。

騒音の指定地域は表2.3.32、騒音規制地域の区域の区分は図2.3.10に示すとおりである。

なお、事業計画地は第一種住居地域及び準工業地域に位置しており、第2種区域及び第3種区域に指定されている。

表2.3.32 騒音の指定地域

市 域	区 分	都市計画法における用途地域	出 典
神戸市	第1種区域	都市計画法第9条第1項から第2項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	「騒音規制法により騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」 (平成25年3月29日 神戸市告示第819号)
	第2種区域	都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第9条第3項から第7項までに規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに、西区及び北区における同法第9条第10項に規定する準工業地域であって、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域	
	第3種区域	都市計画法第9条第8項から第10項までに規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(第2種区域を除く。)並びに、西区及び北区における同法第9条第11項に規定する工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域に接する境界から50メートル以内の区域	
	第4種区域	工業地域(第3種区域を除く。)及び工業専用地域(工業専用地域については内陸部に限る。)	
西宮市	第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」 (平成20年4月1日 西宮市告示甲第3号)
	第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	
	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	
	第4種区域	工業地域	



凡 例

- : 事業計画地
- : 第1種区域
- : 第2種区域
- : 第3種区域
- : 第4種区域

S=1:25,000



図2.3.10 騒音規制地域の区域の区分

b 特定工場等から発生する騒音の規制基準

特定施設を設置する工場又は事業場を特定工場等といい、指定地域内に特定工場等を設置する場合、当該特定工場等の敷地境界線において次の基準を遵守しなければならない。

騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定は表2. 3. 33のとおりである。

なお、事業計画地は第一種住居地域及び準工業地域に位置しており、第2種区域及び第3種区域に指定されている。

表 2. 3. 33 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

騒音規制の時間 の区分	時 間 の 区 分		
	昼 間 午前8時から午後6時まで	朝・夕 午前6時から午前8時まで 及び午後6時から午後10時 まで	夜 間 午後10時から 翌日午前6時まで
騒音規制の 区域の区分			
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	60デシベル
備考			
神戸市域 「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」 (昭和61年3月25日 神戸市告示第253号) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周辺おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。			
西宮市域 「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」 (平成27年4月23日 西宮市告示甲第131号) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周辺おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。			

c 建設作業騒音の規制基準

建設作業騒音については、騒音規制法（昭和43年6月10日 法律第98号）及び環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年1月8日 兵庫県規則第1号）で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。

特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準は表2.3.34のとおりであり、「環境の保全と創造に関する条例」においても法に基づくものと同じ基準値が定められている。

事業計画地は第一種住居地域及び準工業地域に位置しており、第1号の区域に指定されている。

表 2. 3. 34 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)

規制の種別	区域	規制基準
騒音の基準値	第1号及び第2号	85デシベル
作業時間	第1号	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと
	第2号	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間	第1号	10時間を超えないこと
	第2号	14時間を超えないこと
作業期間	第1号及び第2号	連続6日を超えないこと
作業日	第1号及び第2号	日曜日その他の休日でないこと
<p>1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。 2. 第1号の区域及び第2号の区域は、次のとおりである。</p> <p>神戸市域 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号の区域の指定」 (昭和61年3月25日 神戸市告示第254号)</p> <p>(1) 第1号の区域 イ. 騒音規制の区域の区分の第1種区域 ロ. 騒音規制の区域の区分の第2種区域 ハ. 騒音規制の区域の区分の第3種区域 ニ. 騒音規制の区域の区分の第4種区域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校, 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所, 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの, 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館, 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内</p> <p>(2) 第2号の区域 工業地域及び工業専用地域(第1号の区域を除く)</p> <p>西宮市域 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号の区域の指定について」 (平成20年4月1日 西宮市告示甲第10号)</p> <p>(1) 第1号の区域 イ. 平成20年西宮市告示甲第3号で区分した第1種区域 ロ. 平成20年西宮市告示甲第3号で区分した第2種区域 ハ. 平成20年西宮市告示甲第3号で区分した第3種区域 ニ. 平成20年西宮市告示甲第3号で区分した第4種区域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校, 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所, 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの, 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館, 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内</p> <p>(2) 第2号の区域 工業地域及び工業専用地域(第1号の区域を除く)</p>		

d 自動車騒音の限度

騒音規制法（昭和43年6月10日 法律第98号）において、市町村長は指定地域内における自動車騒音が道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者等に意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができる判断の基準となる値（限度）を定めている。

指定地域内における自動車騒音の限度は表2.3.35のとおりである。

表 2.3.35 自動車騒音の限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
備考			
神戸市域 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考欄に規定する区域の指定」（平成13年1月11日 神戸市告示第313号） a 区域：都市計画法第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 b 区域：都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第9条第5項から第7項までに規定する第一種住居地域，第二種住居地域並びに準住居地域（同条第22項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。） c 区域：都市計画法第9条第8項から第12項までに規定する近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域（同条第22項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また，工業専用地域については内陸部に限る。）			
西宮市域 「自動車騒音の限度を定める命令に係る区域の指定について」（平成20年4月1日 西宮市告示甲第5号） a 区域：(1)騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成20年西宮市告示甲第3号。以下、「告示第3号」という。）において指定した地域のうち、第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域 (2)告示第3号において指定した地域のうち、第2種区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の指定に基づく第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）として区分した区域 b 区域：告示第3号において指定した地域のうち、第1種住居地域，第2種住居地域及び準住居地域 c 区域：告示第3号において指定した地域のうち、近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域			

上表に掲げる区域のうち幹線道路を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

エ 振動

(7) 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分

振動規制法（昭和51年6月10日 法律第64号）及び環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年1月8日 兵庫県規則第1号）により、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生するものを特定施設と定めている。

特定施設からの振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、振動規制法に基づき神戸市長及び西宮市長が指定した地域を指定地域という。

振動の指定地域は表2. 3. 36、振動規制地域の区域の区分は図2. 3. 11に示すとおりである。

神戸市では、都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）第9条第12項に規定する工業専用地域、同条第22項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除いた地域が指定地域となっている。

なお、事業計画地は第一種住居地域及び準工業地域に位置しており、第1種区域及び第2種区域に指定されている。

表2. 3. 36 振動の指定地域

市 域	区 分	指定の地域	出 典
神戸市	第1種区域	都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び第9条第1項から第7項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」（平成25年3月29日 神戸市告示第818号）
	第2種区域	都市計画法第9条第8項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	
西宮市	第1種区域	都市計画法第9条第1項から第7項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	「振動規制法に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」（平成20年4月1日 西宮市告示甲第6号）
	第2種区域	都市計画法第9条第8項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

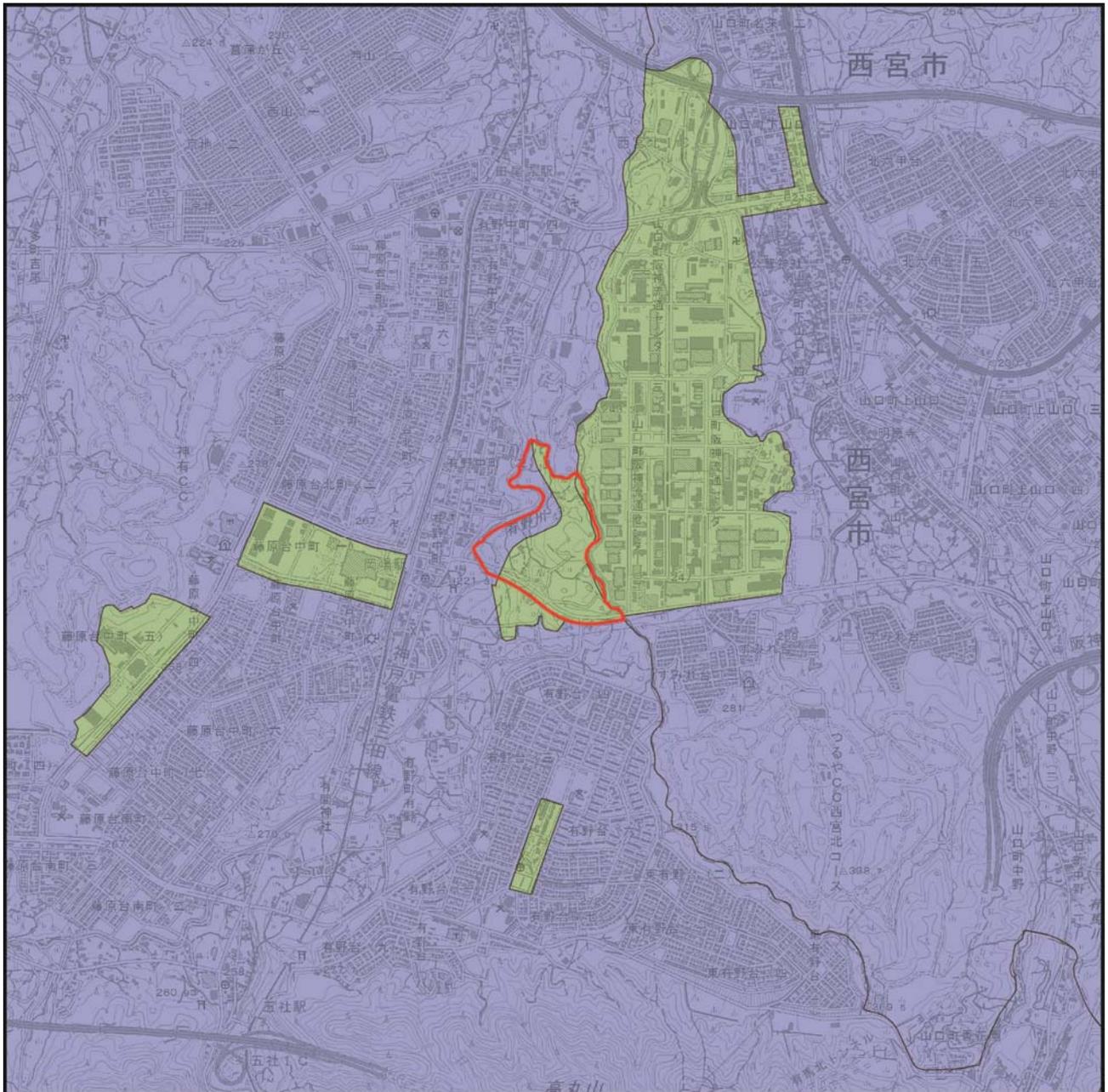
(4) 振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定

特定施設を設置する工場又は事業場を特定工場等といい、指定地域内に特定工場等を設置する場合、当該特定工場等の敷地境界線において次の基準を遵守しなければならない。

振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定は表2. 3. 37のとおりである。

表 2.3.37 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

振動規制の 区域の区分	振動規制の 時間の区分	
	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル
備考		
神戸市域 「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」 (昭和61年3月25日 神戸市告示第257号) 第1種区域又は第2種区域の区域内に所存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校, 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所, 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院をさせるための施設を有するもの, 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館, 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周辺おおむね50メートルの区域内における当該基準は, この表の値から5デシベルを減じた値とする。		
西宮市域 「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について」 (平成27年4月23日 西宮市告示甲第132号) 第1種区域又は第2種区域の区域内に所存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校, 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所, 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院をさせるための施設を有するもの, 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館, 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周辺おおむね50メートルの区域内における当該基準は, この表の値から5デシベルを減じた値とする。		



凡 例

- : 事業計画地
- : 第1種区域
- : 第2種区域



S=1:25,000



図2.3.11 振動規制地域の区域の区分

(ウ) 建設作業振動の規制基準

建設作業振動については、振動規制法（昭和51年6月10日 法律第64号）及び環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年1月8日 兵庫県規則第1号）で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。

特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準は表2. 3. 38のとおりである。

事業計画地は第一種住居地域及び準工業地域に位置しており、第1号の区域に指定されている。

表 2. 3. 38 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

〔振動規制法施行規則〕（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

規制の種別	区域	規制基準
振動の基準値	第1号及び第2号	75デシベル
作業時間	第1号	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと
	第2号	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと
1日当たりの作業時間	第1号	10時間を超えないこと
	第2号	14時間を超えないこと
作業期間	第1号及び第2号	連続6日を超えないこと
作業日	第1号及び第2号	日曜日その他の休日でないこと
<p>1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。 2. 第1号の区域及び第2号の区域は、次のとおりである。 神戸市域 「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号の区域の指定」（昭和61年3月25日 神戸市告示第258号） (1) 第1号の区域 イ及びロ、振動規制の区域の区分の第1種区域 ハ、振動規制の区域の区分の第2種区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業地域(以下「工業地域」という。)を除いた区域 ニ、振動規制の区域の区分の第2種区域であつて工業地域である区域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内 (2) 第2号の区域 工業地域及び工業専用地域(第1号の区域を除く)</p> <p>西宮市域 「振動規制法施行規則別表第1の付表の1の区域の指定について」（平成20年4月1日 西宮市告示甲第8号） イ、平成20年西宮市告示甲第3号で指定した第1種区域 ロ、平成20年西宮市告示甲第3号で指定した第2種区域 ハ、平成20年西宮市告示甲第3号で指定した第3種区域 ニ、平成20年西宮市告示甲第3号で指定した第4種区域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内 (2) 第2号の区域 工業地域及び工業専用地域(第1号の区域を除く)</p>		

(エ) 振動規制法に基づく道路交通振動に係る限度

振動規制法（昭和51年6月10日 法律第64号）において、市町村長は指定地域内における道路交通振動が道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者等に意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができる判断の基準となる値（限度）を定めている。

振動規制法に基づく道路交通振動に係る限度は表2.3.39のとおりである。

表 2.3.39 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から 翌日午前8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル
<p>備考</p> <p>神戸市域 「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び備考2の時間の指定」 (昭和61年3月25日 神戸市告示第259号)</p> <p>1 区域 第1種区域：都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び第9条第1項から第7項までに規定する第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域 第2種区域：都市計画法第9条第8項から第11項までに規定する近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域</p> <p>2 時間 振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び備考2の時間の指定（昭和61年3月25日 神戸市告示第259号）において区分した時間</p> <p>西宮市域 「振動規制法施行規則別表第2の備考1の区域及び同表備考2の時間の指定について」 (平成20年4月1日 西宮市告示甲第9号)</p> <p>1 区域 (1) 第1種区域 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成20年西宮市告示甲6号「以下告示第6号」という。）において指定した地域のうち、第1種区域として区分した区域 (2) 第2種区域 告示第6号において指定した地域のうち、第2種区域として区分した区域</p> <p>2 時間 振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について（平成20年西宮市告示甲第7号）において区分した時間</p>		

オ 悪臭

悪臭防止法（昭和46年6月1日 法律第91号）による工場・事業所における悪臭物質に係る規制基準は表2.3.40、悪臭規制地域は図2.3.12に示すとおりである。神戸市及び西宮市全域が、生活環境を保全するため悪臭を防止する必要がある地域として指定されており、全ての工場・事業場が規制対象となっている。

事業計画地は第2種区域に指定されている。

なお、悪臭物質の規制については、神戸市においては濃度規制を、西宮市においては物質規制をそれぞれ採用している。

表 2.3.40(1) 悪臭物質に係る規制基準

「悪臭防止法による規制地域の指定等」
（平成24年10月2日 神戸市告示第423号）

敷地境界線における規制基準（1号基準）

地域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数 10
第2種区域	臭気指数 15
第3種区域	臭気指数 18
第1種区域：都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域，準住居地域として定められた地域（都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区として定められた地区を除く。） 第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域，商業地域，準工業地域として定められた地域（都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区として定められた地区を除く。） 第3種区域：都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域として定められた区域，都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域，工業専用地域として定められた地域，都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区として定められた地区	

気体排出口における規制基準（2号基準）

排出口高さ	規制基準
15m以上	指標：臭気排出強度 建物の影響などを考慮した規制式により、建物条件や排出ガスの流量等を基に算出する。
15m未満	指標：臭気指数 流量を測定しない簡易な算定方法により、排出ガスの臭気指数を算出する。

排出水の規制基準（3号基準）

地域の区分	基準値 = 第1号規制基準値 + 16
第1種区域	臭気指数 26
第2種区域	臭気指数 31
第3種区域	臭気指数 34

表 2.3.40(2) 悪臭物質に係る規制基準

「悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定について」
 (平成20年4月1日 西宮市告示甲第1号)

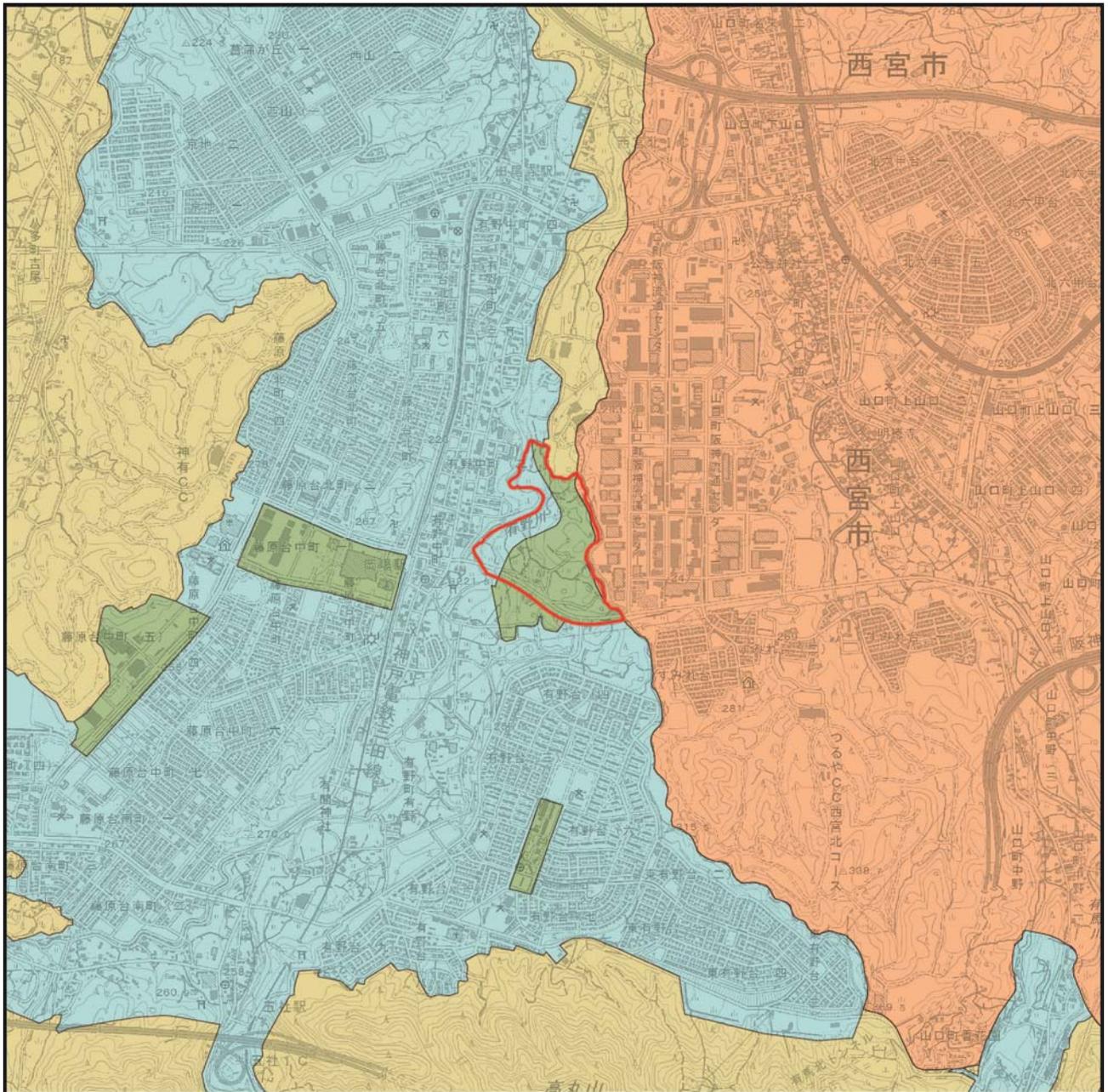
敷地境界線における規制基準

指定地域	地域の区分
市の全域	一般地域

「悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準について」
 (平成20年4月1日 西宮市告示甲第2号)

工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

悪臭物質名	地域の区分	一般地域
アンモニア		1ppm
メチルメルカプタン		0.002ppm
硫化水素		0.02ppm
硫化メチル		0.01ppm
二硫化メチル		0.009ppm
トリメチルアミン		0.005ppm
アセトアルデヒド		0.05ppm
プロピオンアルデヒド		0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド		0.009ppm
イソブチルアルデヒド		0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド		0.009ppm
イソバレルアルデヒド		0.003ppm
イソブタノール		0.9ppm
酢酸エチル		3ppm
メチルイソブチルケトン		1ppm
トルエン		10ppm
スチレン		0.4ppm
キシレン		1ppm
プロピオン酸		0.03ppm
ノルマル酪酸		0.001ppm
ノルマル吉草酸		0.0009ppm
イソ吉草酸		0.001ppm



凡 例

- : 事業計画地
- : 神戸市第1種区域
- : 神戸市第2種区域
- : 神戸市第3種区域
- : 西宮市一般地域



S=1:25,000



図 2. 3. 12 悪臭規制地域

カ ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は表2.3.41のとおりである。

表 2.3.41 ダイオキシン類の汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」
（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 （水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考		
<p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>		

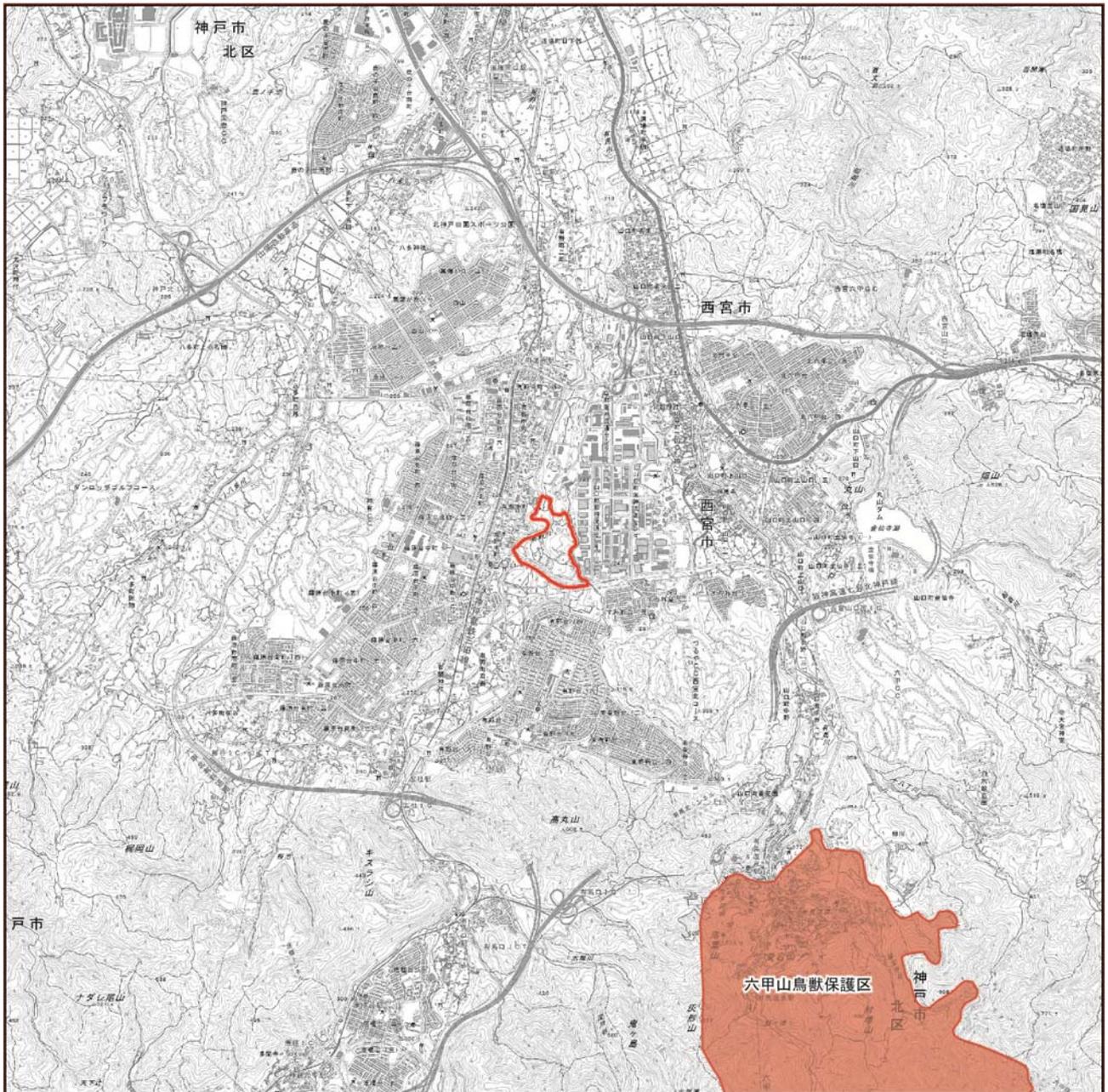
② 自然環境関係法令

事業計画地及びその周辺における法律等による地域地区の指定状況は表 2. 3. 42 及び図 2. 3. 13～図 2. 3. 17 に示すとおりである。

事業計画地は地域森林計画対象民有林、宅地造成工事規制区域に指定されている。

表 2. 3. 42 自然環境関係法令に係る地域地区の指定状況

法令等	指定の有無
自然公園法 (昭和32年6月1日 法律第161号)	事業計画地内及び周辺に指定された地域はない。
兵庫県立自然公園条例 (昭和38年7月5日 兵庫県条例第80号)	
自然環境保全法 (昭和47年6月22日 法律第85号)	事業計画地内及び周辺に自然環境保全地域等に指定された地域はない。
環境の保全と創造に関する条例 (平成7年7月18日 兵庫県条例第28号)	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年7月12日 法律第88号)	事業計画地は鳥獣保護区に指定されていない。(図 2. 3. 13参照)
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年6月5日 法律第75号)	事業計画地内及び周辺に生息地等保護区に指定された地域はない。
森林法 (昭和26年6月26日 法律第249号)	事業計画地内には地域森林計画対象民有林が存在する。(図 2. 3. 14参照)
農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年7月1日 法律第58号)	事業計画地内に農業振興地域の指定はない(図 2. 3. 15参照)
都市計画法 (昭和43年6月15日 法律第100号)	事業計画地に風致地区、緑地の保全・育成地区は存在しない。(図 2. 3. 16参照)
風致地区内における建築等の規制に関する条例 (昭和45年4月14日 神戸市条例第32号)	
緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例 (平成3年4月1日 神戸市条例第2号)	
宅地造成等規制法 (昭和36年11月7日 法律第191号)	事業計画地は宅地造成工事規制区域に指定されている。(図 2. 3. 17参照)
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (昭和55年9月22日 条約第28号)	事業計画地の周辺にラムサール条約湿地の指定された地域はない。
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (平成4年9月28日 条約第7号)	事業計画地内及び周辺に自然遺産の区域の指定された地域はない。
神戸市都市景観条例 (昭和53年10月20日 条例第59号)	事業計画地内及び周辺に景観形成地域・地区の指定された地域はない。
西宮市都市景観条例 (平成21年7月15日 西宮市条例第8号)	事業計画地周辺の西宮市域は市全域を景観計画区域としている。
人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例 (平成8年4月15日 条例第10号)	事業地予定地周辺には日西原農村景観保全形成地域が存在している。



凡例

- : 事業計画地
- : 鳥獣保護区



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m

出典：「平成28年度兵庫県鳥獣保護区等位置図（地図面）」（兵庫県）より作成

図 2.3.13 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による地域地区の状況



凡 例

- : 事業計画地
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林
- 国有林
- 保安林

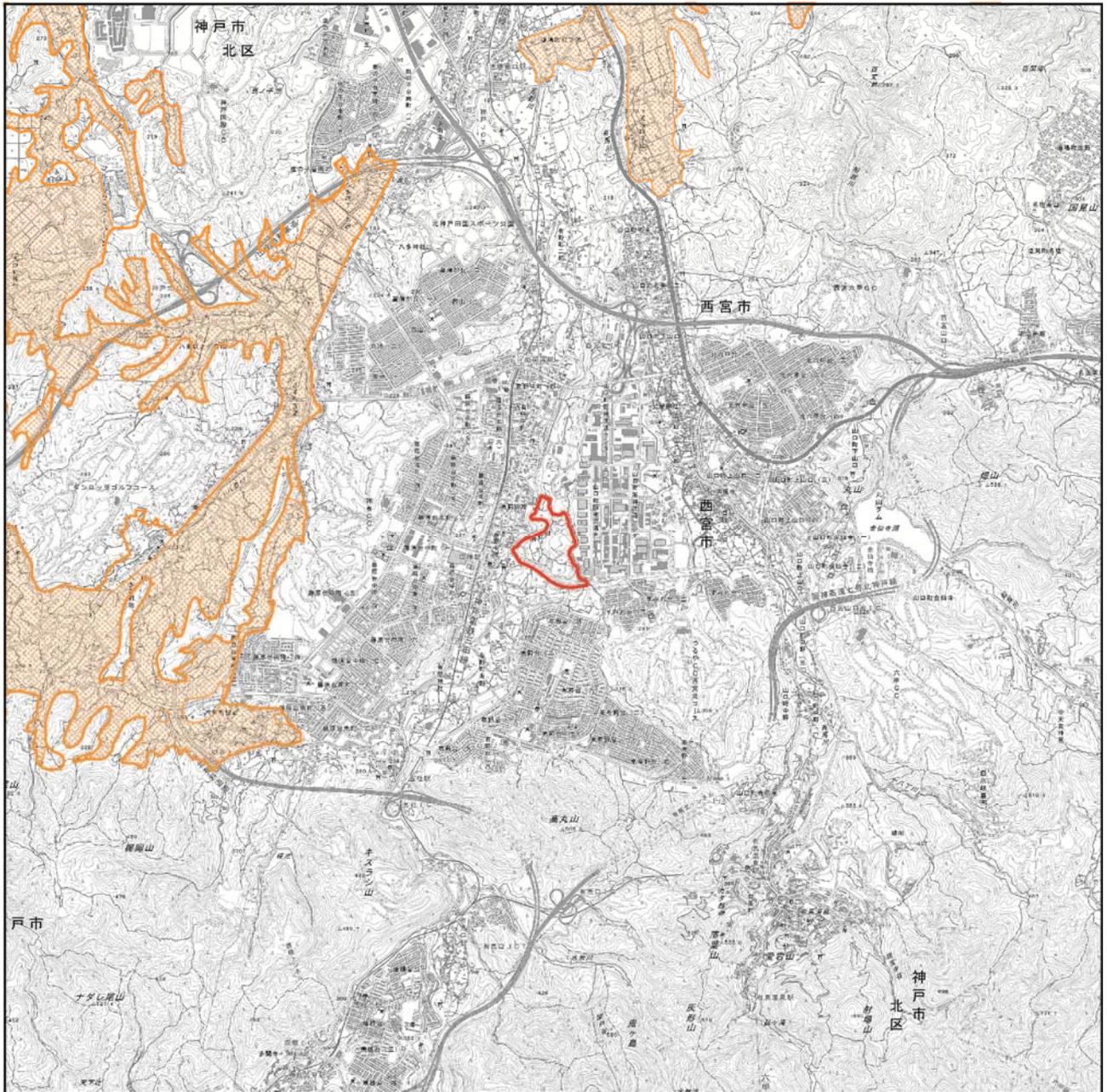


S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス（森林地域）」（平成29年4月閲覧、国土交通省ホームページ）

図 2.3.14 森林法による地域地区の状況



凡例

- 事業計画地
- 農業地域
- 農用地区域

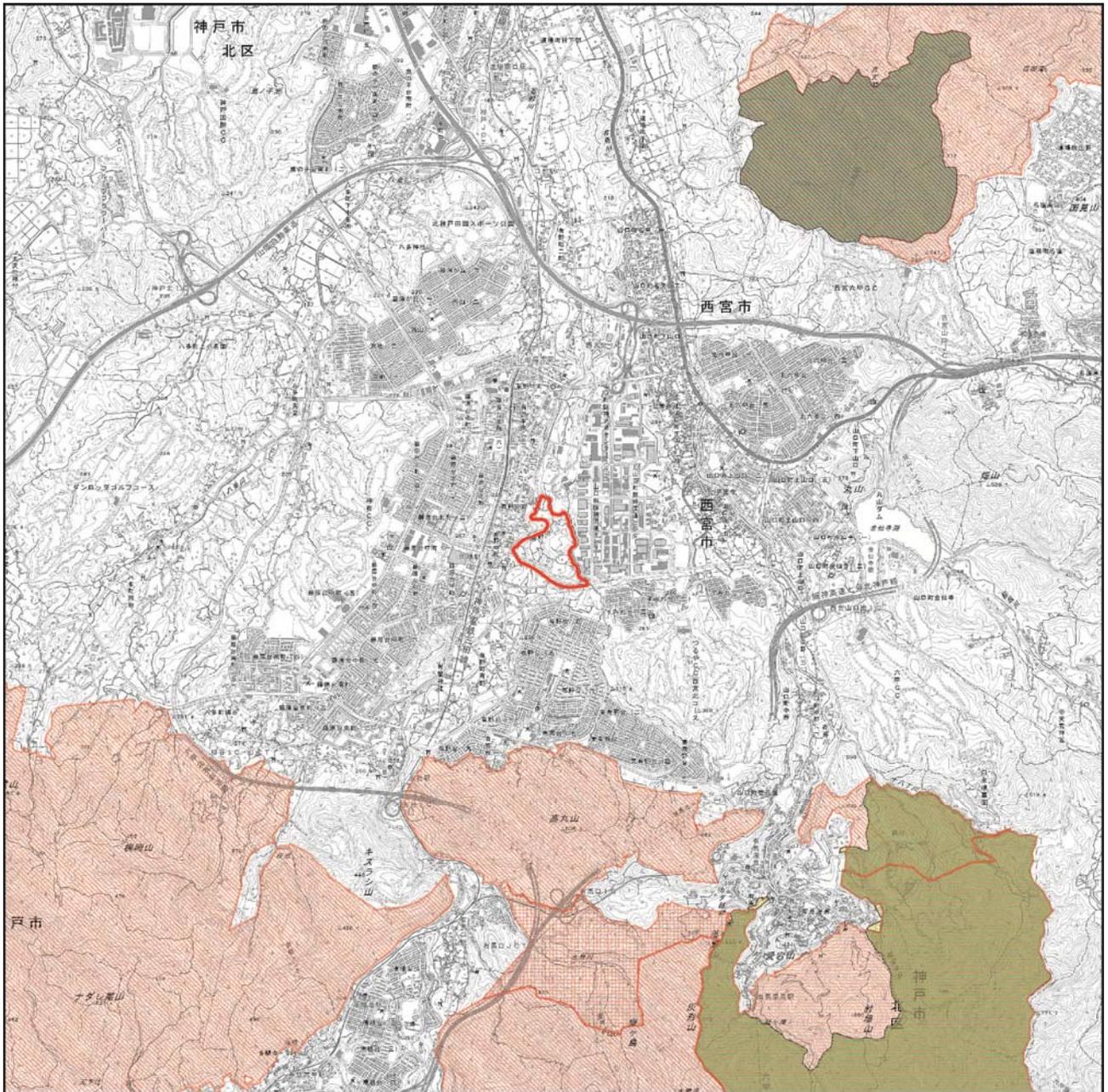


S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス（農業地域）」（平成29年4月閲覧、国土交通省ホームページ）

図 2. 3. 15 農業振興地域の整備に関する法律による地域地区の状況



凡例

: 事業計画地

風致地区

: 第1種風致地区

: 第3種風致地区

緑地の保存・保全・育成地区

: 緑地の保存地区

: 緑地の保全地区

: 緑地の育成地区

: 特別緑地保全地区

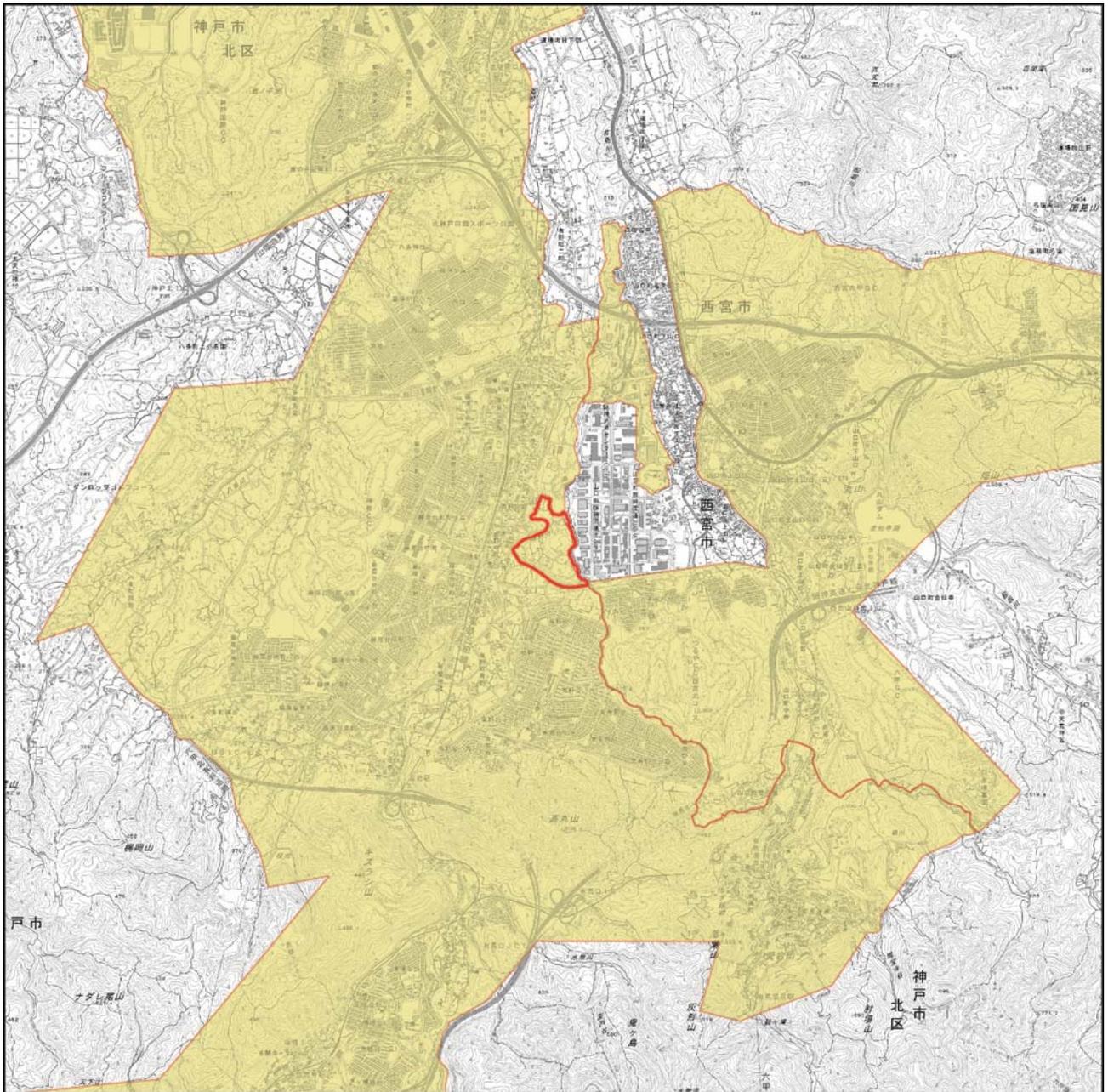
S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m



出典：「神戸市情報マップ」（平成29年3月閲覧、神戸市ホームページ）
 「にしのみやWebGIS」（平成29年3月閲覧、西宮市ホームページ）

図 2. 3. 16 緑地の保全等に関する地域地区の状況



凡 例

- : 事業計画地
- : 宅地造成規制区域



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m

出典：「宅地造成工事規制区域図」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）
 「宅地造成工事規制区域図（北部）」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

図 2.3.17 宅地造成等規制法による地域地区の状況

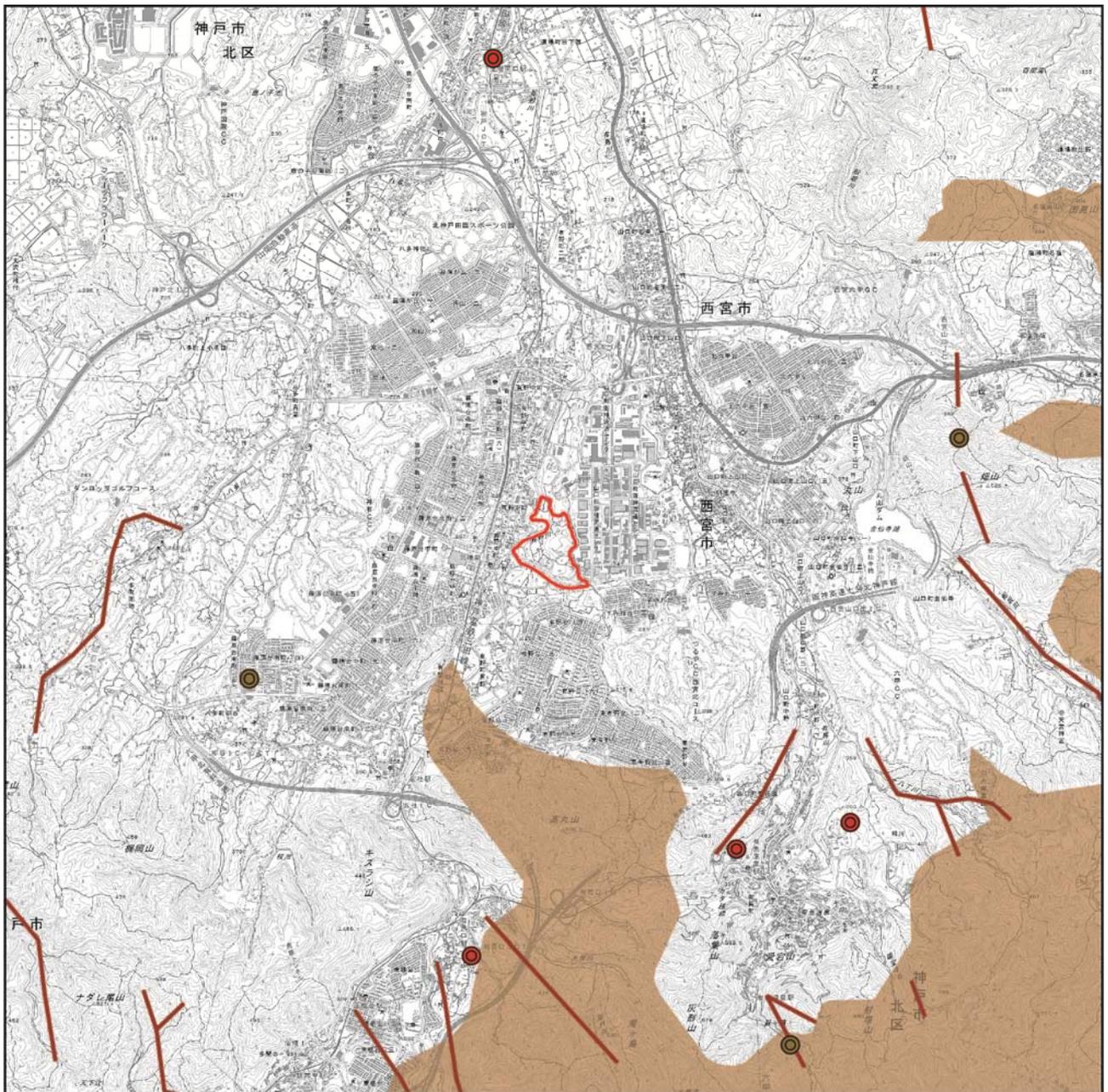
③ 防災関係法令

事業計画地及びその周辺における砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域の指定状況は表 2.3.43 及び図 2.3.18 に示すとおりである。

事業計画地において防災関係法令に係る地域地区は指定されていない。

表 2.3.43 防災関係法令に係る地域地区の指定状況

法令等	指定の有無
砂防法 (明治30年3月30日 法律第29号)	事業計画地に砂防法で指定された地域はない。
地すべり等防止法 (昭和33年3月31日 法律第30号)	事業計画地に地すべり等防止法で指定された地域はない。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年7月1日 法律第57号)	事業計画地に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で指定された地域はない。



凡例

- : 事業計画地
- } : 砂防指定地
- : 地すべり防止区域
- : 急傾斜地崩壊危険区域



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 3,000m

出典：「土地保全図（兵庫県）」（平成18年、国土交通省 土地・水資源局）

図 2.3.18 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域の指定状況

④ 環境保全に関する計画

ア 第4次兵庫県環境基本計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年6月に「兵庫県環境基本計画」を策定した。

平成14年5月には、21世紀の環境適合型社会の実現を目指して、新たに生じてきた環境問題にも的確に対応するため、新しい環境保全・創造に関する指針となる「新兵庫県環境基本計画」を策定し、さらに平成20年12月には「新兵庫県環境基本計画」を改定し、「第3次兵庫県環境基本計画」を策定した。

平成26年3月には、地球温暖化や生物多様性等の新たな環境課題を踏まえ、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び県として重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、「第4次兵庫県環境基本計画」を策定している。

「第4次兵庫県環境基本計画」の概要は、表2.3.44のとおりである。

表 2.3.44 「第4次兵庫県環境基本計画」の概要

項目	概要
計画の期間	計画期間は、平成52年頃を展望しつつ、概ね10年間（平成35年度まで）とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年毎に見直しを行うこととする。
目指すべき将来像	<p>【活動の“場”の将来像】 「くらし」の姿～環境優先のライフスタイルの確立～ 「しごと」の姿～環境に適応したオフィスやものづくり～ 「まち」の姿～環境と共生するまちづくり～ 「さと」の姿～山・川・里・海の豊かな自然環境の再生～ 【“地域力”を基盤とした活動の将来像】 神戸・阪神 ○尼崎21世紀の森等県民の参画による自然環境の創出 ○エネルギー使用が最適化されたスマートシティの拡大、温室効果ガスの排出が少ないまちづくりの進展 ○六甲山、丸山湿原をはじめとした北摂里山など都市部と近接した緑豊かで多様な生態系を持つ自然環境の保全</p>
基本理念	地域力で創る環境先導社会“豊かで美しいひょうご”の実現
重点目標	<p>当面の目標として平成30年度を目標年次とした「重点目標」を設定し、その達成に向けた施策を集中的に進める。</p> <p>【低炭素】 平成32年度の県内温室効果ガス総排出量6%削減（平成17年度比）</p> <p>【自然共生】 野生動物による「深刻」な農業被害を受けている集落割合をシカ3%以下、イノシシ4%以下 里山林整備面積30%増(平成23年度比) 県内藻場等面積3%増(平成23年度比)</p> <p>【循環】 一般廃棄物最終処分量10%削減(平成23年度比) 産業廃棄物最終処分量32%削減(平成22年度比)</p> <p>【安全・快適】 河川・海域・湖沼における水のきれいさ(環境基準)100%達成 大気の手きれいさ(環境基準)100%達成</p>

出典：「第4次兵庫県環境基本計画」（平成26年3月 兵庫県）

イ 第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年3月に「兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、平成12年7月に「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」として改定した。

平成25年6月には、「兵庫県地球温暖化対策方針～当面取り組むべき施策の方向性～」を策定し、その後、平成25年11月に国の削減目標が示されたことを受け、平成26年3月に低炭素社会の実現を目指す「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定している。

「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」の概要は、表2.3.45のとおりである。

表 2.3.45 「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」の概要

項目	概要
計画の期間	計画期間は、平成25年11月に国の2020(H32)年度の削減目標が示されたことを受け、本計画の対象期間も同様に、策定から2020(H32)年度までとする。
計画の目標	2020年度に温室効果ガス排出量を2005年度比で6%削減する(1990年度比3%削減) (電力排出係数は、直近の2012年度の値に設定)
施策展開の6つの対策方針	<p>【方針1】 再生可能エネルギーの導入拡大</p> <p>【方針2】 日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減</p> <p>【方針3】 低炭素型まちづくりの推進</p> <p>【方針4】 CO₂吸収源としての森林の機能強化</p> <p>【方針5】 次世代の担い手づくり</p> <p>【方針6】 地球温暖化による影響への適応</p>
重点的な取組	<p>【再生可能エネルギーの導入目標の設定】</p> <p>再生可能エネルギーは、温室効果ガス削減に資することはもとより、エネルギーの自立性向上や地域資源の有効活用の観点からも導入を拡大すべきであることから、再生可能エネルギーの導入実績等を踏まえ、当面の発電に係る導入目標を次のとおり設定する。</p> <p>「2020年度末までに県内の再生可能エネルギーを新たに100万kW導入する～ひょうご100万キロワット創出プラン～」</p> <p>【震災で高まった省エネ機運の定着と省エネ対策の促進】</p> <p>東日本大震災を機に高まった節電を始めとする省エネの機運を一過性のものでなく、県民、事業者、団体、行政等の各主体が、適切な役割分担のもと、主体的に活動するとともに、連携、協働することにより、継続的な取組として定着させ、効率的かつ効果的な省エネを推進する。</p>

出典：「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」(平成26年3月 兵庫県)

ウ 兵庫県地域公害防止計画

兵庫県では、昭和47年度に兵庫県東部地域公害防止計画を策定して以来、阪神・播磨地方の臨海部の人口や産業が集積した地域を対象として公害防止計画を策定し、総合的かつ計画的な公害防止対策事業を展開してきた。

当地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向が見られるものの、さらに改善を要する地域もあることから、平成24年3月に平成23～32年度を計画期間とする「兵庫県地域公害防止計画」を策定し、公害防止対策を推進している。

「兵庫県地域公害防止計画」の概要は、表2.3.46のとおりである。

表 2.3.46 「兵庫県地域公害防止計画」の概要

項目	概要
対象の地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域
計画の期間	平成23年度から平成32年度までの10年間とする。
計画の目標	環境基準の達成
主要課題	<p>【自動車交通公害対策】 国道43号等阪神地域の主要3幹線道路沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策</p> <p>【山陽新幹線沿線における騒音対策】 新幹線沿線における騒音対策。</p> <p>【海域の水質汚濁】 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底 水質総量削減計画の推進</p>

出典：兵庫地域公害防止計画(平成24年3月 兵庫県)

エ 神戸市環境マスタープラン

神戸市では、平成28年3月に「神戸市民の環境をまもる条例」第7条に基づき「神戸市環境マスタープラン」を策定した。神戸市環境マスタープランは、「神戸市民の環境をまもる条例」に掲げる目的・基本理念の実現に向けて、健全で快適な環境の確保に関する基本的な計画である。また、市の最上位計画である神戸市基本計画（マスタープラン）を環境面から具体化する計画であり、環境施策を網羅する大綱でもある。

「神戸市環境マスタープラン」の概要は、表2.3.47のとおりである。

表 2.3.47 「神戸市環境マスタープラン」の概要

項目	概要
計画の期間	平成28年度から平成37年度までの10年間とする。
望ましい環境像	自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸
基本方針	<p>基本方針1 二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会を目指します。</p> <p>基本方針2 資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会を目指します。</p> <p>基本方針3 生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します。</p> <p>基本方針4 安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会を目指します。</p>
基本目標	<p>4つの基本方針の具体展開として、神戸らしさである地域資源を強みとして活かした施策を推進するために、4つの「基本方針」と4つの「地域資源」を組み合わせて16の基本目標を設定している。なお、その下に、それぞれの基本目標に対応する基本施策を設定している。</p> <p>「4つの地域資源」 A：海・山・川・田園・街の緑 などの恵まれた自然 B：洗練された都市のくらしの文化 C：豊富な人材と地域のつながり D：多彩な産業と充実した社会インフラ</p>

出典：「神戸市環境マスタープラン」（平成28年3月27日 神戸市）

オ 神戸市地球温暖化防止実行計画

神戸市では、地球温暖化対策をめぐる国内外の情勢の変化に対応し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日 法律第107号）に基づいて、地球温暖化防止に係る取り組みを進めてきた。神戸市では平成23年2月に「神戸市地球温暖化防止実行計画」を策定しているが、東日本大震災後のエネルギー環境の急変を踏まえ、平成27年9月に計画を改定している。

「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要は、表2.3.48のとおりである。

表 2.3.48 「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要

項目	概要
計画の期間	平成27年度から平成42年度までの16年間とする。
基本理念	『スマートチャレンジ！みんなで創る低炭素都市 “こうべ” 』
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の健康で文化的な生活維持・向上を目指します。 2 市域での対策を通じて世界地球温暖化に貢献します。 3 市民・事業者の「協働と参画」により取組を推進します。 4 神戸の自然的・社会条件を活かした施策を推進します。
計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・最終エネルギー消費量に関する目標 【短期目標】 平成32年度までに15%以上（平成17年度比） 【中期目標】 平成42年度までに25%以上（平成17年度比） 【長期目標】 平成62年度までに40%以上（平成17年度比） ・再生可能エネルギー等の導入に関する目標 【2020年度】 神戸市域におけるエネルギー消費量の10%以上の再生可能エネルギーを導入 【2030年度】 神戸市域における電力消費量の30%（2005年度基準）を地域の分散型エネルギーにする（再エネ15%+コジェネ15%）
取組み	<ul style="list-style-type: none"> 【市民】 地球温暖化対策の重要性の理解を促進し、エネルギーの有効な使用についての取組み及び情報の入手方法を示す 【事業者】 事業者の策定した「低炭素社会実行計画」及び「自主行動計画」等に基づく積極的な活動を支援する 【行政】 「環境モデル都市アクションプラン」における再生可能エネルギーの普及促進などの取組みを確実に実施する

出典：「神戸市地球温暖化防止実行計画」（平成27年9月改定 神戸市）

カ 西宮市環境基本計画

西宮市では、平成6年度に「西宮市環境計画」を策定し、その後、新たな環境施策を展開するため、平成17年3月に、平成30年を目標年次とする「西宮市新環境計画」として策定した。

「西宮市新環境計画」の概要は、表2.3.49のとおりである。

表 2.3.49 「西宮市新環境計画」の概要

項目	概要
計画の期間	平成17年度～30年度の14年間。平成17年度～平成20年度までを第1期、第2期、平成21年度～平成30年度までを第3期とする。
望ましい環境像	「人を育み、人が育む 環境学習都市・にしのみや」 ～共生と循環のところで次代につなぐ 山のみどりとおおい海～
基本目標	<p><学びあい> 私たちは、自然のすばらしさを体験し、歴史、文化や産業と環境との関わりを学びあい、環境に配慮した行動を実践できる市民として育ちます。</p> <p><参画・協働> 私たちは、市民・事業者・行政・各種団体・NPOなどとのパートナーシップの精神に基づいて、地域社会に根づいた環境活動を進めます。</p> <p><循環> 私たちは、くらしと社会を見直し、資源やエネルギーを大切にした循環型都市を築きます。</p> <p><共生> 私たちは、健康で文化的なくらしの中で、人と自然、人と人が共生する、公正で平和な社会を実現します。</p> <p><ネットワーク> 私たちは、すべての生物が共存できる豊かな地球環境を次世代に引き継ぐため、環境学習を通じ、世界の様々な地域の人々とのネットワークづくりを行います。</p>
環境目標	<p>学びあい 学びあう社会のしくみをつくり、地域の環境力を高めます。</p> <p>参画・協働 各主体・各世代の参画により、自律と協働を基本とした環境活動を進めます。</p> <p>生物多様性 山、川、海の自然環境を保全し、生物多様性を高めるための取り組みを進めます。</p> <p>快適なまち 人や環境にやさしい人が住まう、快適なまちをともに創ります。</p> <p>資源循環 資源循環のしくみを大切にする、社会経済システムを目指します。</p> <p>温暖化防止 地球温暖化防止に向けた取り組みを全市的に進めます。</p> <p>良好な環境 良好な大気、水、土壌環境を次世代に引き継ぐため、あらゆる取り組みを進めます。</p> <p>国際協力 世界の人々と手を携え、より良い地球環境を未来に残します。</p>

出典：「西宮市新環境計画」（平成17年3月 西宮市）

4. 環境の概況

(1) 既存資料調査

① 大気質

ア 調査内容

調査は事業計画地周辺の大気環境測定局の既存データを取りまとめることにより行った。

事業計画地周辺の大気環境測定局は表2.4.1、大気測定局設置状況は図2.4.1に示すとおりである。

表2.4.1 事業計画地周辺の大気測定局

測定局の種類	測定局		測定項目					
	局名	住所	窒素酸化物	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速
一般局	北神	北区藤原台北町1丁目 岡場公園内	○	○		○	○	○
	北	北区鈴蘭台西町1丁目 北区総合庁舎内	○	○	○	○		○
	山口 小学校	西宮市山口町下山口4 丁目 23-1	○	○		○		○
自排局	北神	北区八多町中 東川原公園内	○	○		○		○
	塩瀬	西宮市名塩新町1	○		○	○	○	○

出典：「神戸市の測定局及び測定項目」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「にしのみやしのそら」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

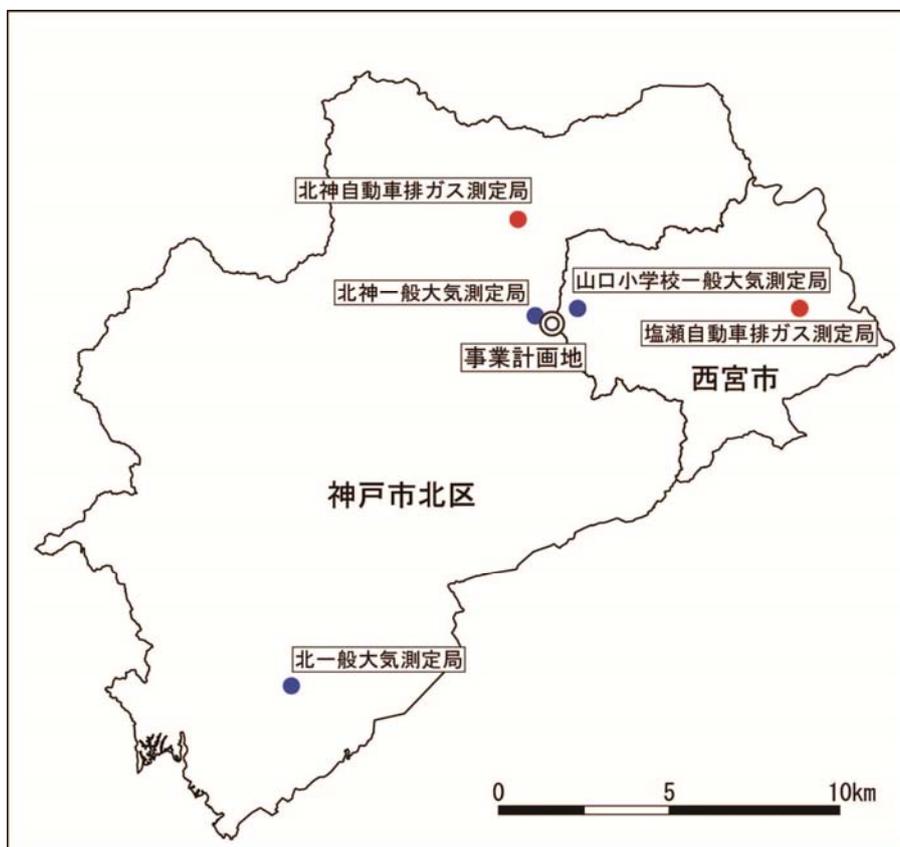


図2.4.1 大気測定局設置状況

イ 調査項目

(7) 窒素酸化物

事業計画地周辺の大気環境測定局における二酸化窒素の調査結果は表2.4.2に、一酸化窒素・窒素酸化物の調査結果は表2.4.3のとおりである。

平成27年度調査における二酸化窒素の調査結果は、全局とも環境基準を満足している。

表2.4.2 二酸化窒素の調査結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準※との比較 達成：○ 非達成：×
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	
北神一般	361	8,563	0.009	0.059	0	0.0	0	0.0	0.022	0	○
北一般	348	8,285	0.008	0.045	0	0.0	0	0.0	0.020	0	○
山口小学校一般	364	8,681	0.011	0.072	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
北神自排	362	8,616	0.015	0.060	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○
塩瀬自排	366	8,715	0.026	0.098	0	0.0	20	5.5	0.044	0	○

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：「神戸市環境常時監視システム」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「兵庫県大気環境の状況」（平成29年4月閲覧、ひょうごの環境ホームページ）

表2.4.3 一酸化窒素・窒素酸化物の調査結果

測定局	一酸化窒素					窒素酸化物					
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値NO ₂ /NO _x
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
北神一般	361	8,563	0.003	0.165	0.020	361	8,563	0.012	0.214	0.040	76
北一般	348	8,285	0.001	0.046	0.003	348	8,285	0.009	0.089	0.024	92
山口小学校一般	364	8,681	0.004	0.308	0.020	364	8,681	0.016	0.363	0.043	73
北神自排	362	8,616	0.010	0.147	0.038	362	8,616	0.025	0.183	0.063	60
塩瀬自排	366	8,715	0.022	0.269	0.057	366	8,715	0.048	0.328	0.097	54

出典：「神戸市環境常時監視システム」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「兵庫県大気環境の状況」（平成29年4月閲覧、ひょうごの環境ホームページ）

(イ) 光化学オキシダント

事業計画地周辺の大気環境測定局における光化学オキシダントの調査結果は表2.4.4のとおりである。

平成27年度調査の結果は、全測定局で環境基準を超過している。

表2.4.4 光化学オキシダントの調査結果

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準※との比較 超過なし：○ 超過あり：×
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
北神一般	364	5,375	0.035	87	525	0	0	0.116	0.051	×
北一般	318	4,663	0.038	91	535	0	0	0.115	0.051	×
山口小学校一般	366	5,465	0.035	89	531	0	0	0.110	0.050	×
北神自排	360	5,281	0.028	40	150	0	0	0.094	0.043	×

※環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：「神戸市環境常時監視システム」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「兵庫県大気環境の状況」（平成29年4月閲覧、ひょうごの環境ホームページ）

(ロ) 炭化水素

事業計画地周辺の大気環境測定局における非メタン炭化水素の調査結果は表2.4.5、メタン・全炭化水素の調査結果は表2.4.6のとおりである。

炭化水素にかかる環境基準は設定されていないが、平成27年度調査の結果は、北一般測定局において光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度指針値の上限値（0.31ppmC）を6日超過している。

なお、塩瀬自排測定局でも指針値の下限値（0.20ppmC）を5日超過している。

表2.4.5 非メタン炭化水素の文献調査結果

測定局	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値の最高値	6～9時3時間平均値の最低値	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合 ^(注)		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合 ^(注)	
	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
北一般	8,261	0.08	0.09	352	0.54	0.00	19	5.4	6	1.7
塩瀬自排	8,709	0.11	0.11	366	0.23	0.04	5	1.4	0	0.0

注) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針：光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

出典：「神戸市環境常時監視システム」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「兵庫県大気環境の状況」（平成29年4月閲覧、ひょうごの環境ホームページ）

表2.4.6 メタン・全炭化水素の調査結果

測定局	メタン						全炭化水素					
	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値	
					最高値	最低値					最高値	最低値
					(時間)	(ppmC)					(ppmC)	(日)
北一般	8,261	1.91	1.92	352	2.08	1.75	8,261	2.00	2.00	352	2.53	1.78
塩瀬自排	8,709	1.90	1.91	366	2.02	1.76	8,709	2.01	2.01	366	2.22	1.85

出典：「神戸市環境常時監視システム」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）
 「兵庫県大気環境の状況」（平成29年4月閲覧、ひょうごの環境ホームページ）

(エ) 浮遊粒子状物質

事業計画地周辺の大気環境測定局における浮遊粒子状物質の調査結果は表2.4.7のとおりである。

平成27年度調査の結果は、北神一般測定局、北一般測定局、山口小学校一般測定局、北神自排測定局、塩瀬自排測定局の全局において、短期的評価、長期的評価とも環境基準を満足している。

表2.4.7 浮遊粒子状物質の調査結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準*との比較	
				時間	(%)	日	(%)						短期的評価	長期的評価
				(時間)	(%)	(日)	(%)						達成：○ 非達成：×	達成：○ 非達成：×
北神一般	361	8,667	0.016	0	0.0	0	0.0	0.107	0.062	0.043	○	0	○	○
北一般	349	8,380	0.016	0	0.0	0	0.0	0.087	0.062	0.047	○	0	○	○
山口小学校一般	355	8,561	0.017	0	0.0	0	0.0	0.077	0.057	0.044	○	0	○	○
北神自排	363	8,725	0.017	0	0.0	0	0.0	0.146	0.064	0.045	○	0	○	○
塩瀬自排	360	8,654	0.017	0	0.0	0	0.0	0.077	0.055	0.040	○	0	○	○

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

出典：「神戸市環境常時監視システム」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）
 「兵庫県大気環境の状況」（平成29年4月閲覧、ひょうごの環境ホームページ）

(オ) 微小粒子状物質

事業計画地周辺の大気環境測定局における微小粒子状物質の文献調査結果は表2.4.8のとおりである。

平成27年度調査の結果は、北神一般測定局、塩瀬自排測定局とも環境基準を満足している。

表2.4.8 微小粒子状物質の調査結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		環境基準※ との比較 達成：○ 非達成：×
	(日)	(時間)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	
北神一般	361	8,667	12.1	31.5	1	0.3	○
塩瀬自排	361	-	11.3	30.7	4	1.0	○

※環境基準：1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「神戸市環境常時監視システム」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「兵庫県大気環境の状況」（平成29年4月閲覧、ひょうごの環境ホームページ）

(カ) 有害大気汚染物質

事業計画地周辺の大気環境測定局における有害大気汚染物質の調査結果は表2.4.9のとおりである。

結果について、平成27年度調査の結果において、環境基準が定められている物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）については、いずれも環境基準を達成していた。また、指針値が定められている9物質についても指針値を超過した物質はなかった。

なお、北一般大気測定局において平成26年度に調査が行われた結果において、環境基準値及び指針値を超過した物質はなかった。

表 2.4.9 有害大気汚染物質の文献調査結果

項目	単位	測定局		環境基準	指針値
		北一般	塩瀬自排		
ベンゼン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.86	0.97	3	—
トリクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.13	0.11	200	—
テトラクロロエチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.074	0.072	200	—
ジクロロメタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.84	0.97	150	—
アクリロニトリル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.025	0.017	—	2
エチルベンゼン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.81	—	—	—
塩化ビニルモノマー	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.020	0.015	—	10
塩化メチル	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1.4	1.5	—	—
キシレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.70	—	—	—
クロロホルム	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.26	0.21	—	18
1,2-ジクロロエタン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.18	0.27	—	1.6
1,2-ジクロロプロパン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.067	—	—	—
トリメチルベンゼン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.76	—	—	—
トルエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	3.1	4.9	—	—
1,3-ブタジエン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	0.084	0.091	—	2.5
酸化エチレン	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	—	0.058	—	—
アセトアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	—	1.5	—	—
ホルムアルデヒド	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	—	2.1	—	—
ベンゾ[a]ピレン	(ng/m^3)	—	0.12	—	—
水銀及びその化合物	(ng/m^3)	—	1.5	—	40
ニッケル化合物	(ng/m^3)	—	2.7	—	25
ヒ素及びその化合物	(ng/m^3)	—	0.93	—	6
ベリリウム及びその化合物	(ng/m^3)	—	0.0097	—	—
マンガン及びその化合物	(ng/m^3)	—	11	—	140
クロム及びその化合物	(ng/m^3)	—	1.7	—	—

出典：「平成26年度神戸市大気汚染調査報告」（平成27年11月、神戸市環境局）
「西宮市環境保全課提供資料」（H27年度 塩瀬局有害大気平均値）

② 騒音

ア 一般環境騒音

事業計画地周辺の一般環境騒音の状況は表2.4.10、一般環境騒音測定地点は図2.4.2に示すとおりである。

平成26年度調査の結果は、六甲唐櫃台公園の夜間を除いた地点で、昼夜の基準値を満足していた。

表 2.4.10 一般環境騒音の状況

測定地点	測定地点住所	環境基準 類型	測定値 L_{Aeq} (dB)		環境基準 (dB)		環境基準合否	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
千代が谷公園	北区鹿の子台北町6丁目	A	50	42	55	45	○	○
京地公園	北区京地2丁目	A	50	43			○	○
岡場公園	北区藤原台北町1丁目	A	43	34			○	○
六甲唐櫃台公園	北区唐櫃台4丁目	A	53	46			○	×
青葉台公園	北区青葉台	A	50	35			○	○
堂の奥公園	北区松が枝町3丁目	A	46	39			○	○
鴨谷公園	北区小倉台4丁目	A	48	34			○	○
北山公園	北区甲栄台2丁目	A	43	34			○	○
唐谷公園	北区南五葉4丁目	A	50	39			○	○
山口小学校局	西宮市山口町下山口4丁目	A	54	42			○	○

注) 昼間：6～22時、夜間：22～翌6時

出典：「平成26年度神戸市都市環境騒音調査報告書」（平成27年3月 神戸市）
「第50回西宮市統計書」（平成29年3月 西宮市）

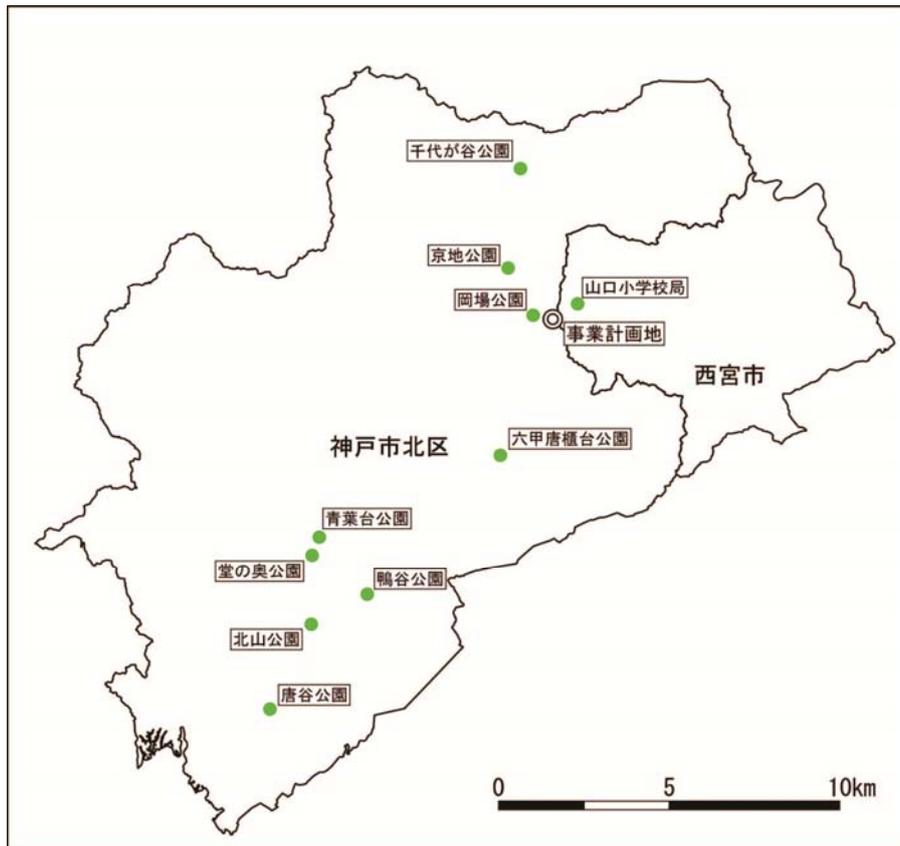


図 2.4.2 一般環境騒音測定地点

イ 道路交通騒音

事業計画地周辺の道路交通騒音の状況は表2.4.11、道路交通騒音測定地点は図2.4.3に示すとおりである。

平成27年度調査の結果は、妙賀山クリーンセンター入り口、花の峯5番街区、花の峯1番街区の全日、有野郵便局、唐櫃団地口バス停付近、生瀬東町4の夜間において環境基準を超過しており、その他の地点は昼夜の基準値を満足していた。

表 2.4.11 道路交通騒音の状況

測定地点	対象路線	騒音レベル L_{Aeq} (dB)		環境基準 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
南五葉小学校	県道明石神戸宝塚線	67	61	70	65
小部小学校	県道鈴蘭台停車場線	61	54		
淡河連絡所	県道三木三田線	67	64		
道場保育園	北区道場町道場	67	62		
有野中学校	市道北神中央線	62	55		
有野交番	県道神戸三田線	68	65		
有野郵便局	県道大沢西宮線	70	66*		
市立下谷上老人いこいの家	市道生田川箕谷線（新神戸トンネル）	56	50		
芝床公園	県道神戸三田線	70	65		
崎ヶ谷公園	県道小部明石線	67	61		
妙賀山クリーンセンター入り口	国道428号	72*	67*		
唐櫃団地口バス停付近	県道神戸三田線	70	66*		
水道局北神戸ポンプ場	市道長尾線	68	59		
生瀬東町4	国道176号	70	68*		
名塩1丁目41	国道176号	66	56		
花の峯11番街区	中国自動車道	59	57	65	60
淡河中学校浦山	山陽自動車道	53	52		
花の峯5番街区	中国自動車道	64*	62*		
花の峯1番街区	中国自動車道	63*	61*		
名塩幼稚園	国道176号線	55	49		

注1) 昼間：6～22時、夜間：22～翌6時

注2) *は環境基準値を超過していることを示す。

出典：「平成27年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）」
 （平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）
 「平成27年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」
 （平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

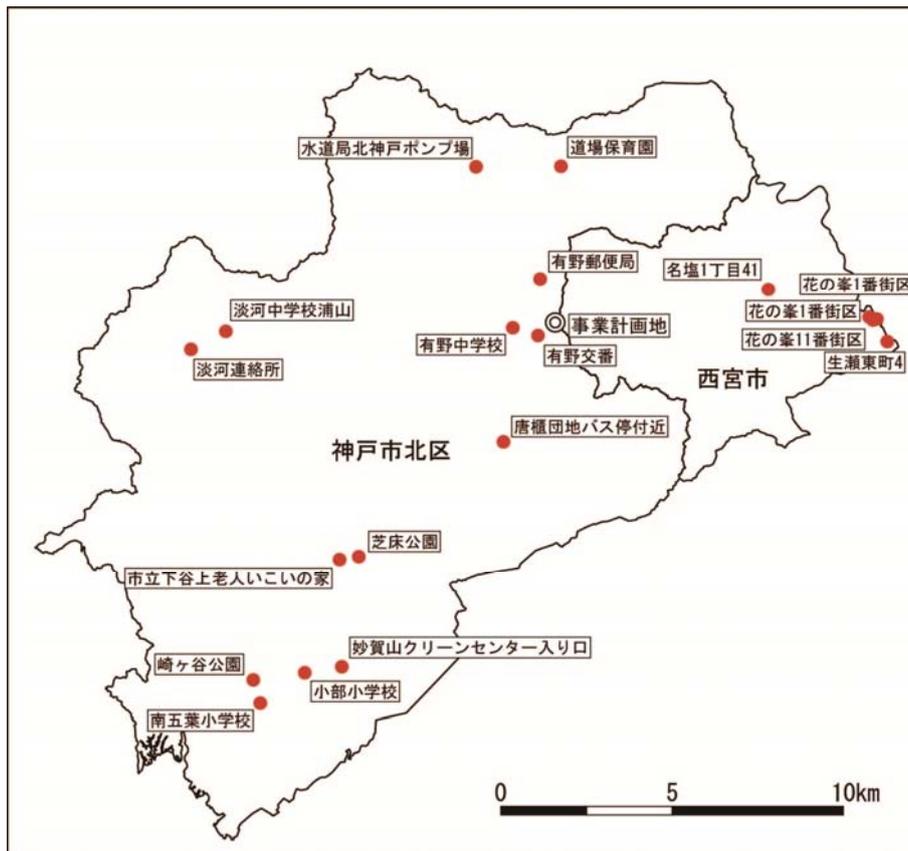


図 2.4.3 道路交通騒音測定地点

③ 振動

ア 一般環境振動

事業計画地周辺の一般環境振動の既存資料は存在しなかった。

イ 道路交通振動

事業計画地周辺の道路交通振動の状況は表2.4.12、振動測定地点は図2.4.4に示すとおりであり、すべての地点で要請限度を満足している。

表 2.4.12 道路交通振動の状況

測定地点	対象路線	振動レベル L_{10} (dB)		要請限度 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
淡河連絡所	県道三木三田線	29	23	65	60
有野郵便局	県道大沢西宮線	36	31		
生瀬東町4	国道176号線	32	28		
名塩1丁目41	国道176号線	29	15		

注) 昼間：8～19時、夜間：19～翌8時

出典：「平成27年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）」

(平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ)

「平成27年度 自動車騒音・振動・交通量通日調査測定結果」

(平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ)

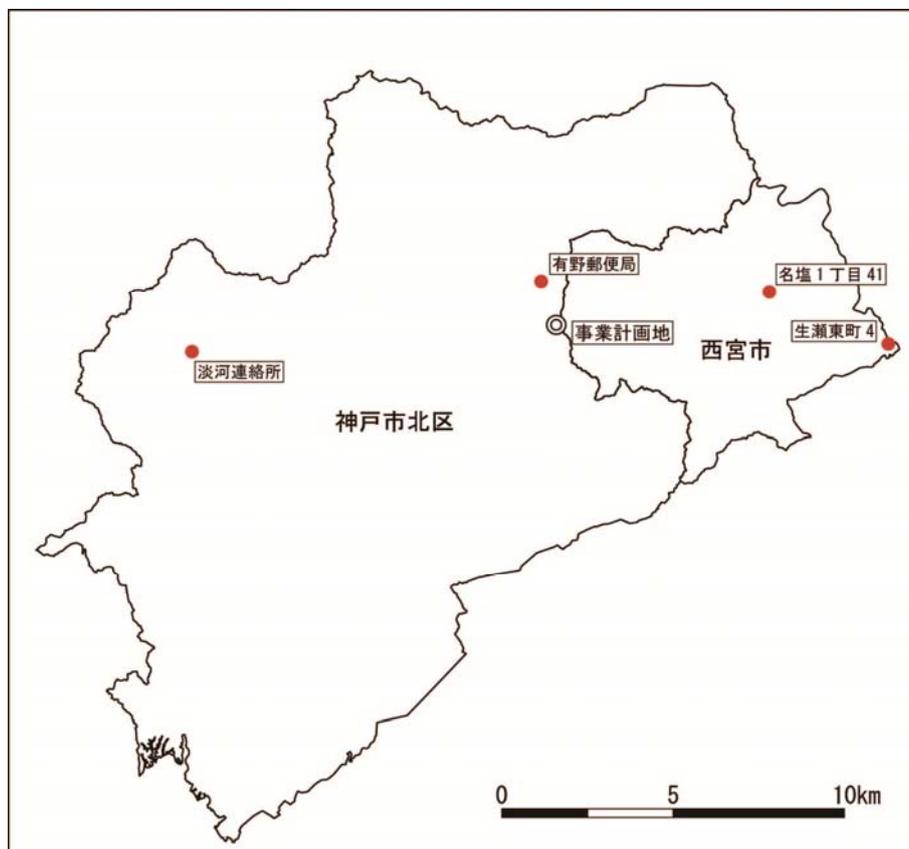


図 2.4.4 振動測定地点

④ 水質

ア 河川水質

事業計画地周辺の公共用水域測定点における水質測定結果（河川）は表 2.4.13、河川測定点の位置は図 2.4.5 に示すとおりである。

生活環境の保全に関する環境基準の水域類型として、河川では武庫川及び志染川は B 類型に指定されている。河川の有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量についてみると、平成 27 年度における河川の環境基準点の 75%水質値は、武庫川（亀治橋 1.8mg/L、大岩橋 2.0mg/L）、志染川（坂本橋 1.1mg/L）であり、環境基準 3mg/L 以下を満足していた。

表 2.4.13(1) 公共用水域測定点における水質測定結果（河川）

河川名	測定地点名	河川 類型	水素イオン濃度						生物化学的酸素要求量 (mg/L)													
			最小	最大	m/n	平均	適否	環境 基準	最小	最大	m/n	平均	75%値	適否	環境 基準							
武庫川	亀治橋	B	7.7	9.4	8/12	8.7	否	6.5~ 8.5	0.9	3.3	1/12	1.7	1.8	適	3以下							
	大岩橋		7.6	9.2	3/12	8.4	否		0.9	3.5	1/12	1.7	2.0	適								
有馬川	長尾佐川	-	7.5	7.9	-	7.7	-	-	<0.5	1.3	-	0.8	0.6	-	-							
	月見橋		7.8	9.7		8.8			0.8	2.9		1.3	1.2									
有野川	流末		8.2	9.4		8.8			<0.5	1.4		0.9	0.8									
八多川	才谷橋		8.6	9.3		9.1			1.2	1.6		1.4	1.4									
長尾川	大江橋		8.1	8.7		8.5			1.5	2.6		1.8	1.7									
	大沢川		万歳橋	8.1		8.2			8.2	1.1		1.4	1.2			1.2						
淡河川	万代橋		8.2	9.4		8.7			0.5	3.8		1.6	1.5									
志染川	坂本橋		B	7.9		9.0			3/12	8.4		否	6.5~ 8.5			<0.5	1.5	0/12	0.9	1.1	適	3以下
有馬川	明治橋		-	7.2		9.2			-	-		-	-			0.5	2.2	-	1.2	1.5	-	-
西川	西久保橋			7.8		8.9										1.0	1.5		1.2	1.4		
船坂川	船坂川	7.7		8.1	1.0	1.4	1.2	1.3														
	下田橋下流	7.7		7.8	<0.5	1.6	1.2	1.5														
	鍋倉橋	7.5		8.5	0.6	2.0	1.2	1.4														
名塩川	農協南	8.2		8.9	0.5	0.9	0.7	0.8														
	名塩川流末	7.7		8.5	0.6	1.7	1.0	1.3														
尼子谷川	新尼子橋	8.0		8.6	0.6	1.0	0.8	0.7														
太多田川	蓬萊峽山荘前	7.6		8.0	<0.5	1.4	0.8	0.7														
	千都橋	7.6		9.5	<0.5	1.8	1.0	1.1														
座頭谷川	座頭谷川流末	7.6		8.1	<0.5	1.2	0.9	1.0														

河川名	測定地点名	河川 類型	化学的酸素要求量 (mg/L)				浮遊物質 (mg/L)						溶存酸素量 (mg/L)											
			最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	適否	環境 基準	最小	最大	m/n	平均	適否	環境 基準						
武庫川	亀治橋	B	2.8	8.5	-	4.0	<1	41	1/12	5	否	25以下	8.8	13	0/12	12	適	5以上						
	大岩橋		3.1	6.4		4.2	<1	19	0/12	6	適		8.6	13	0/12	11	適							
有馬川	長尾佐川	-	7.5	7.9	-	7.7	<1	9	-	3	-	-	8.3	11	-	9.5	-							
	月見橋		2.5	5.4		3.4	<1	9		2			9.2	16		12								
有野川	流末		2.8	3.5		3.1	<1	8		4			9.4	13		12								
八多川	才谷橋		4.8	7.3		6.3	1	4		3			10	13		12								
長尾川	大江橋		6.5	8.4		7.5	3	11		7			9.2	15		13								
	大沢川		万歳橋	2.3		8.6	6.5	2		22			10	8.4		12		9.8						
淡河川	万代橋		1.8	7.1		4.2	1	15		4			8.8	15		12								
志染川	坂本橋		B	2.2		4.4	3.2	<1		36			1/12	6		否		25以下	8.1	14	0/12	11	適	5以上
有馬川	明治橋		-	1.3		2.7	-	1.8		<1			3	-		1		-	-	8.8	13	-	11	-
西川	西久保橋			2.0		4.1		3.1		<1			2			1				9.1	13		11	
船坂川	船坂橋	0.6		1.4	1.0	<1		<1	<1	9.4	14	11												
	下田橋下流	0.9		1.8	1.3	<1		7	3	9.1	12	10												
	鍋倉橋	2.0		4.5	2.8	<1		19	12	8.3	13	11												
名塩川	農協南	1.6		2.2	2.0	<1		1	1	9.0	12	11												
	名塩川流末	1.6		2.9	1.9	<1		7	2	8.9	13	11												
尼子谷川	新尼子橋	1.4		1.8	1.6	<1		4	2	8.9	12	10												
太多田川	蓬萊峽山荘前	0.8		1.5	1.1	2		7	4	9.4	12	11												
	千都橋	0.7		1.7	1.0	<1		6	2	8.7	13	11												
座頭谷川	座頭谷川流末	0.5		0.8	0.7	<1		2	1	9.3	14	11												

表 2.4.13(2) 公共用水域測定点における水質測定結果（河川）

河川名	測定地点名	河川 類型	大腸菌群数 (MPN/100mL)						全窒素 (mg/L)					全磷 (mg/L)												
			最小	最大	m/n	平均	適否	環境 基準	最小	最大	m/n	平均	環境 基準	最小	最大	m/n	平均	環境 基準								
武庫川	亀治橋	B	4.7×10 ³	1.7×10 ⁴	1/4	3.3×10 ²	否	5.0×10 ³ 以下	0.28	0.58		0.39		0.025	0.081		0.042									
	大岩橋		2.3×10 ²	1.3×10 ⁴	1/4	2.3×10 ²	否		—	—		—		0.025	0.068		0.050									
有馬川	長尾佐川	—	2.3×10 ³	1.7×10 ⁴		1.1×10 ⁴			0.70	0.78		0.73		0.009	0.019		0.016									
	月見橋		2.2×10 ²	7.0×10 ⁴		1.8×10 ⁴			0.19	0.50		0.35		0.021	0.066		0.034									
有野川	流末		3.3×10 ²	3.3×10 ⁴		9.0×10 ³			0.27	0.54		0.43		0.025	0.072		0.042									
八多川	才谷橋		7.0×10 ²	1.1×10 ⁴		—			3.8×10 ³	—		—		0.29	0.54		0.44		0.018	0.11	0.053					
長尾川	大江橋		1.3×10 ³	2.2×10 ⁵		7.2×10 ⁴			0.55	1.2		0.87		0.045	0.15		0.090									
大沢川	万歳橋		2.8×10 ³	4.9×10 ⁴		2.2×10 ⁴			0.83	1.1		1.0		0.085	0.17		0.13									
淡河川	万代橋		4.9×10 ²	1.7×10 ⁵		4.3×10 ⁴			0.29	0.68		0.46		0.034	0.14		0.075									
志染川	坂本橋		B	1.3×10 ²		1.7×10 ⁴			3/12	4.0×10 ³		否		5.0×10 ³ 以下	0.74		2.0		—	1.4	—	0.010	0.060	—	0.026	—
有馬川	明治橋		—	1.3×10 ²		1.3×10 ⁴				4.4×10 ³					0.35		0.91		—	0.69	—	0.003	0.031	—	0.013	—
西川	西久保橋			5.4×10 ²		2.4×10 ⁴				7.6×10 ³					0.72		1.0		0.84	0.005	0.051	0.023				
船坂川	船坂橋	2.2×10 ¹		1.3×10 ³	4.3×10 ²	0.52	0.79	0.63		<0.003	0.014		0.006													
	下田橋下流	4.9×10 ¹		3.3×10 ³	2.0×10 ³	0.35	0.60	0.47		0.003	0.016		0.007													
	鍋倉橋	1.1×10 ²		1.3×10 ⁴	3.0×10 ³	0.31	0.56	0.45		0.007	0.059		0.018													
名塩川	農協南	4.9×10 ²		1.3×10 ⁴	—	4.4×10 ³	—	—		0.32	0.51		0.44		0.014	0.029	0.023									
	名塩川流末	3.3×10 ²		1.1×10 ⁴	2.8×10 ³	0.25	0.68	0.45		0.004	0.028		0.016													
尼子谷川	新尼子橋	1.7×10 ²		1.7×10 ³	7.9×10 ²	0.27	0.52	0.42		0.004	0.019		0.010													
太多田川	蓬萊峽山荘前	7.9×10 ¹		2.4×10 ³	9.8×10 ²	0.82	1.3	1.0		<0.003	0.011		0.006													
	千都橋	4.9×10 ¹		3.3×10 ³	2.0×10 ³	0.79	1.0	0.90		<0.003	0.011		0.004													
座頭谷川	座頭谷川流末	1.3×10 ¹	7.9×10 ²	2.9×10 ²	0.50	0.60	0.56	<0.003	<0.003	<0.003																

注1) 「m/n」欄の「m」は環境基準値を超える検体数を、「n」は総検体数を示す。
 注2) 生物化学的酸素要求量の75%値とは、n個の日間平均値を小さいものから順に並べたときの(0.75×n)番目にあたる値である。
 注3) 適否欄の評価は、適：環境基準適合、否：環境基準不適合を示す。
 注4) 「—」は、調査を行っていない、もしくは環境基準が設定されていないためデータが存在しないことを示す。
 出典：「平成27年度環境水質」（平成28年12月、神戸市環境局）
 「西宮の環境（水質編）」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

イ 湖沼水質

事業計画地周辺の水質測定結果（湖沼）は表2. 4. 14、湖沼測定点である千苺水源池、衝原湖の位置は図2. 4. 5に示すとおりである。

生活環境の保全に関する環境基準の水域類型として千苺水源池はA類型及びII類型に指定されている。湖沼の有機汚濁の代表的指標である化学的酸素要求量についてみると、平成25年度の75%水質値は3. 3mg/Lであり、環境基準3mg/L以下を超過している。

表 2. 4. 14(1) 公共用水域測定点における水質測定結果（湖沼）

湖沼名	測定地点名	湖沼類型	水素イオン濃度					生物化学的酸素要求量 (mg/L)				化学的酸素要求量 (mg/L)							
			最小	最大	m/n	平均	適否	環境基準	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	適否	環境基準
千苺水源池	取水塔前	A, II	7.0	7.9	0/12	7.3	適	6.5~8.5	0.6	1.8	—	0.8	2.6	4.0	9/12	3.2	3.3	否	3以下
衝原湖	取水塔前	—	7.6	7.7	—	7.6	—	—	0.9	1.7	—	1.3	3.2	5.3	—	4.1	4.3	—	—

湖沼名	測定地点名	湖沼類型	浮遊物質濃度 (mg/L)					溶存酸素量 (mg/L)					大腸菌群数 (MPN/100mL)							
			最小	最大	m/n	平均	適否	環境基準	最小	最大	m/n	平均	適否	環境基準	最小	最大	m/n	平均	適否	環境基準
千苺水源池	取水塔前	A, II	1	5	0/12	2	適	5以下	5.7	11	5/12	8.1	否	7.5以上	1.1×10 ⁴	1.0×10 ⁴	4/12	2.3×10 ³	否	1.0×10 ³ 以下
衝原湖	取水塔前	—	3	6	—	4	—	—	8.4	12	—	9.7	—	—	1.0×10 ²	2.4×10 ³	—	7.0×10 ²	—	—

湖沼名	測定地点名	湖沼類型	全窒素 (mg/L)					全燐 (mg/L)						
			最小	最大	m/n	平均	適否	環境基準	最小	最大	m/n	平均	適否	環境基準
千苺水源池	取水塔前	A, II	0.31	0.58	—	0.47	否	0.2以下	0.011	0.041	12/12	0.022	否	0.01以下
衝原湖	取水塔前	—	0.61	0.78	—	0.69	—	—	0.019	0.040	—	0.024	—	—

- 注1) 「m/n」欄の「m」は環境基準値を超える検体数を、「n」は総検体数を示す。
 注2) 化学的酸素要求量の75%値とは、n個の日間平均値を小さいものから順に並べたときの (0.75×n) 番目にあたる値である。
 注3) 適否欄の評価は、適：環境基準適合、否：環境基準不適合を示す。
 注4) 「—」は、調査を行っていない、もしくは環境基準が設定されていないためデータが存在しないことを示す。
 出典：「平成27年度環境水質」（平成28年12月、神戸市環境局）

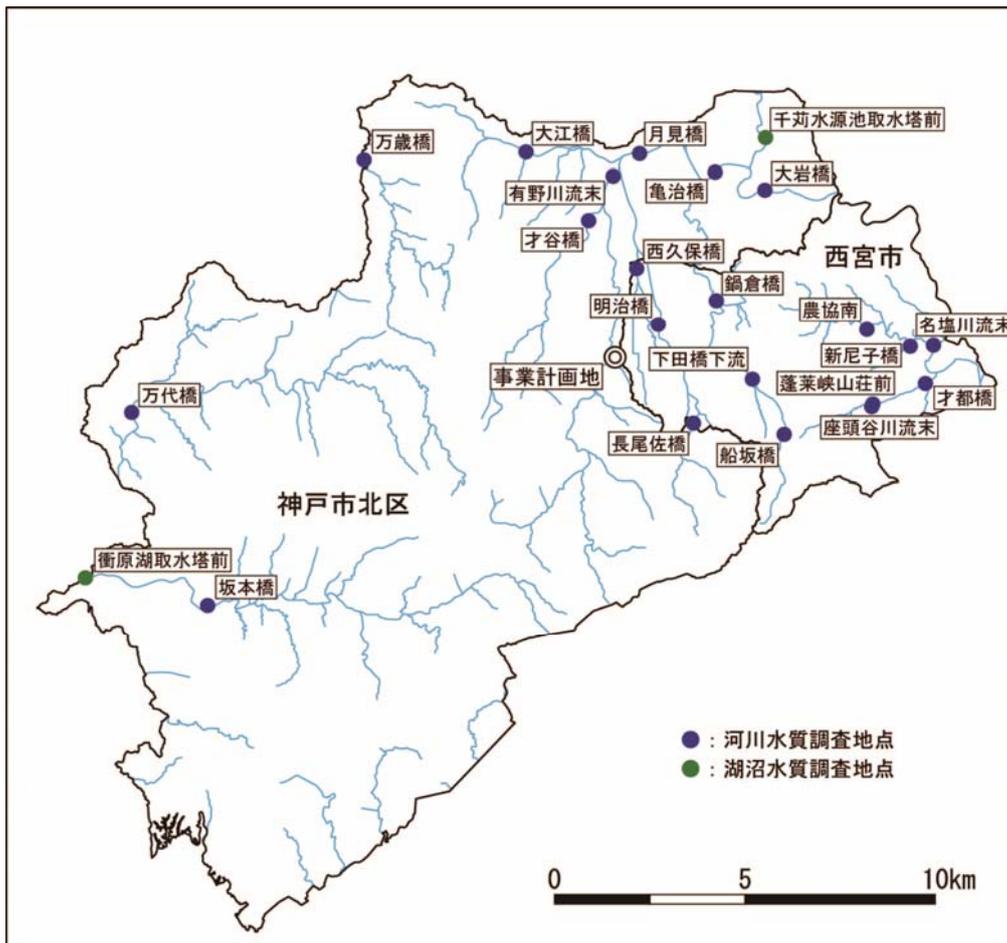


図 2.4.5 水質測定地点

ウ 地下水質

事業計画地周辺における地下水質の調査結果は表2.4.15に、地下水質の継続監視調査結果は表2.4.16のとおりである。

北区道場町の継続監視で砒素、ふっ素、ほう素が、西宮市北部の地域における継続監視で名塩東久保を除く地点でふっ素が環境基準を超過していた。

表 2.4.15 地下水質の調査結果

項目	単位	北区淡河町勝雄	名塩木之元	名塩1丁目	環境基準値、指針値		
環境基準項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	
	全シアン	mg/L	<0.1	不検出	不検出	不検出	
	鉛	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	0.01	
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.01	<0.01	0.05	
	砒素	mg/L	0.002	<0.001	0.001	0.01	
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	
	アルキル水銀	mg/L	<0.0005	—	—	不検出	
	PCB	mg/L	<0.0005	不検出	不検出	不検出	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.001	<0.001	0.01	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006	
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02	
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.1	0.61	0.85	10	
	ふっ素	mg/L	0.23	0.1	0.13	0.8	
	ほう素	mg/L	0.04	0.04	0.06	1	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05	
	要監視項目	クロロホルム	mg/L	—	<0.006	<0.006	0.06
		1,2-ジクロロプロパン	mg/L	—	<0.006	<0.006	0.06
		p-ジクロロベンゼン	mg/L	—	<0.02	<0.02	0.2
		イソキサチオン	mg/L	—	<0.0008	<0.0008	0.008
		ダイアジノン	mg/L	—	<0.0005	<0.0005	0.005
フェニトロチオン		mg/L	—	<0.0003	<0.0003	0.003	
イソプロチオラン		mg/L	—	<0.004	<0.004	0.04	
オキシ銅		mg/L	—	<0.004	<0.004	0.04	
クロロタロニル		mg/L	—	<0.004	<0.004	0.05	
プロピザミド		mg/L	—	<0.0008	<0.0008	0.008	
EPN		mg/L	—	<0.0006	<0.0006	0.006	
ジクロルボス		mg/L	—	<0.0008	<0.0008	0.008	
フェノブカルブ		mg/L	—	<0.002	<0.002	0.03	
イプロベンホス		mg/L	—	<0.0008	<0.0008	0.008	
クロルニトロフェン		mg/L	—	<0.0001	<0.0001	—	
トルエン		mg/L	—	<0.06	<0.06	0.6	
キシレン		mg/L	—	<0.04	<0.04	0.4	
フタル酸ジエチルヘキシル		mg/L	—	<0.006	<0.006	0.06	
ニッケル		mg/L	—	<0.001	0.002	—	
モリブデン		mg/L	—	<0.007	<0.007	0.07	
アンチモン		mg/L	—	<0.0002	0.0002	0.02	
エピクロヒドリン		mg/L	—	<0.00004	<0.00004	0.0004	
全マンガン		mg/L	—	<0.01	<0.01	0.2	
ウラン		mg/L	—	<0.0002	<0.0002	0.002	
その他の項目		pH	—	6.6	6.7	7.3	—
		電気伝導度	mS/m	3	8.9	26	—
		塩化物イオン	mg/L	—	6	12	—
	硝酸性窒素	mg/L	—	0.61	0.85	—	
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	<0.005	<0.005	—	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.002	<0.002	—	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.002	<0.002	—		

注) 「—」は、指針値が設定されていないためデータが存在しないことを示す。

出典: 「平成27年度地下水調査結果」(平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ)

「地下水概況調査結果(平成27年度)」(平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ)

表 2.4.16 地下水質の継続監視調査結果

項目		単位	北区 道場町	生瀬町 2丁目	名塩 東久保	山口町 下山口 3丁目	山口町 上山口 1丁目	山口町名 来2丁目	山口町名 来2丁目	環境基準値 指針値
環境基準 項目及び 要監視 項目	鉛	mg/L	—	<0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01
	砒素	mg/L	*0.029	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	0.01
	クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
	トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	0.14	0.83	3.0	7.0	6.2	2.0	10
	ふっ素	mg/L	*4.1	*1.0	<0.08	*1.2	*0.97	*0.96	*1.2	0.8
	ほう素	mg/L	*1.6	0.09	0.29	—	—	—	—	1
	ウラン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	0.002
その他 の項目	pH	—	7.4	6.9	6.9	6.6	6.5	6.8	6.7	—
	電気伝導度	mS/m	42	15	18	28	29	27	32	—
	塩化物イオン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸性窒素	mg/L	—	0.14	0.83	3.0	7.0	6.2	2.0	—
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—

注）*は、基準値又は指針値を超過していることを示す。

「—」は、指針値が設定されていないためデータが存在しないことを示す。

出典：「平成27年度地下水調査結果」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

「地下水概況調査結果（平成27年度）」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

エ ダイオキシン類

事業計画地周辺における水質及び底質のダイオキシン類測定結果は表2.4.17のとおりである。

水質、底質ともに環境基準値を満足していた。

表 2.4.17 事業計画地周辺における水質及び底質のダイオキシン類測定結果

調査地点		水質 (pg-TEQ/L)		底質 (pg-TEQ/g-dry)	
		調査結果	環境基準	調査結果	環境基準
河川	淡河川・万代橋	0.12	1 以下	4.8	150 以下
	武庫川・大岩橋	0.069		0.48	
	大沢川・万歳橋	0.12		0.61	
湖沼	千苺水源池・取水塔前	0.059		13	
地下水	北区（しあわせの村）	0.056		—	

出典：「平成27年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況及び生物の確認状況（資料編）」
（神戸市環境局）

⑤ 土壌

神戸市は、北区山田町において土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域が指定されている。西宮市には指定された区域はなかった。

また、事業計画地周辺における土壌のダイオキシン類の状況は、船坂公園で 0.027pg-TEQ/g であり環境基準を満足していた。

事業計画地周辺における土壌のダイオキシン調査結果は表 2.4.18 のとおりである。

表 2.4.18 事業計画地周辺における土壌のダイオキシン調査結果

調査地点	項目	土壌 (pg-TEQ/g)	
		調査結果	環境基準
岡場公園		0.10	1000 以下
船坂公園		0.027	

出典：「平成25年度神戸市の大気質・水質・騒音等の状況及び公害苦情処理状況及び生物の確認状況（資料編）」
（平成26年7月、神戸市環境局）
「平成27年度ダイオキシン類調査結果について」（平成29年4月閲覧、西宮市ホームページ）

⑥ 温室効果ガス

温室効果ガスの部門別発生状況は表2.4.19のとおりである。

平成26年度における神戸市内の温室効果ガス排出量は、CO₂に換算して12,478千tで、基準年度（2005年度）と比べて11.1%増加し、前年度と比べると0.1%の増加している。部門別の内訳で見ると、前年度と比較したCO₂排出量は、産業、運輸部門で増加し、業務、家庭、廃棄物部門では減少している。

平成25年度における西宮市内の温室効果ガス発生量は、CO₂に換算して1,953千tで、基準年度（1990年度）に比べて12.2%増加し、前年度と比べると1.5%増加している。部門別の内訳で見ると、前年度と比較したCO₂排出量は、産業部門、民生部門、運輸部門、その他ガスで増加し、家庭部門、廃棄物部門では減少している。

表 2.4.19(1) 温室効果ガスの部門別発生状況（神戸市）

単位：千t-CO₂

年度・項目		基準年度 (2005年度)	2013年度 A (基準年度増減比)	2014年度 B (基準年度増減比)	B-A (増減率)
産業	製造業、建設業、農 林水産業など	4,601	5,194 (+12.9%)	5,236 (+13.8%)	+42 (+0.8%)
業務	事務所、店舗、銀行、 病院、ホテルなど	2,079	2,345 (+12.8%)	2,292 (+10.2%)	▲53 (+2.3%)
家庭	家庭での電気・ガス・ 灯油の消費	1,820	2,078 (+14.2%)	2,025 (+11.3%)	▲53 (▲2.6%)
運輸	自動車、船舶、鉄道、 航空	2,085	2,065 (▲1.0%)	2,087 (+0.1%)	+22 (+1.1%)
廃棄物	一般廃棄物、産業廃 棄物（プラスチック 類、廃油の焼却）	270	266 (▲1.5%)	241 (▲10.7%)	▲25 (▲9.4%)
その他ガス		375	520 (+38.7%)	597 (+59.2%)	+77 (+14.8%)
合計		11,230	12,468 (+11.0%)	12,478 (+11.1%)	+10 (+0.1%)

注1) 数値を四捨五入しているため、合計値等があわない場合がある。

注2) 部門別内訳については推計値であり、2011年度分より算定方法を一部変更している。

注3) その他ガス：メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、
パーフルオロカーボン（PFCs）、三ふっ化窒素（NF₃）、六ふっ化硫黄（SF₆）

出典：「2014年度（平成26年度）神戸市域の温室効果ガス状況」（平成29年4月閲覧、神戸市ホームページ）

表 2. 4. 19(2) 温室効果ガスの部門別発生状況（西宮市）

単位：t-CO₂

	基準年度 平成2年度 1990年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	増減率	
								前年度比	基準年度比
合計	1,740,475	1,662,854	1,450,449	1,556,787	1,952,691	1,924,095	1,952,978	1.50%	12.20%
産業	725,288	408,549	325,897	314,997	466,219	340,994	359,473	5.40%	△50.4%
農林水産業	2,049	1,611	1,322	1,451	1,451	1,618	1,337	△17.4%	△34.7%
建設業・鉱業	51,632	30,170	30,354	23,609	26,094	26,271	23,254	△11.5%	△55.0%
製造業	671,607	376,768	294,221	289,937	438,675	313,105	334,882	7.00%	△50.1%
民生	620,759	820,379	683,338	791,217	1,012,504	1,112,632	1,119,649	0.60%	80.40%
家庭	356,618	508,700	441,125	506,094	636,625	697,038	689,764	△1.0%	93.40%
業務	264,141	311,679	242,213	285,123	375,879	415,593	429,884	3.40%	62.70%
運輸	325,722	356,903	358,508	359,737	370,533	364,065	380,157	4.40%	16.70%
自動車	274,125	332,775	338,410	338,306	338,945	328,707	344,651	4.90%	25.70%
鉄道	22,589	23,475	19,601	20,923	31,098	34,836	34,968	0.40%	54.80%
船舶	29,008	653	497	509	489	522	538	3.10%	△98.1%
廃棄物	39,596	46,969	52,284	61,102	74,184	78,125	64,868	△17.0%	63.80%
その他ガス	29,109	30,054	30,422	29,734	29,251	28,279	28,833	2.00%	△0.9%
平成2年度比	—	△4.5%	△16.7%	△10.6%	12.20%	10.60%	12.20%	—	—

注1) 数値を四捨五入しているため、合計値等があわない場合がある。

注2) その他ガス：メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）

出典：「持続可能な地域づくりECOプラン-西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）-平成25年度（2013年度）実績報告書」（平成28年3月、西宮市）

⑦ 公害関連の苦情の状況

平成27年度における神戸市全域及び北区並びに西宮市全域、塩瀬及び山口における公害関連の苦情の状況は表2.4.20のとおりである。

北区については大気汚染に対する苦情件数が最も多く13件あり、塩瀬及び山口については水質汚濁に対する苦情が最も多くそれぞれ2件ずつであった。

表 2.4.20 公害関連の苦情の状況

種 類 行政区	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	合計
神戸市	86	65	0	145	14	0	67	—	377
北区	13	8	0	5	0	0	6	—	32
西宮市	11	18	—	46	2	—	8	6	91
塩瀬	1	2	—	1	0	—	0	0	4
山口	0	2	—	0	0	—	0	0	2

出典：「平成27年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況（資料編）」（神戸市）
「西宮市統計書〔平成28年（2016年）版〕（平成29年3月、西宮市）」

(2) 現地調査

① 騒音

ア 調査内容及び方法

事業計画地周辺の騒音の現況を把握するために、現地調査を実施した。

現地調査内容・方法は表 2.4.21 のとおりである。

現地調査においては、環境騒音は事業計画地周辺の居住地域で、道路交通騒音は居住地域近傍を通過する道路端において把握した。

表 2.4.21 調査内容・方法

項目	調査手法	調査地点	調査期間
環境騒音			
等価騒音レベル	JIS Z8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に定める方法	4地点 事業計画地周辺	1回（平日） 24時間連続
道路交通騒音			
等価騒音レベル	JIS Z8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に定める方法	1地点	1回（平日） 24時間連続
交通量	大型車、小型車及び二輪車		

イ 調査期間

環境騒音、道路交通騒音とも表 2.4.22 に示す期日に実施した。

表 2.4.22 調査期日

調査地点	項目	期日
No. 1～No. 4	環境騒音	平成29年5月10日（水）12時～5月11日（木）12時
No. 5	道路交通騒音	

ウ 調査地点

騒音調査地点は図 2.4.6 に示すとおりである。

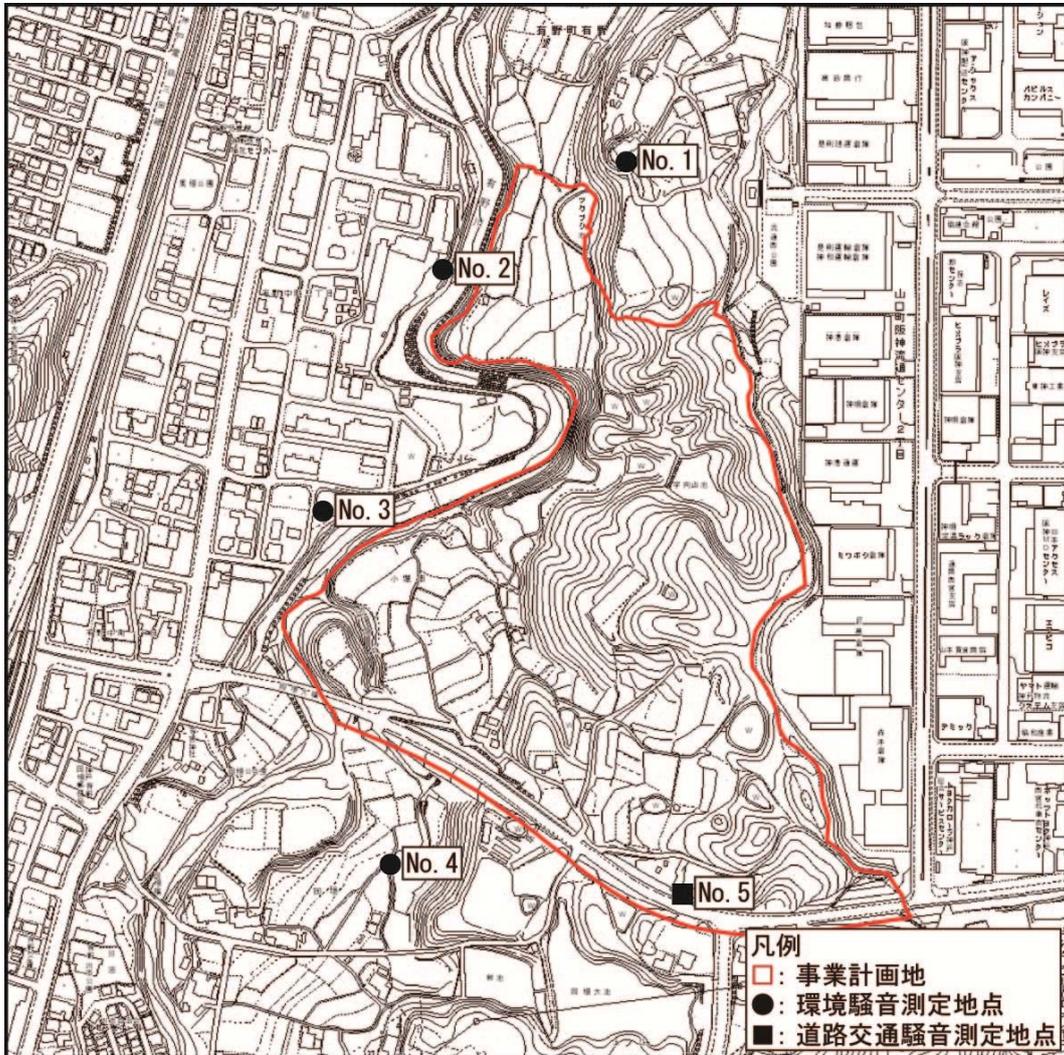


図 2.4.6 騒音調査地点

エ 調査結果

騒音調査結果は表 2.4.23、交通量調査結果は表 2.4.24 のとおりである。

環境騒音は No.4 を除き夜間に環境基準を超過しており、道路交通騒音は昼間、夜間とも環境基準を超過していた。

No.5 における交通量は、昼間が 15,000 台強、夜間が 1,000 台強であり、交通量の大半を昼間の時間帯が占めている。

表 2.4.23 騒音調査結果

項目	地点	時間区分	測定結果 (dB)	環境基準 (dB)	適：○ 否：×
環境騒音	No.1	昼間	48.8	55 以下	○
		夜間	46.9	45 以下	×
	No.2	昼間	50.7	55 以下	○
		夜間	48.7	45 以下	×
	No.3	昼間	53.5	55 以下	○
		夜間	45.6	45 以下	×
	No.4	昼間	46.0	60 以下	○
		夜間	42.3	50 以下	○
道路交通騒音	No.5	昼間	66.7	65 以下	×
		夜間	60.5	60 以下	×

注) 時間区分は、昼間：6時から22時、夜間：22時から翌6時

表 2.4.24 交通量調査結果

地点	区分	大型車類 (台)	小型車類 (台)	合計 (台)	二輪車 (台)	大型車 混入率 (%)
No.5	昼間	1,311	13,976	15,287	614	8.6
	夜間	101	972	1,073	94	9.4

注) 時間区分は、昼間：6時から22時、夜間：22時から翌6時

② 振動

ア 調査内容及び方法

事業計画地周辺の振動の現況を把握するため、現地調査を実施した。

現地調査内容・方法は表 2.4.25 のとおりである。

現地調査においては、環境振動を事業計画地周辺の居住地域で、道路交通振動を居住地域近傍を通過する道路端において把握した。

表 2.4.25 調査内容・方法

項目	調査手法	調査地点	調査期間
環境振動			
振動レベル	JIS Z 8735 「振動レベル測定方法」に定める方法	4地点 事業計画地周辺	1回（平日） 24時間連続
道路交通振動			
振動レベル	JIS Z 8735 「振動レベル測定方法」に定める方法	1地点	1回（平日） 24時間連続

イ 調査期間

環境振動、道路交通振動とも表 2.4.26 に示す期日に実施した。

表2.4.26 調査期日

調査地点	項目	期日
No. 1～No. 4	環境振動	平成29年5月10日（水）12時～5月11日（木）12時
No. 5	道路交通振動	

ウ 調査地点

振動調査地点は図 2.4.7 に示すとおりである。

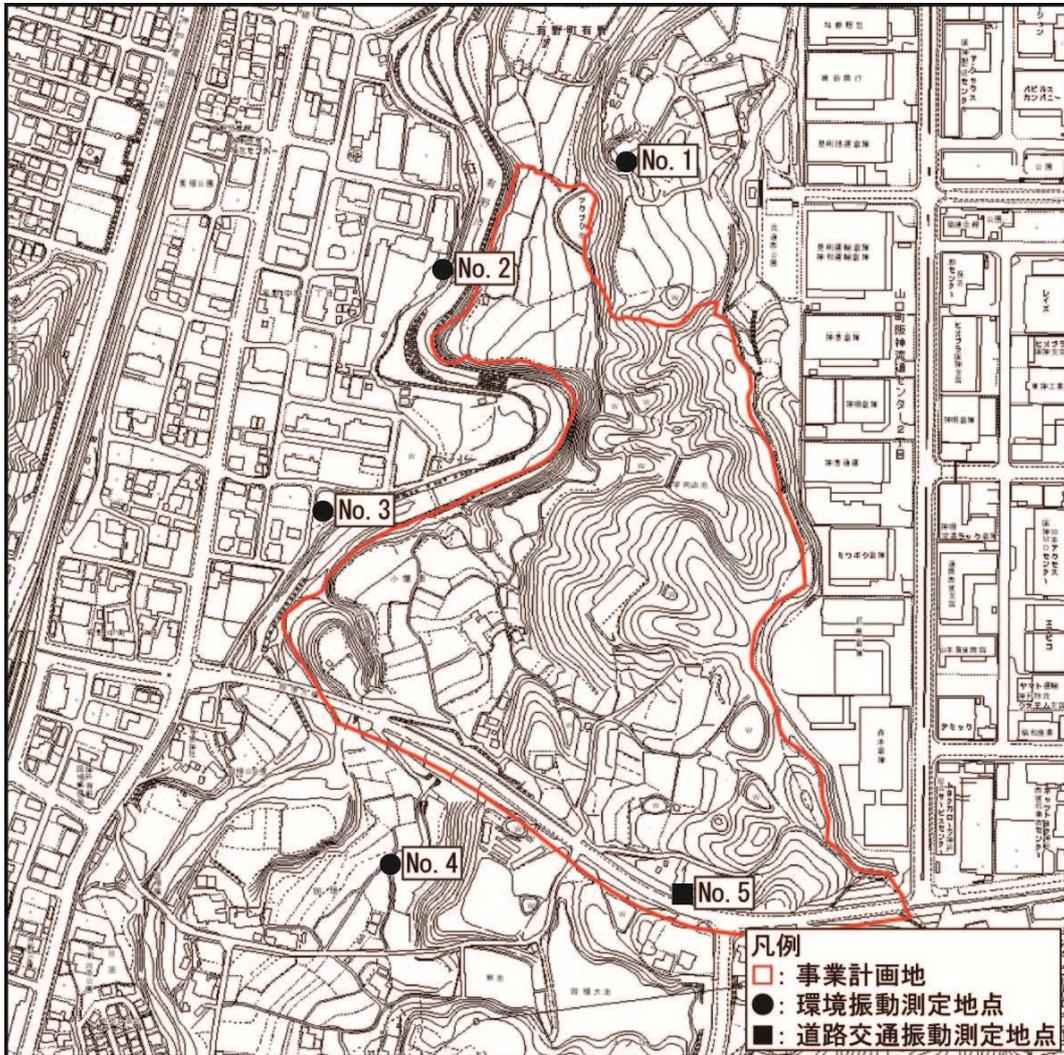


図 2.4.7 振動調査地点

エ 調査結果

振動の調査結果は表 2.4.27 のとおりであり、環境振動は昼間、夜間とも機器測定下限付近もしくは機器測定下限未満であり、道路交通振動は昼間、夜間とも振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度を超過していなかった。

表 2.4.27 振動調査結果

項目	地点	時間区分	測定結果 (dB)	要請限度 (dB)	適：○ 否：×
環境振動	No. 1	昼間	<25	—	—
		夜間	<25	—	—
	No. 2	昼間	<25	—	—
		夜間	<25	—	—
	No. 3	昼間	25	—	—
		夜間	<25	—	—
	No. 4	昼間	<25	—	—
		夜間	<25	—	—
道路交通振動	No. 5	昼間	27	70 以下	○
		夜間	<25	65 以下	○

注) 時間区分は、昼間：8時から19時、夜間：19時から翌8時
 ” — “は基準値がないことを示す。
 <25 は機器測定下限未満を示す。

③ 植物

ア 調査内容及び方法

事業計画地周辺の植物の現況を把握するため、現地調査を実施した。

また、現地調査、既存文献の情報を補足するため、学識経験者等の専門家へヒアリングを実施した。

調査内容・方法は表 2.4.28 のとおりである。

表2.4.28 調査内容・方法

項目	調査手法	調査地点	調査期間
陸生植物			
植生	植物社会学的方法によるコードラート調査	事業計画地及びその周辺	1季
植物相	現地踏査によるフロラ調査法		1季

イ 調査期間

植物の現地調査は表 2.4.29 に示す期日に実施した。

表2.4.29 調査期日

項目	期日
陸生植物	
植生	平成29年5月3日（水）～5月4日（木）、5月10日（水）
植物相	

ウ 調査範囲

植物の調査範囲は図 2.4.8 に示すとおりである。

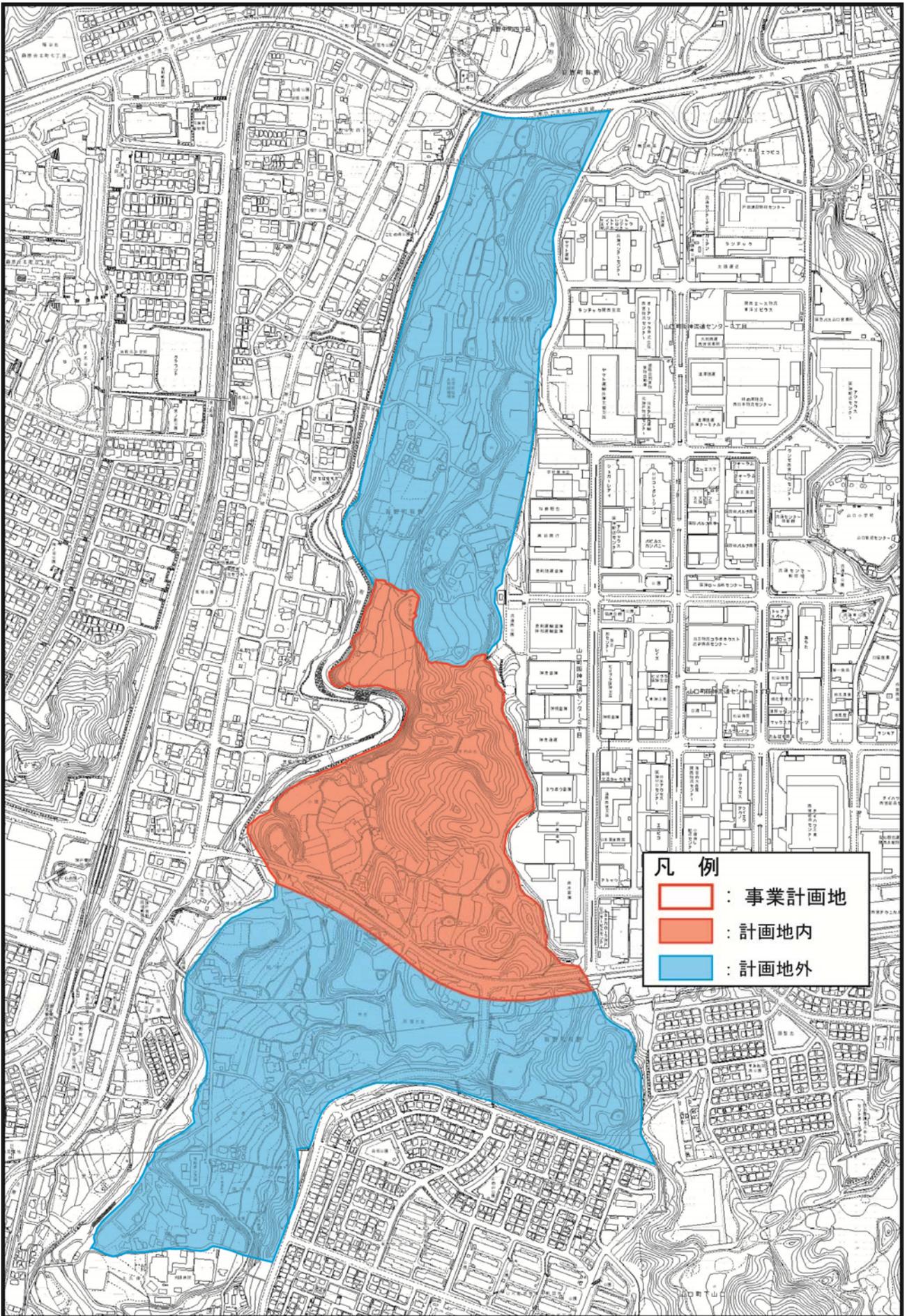


図 2.4.8 植物調査範囲

エ 調査結果

(7) 植生

植生調査結果は表 2.4.30 のとおりであり、事業計画地及びその周辺で植物群落 11 植生を確認した。

表 2.4.30 植生調査結果

No.	植生区分		植生名	確認場所	
				計画地内	計画地外
1	代償植生	常緑広葉樹林	アラカン群落	○	○
2		常緑針葉樹林	アカマツ－モチツツジ群集	○	○
3		落葉広葉樹林	コナラ－アバマキ群集	○	○
4		ササ群落	ケネザサ群落	○	
5		水田雑草群落	スズメノテッポウ－ゲンゲ群落	○	○
6		放棄水田湿性草本群落	カサスゲ群落	○	○
7	植栽	植林	ヒノキ－スギ群落	○	○
8			モウソウチク－マダケ群落	○	○
9			ヒマラヤスギ群落		○
10			テーダマツ群落	○	
11		牧草地	ネズミムギ群落	○	○
合計	2 区分	8 区分	11 植生	10 群落	9 群落

(4) 植物相

調査範囲内において 108 科 409 種の生育が確認された。このうち重要な植物は、表 2.4.31 のとおりであり、コヒロハハナヤスリ、ナラガシワ、イヌタヌキモ、タムラソウ、ヒメミコシガヤの 5 科 5 種であった。

表 2.4.31 植物相調査結果

科名	種名	確認場所		重要種の選定基準				
		計画地内	計画地外	文化財保護法	種の保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2010	神戸版 RL2015
ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ	○						C
ブナ科	ナラガシワ		○					C
タヌキモ科	イヌタヌキモ	○				NT		
キク科	タムラソウ	○						C
カヤツリグサ科	ヒメミコシガヤ	○				CR	A	A
5 科	5 種	9 種	6 種	0 種	0 種	0 種	0 種	5 種

注) 科名、種名及び配列等は、六甲山地の植物誌(1998 財団法人神戸市公園緑化協会)に準拠した。

判断基準：

- ・文化財保護法等：「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)
「兵庫県文化財保護条例」(昭和 39 年 4 月 1 日 兵庫県条例第 58 号)
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日 条例第 50 号)
国天：国天然記念物 県天：兵庫県天然記念物 市天：神戸市天然記念物
- ・種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)
国内：国内希少野生動植物
- ・環境省 RL2017：環境省レッドリスト 2017
CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
- ・兵庫県 RL2010：兵庫県版レッドリスト 2010 (植物・植物群落)
絶：絶滅 A：A ランク B：B ランク C：C ランク 注：要注目 調：要調査
- ・神戸版 RL2015：神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2015－
今：今見られない A：A ランク B：B ランク C：C ランク 調：要調査

(ウ) ヒアリング結果

専門家へのヒアリング結果は表 2. 4. 32 のとおりである。

表 2. 4. 32 ヒアリング結果

ヒアリング対象者	ヒアリング概要
植生、植物相 大学教授	<ul style="list-style-type: none">・事業計画地の大部分が改変され、西宮市との境界部にある太陽と緑の道周辺の緑地が残存するのであれば、太陽と緑の道周辺は重要な植物の移植候補地の一つとして挙げられる。太陽と緑の道は地域住民の散策道として利用されており、重要な植物によっては人為的影響がマイナス要因になるため、利用状況、移植対象、移植適地、盗掘の可能性等を十分に見極める必要がある。事業計画地内にビオトープの設置を検討すること等と合わせて、保全対策を実施する必要がある。・植物については、地域における重要な植物の絶滅する危険を分散するため、事業計画地外で重要な植物が生育できる可能性があり、移植等を受け入れてもらえる場所があれば、移植をすればよいと考えられる。周辺地域の学校ビオトープに提供し、学習の場として利用することも一案として考えられる。・大学施設において、重要な植物の一時的な保管や増殖への協力は可能である。・生態系を視野に入れば、森林表土の播き出しによる早期の樹林地形成は有効であると考えられる。

④ 動物

ア 調査内容及び方法

事業計画地周辺の動物の現況を把握するため、現地調査を実施した。

また、現地調査、既存文献等の情報を補足するため、学識経験者等の専門家へヒアリングを実施した。

調査内容・方法は表 2.4.33 のとおりである。

表 2.4.33 調査内容・方法

項目	調査手法	調査地点	調査期間
陸生動物			
哺乳類	フィールドサイン法及び目視観察法	事業計画地及びその周辺	1季2回
鳥類	ラインセンサス法及び定点観察法		1季1回
鳥類（猛禽類）	定点観察法		1季3回
爬虫類・両生類	目視観察法		1季3回
昆虫類	ライトトラップ、ベイトトラップ、任意採取法		1季1回
魚類	投網等による採取及び任意採取法	事業計画地内の水域	1季1回

イ 調査期間

動物の現地調査は表 2.4.34 に示す期日に実施した。

表2.4.34 調査期日

項目	期日
陸生動物	
哺乳類	平成29年3月30日（木）～3月31日（金）
	平成29年4月28日（木）～4月29日（金）
鳥類	平成29年4月18日（火）～4月20日（木）
鳥類（猛禽類）	平成29年3月28日（火）～3月30日（木）
	平成29年4月12日（水）～4月14日（金）
	平成29年5月11日（木）～5月12日（金）
爬虫類・両生類	平成29年3月21日（火）
	平成29年3月30日（木）～3月31日（金）
	平成29年4月28日（木）～4月29日（金）
昆虫類	平成29年5月9日（火）～5月10日（水）
魚類	平成29年5月16日（火）～5月18日（木）

ウ 調査範囲

動物の調査範囲は図 2.4.9 に示すとおりである。

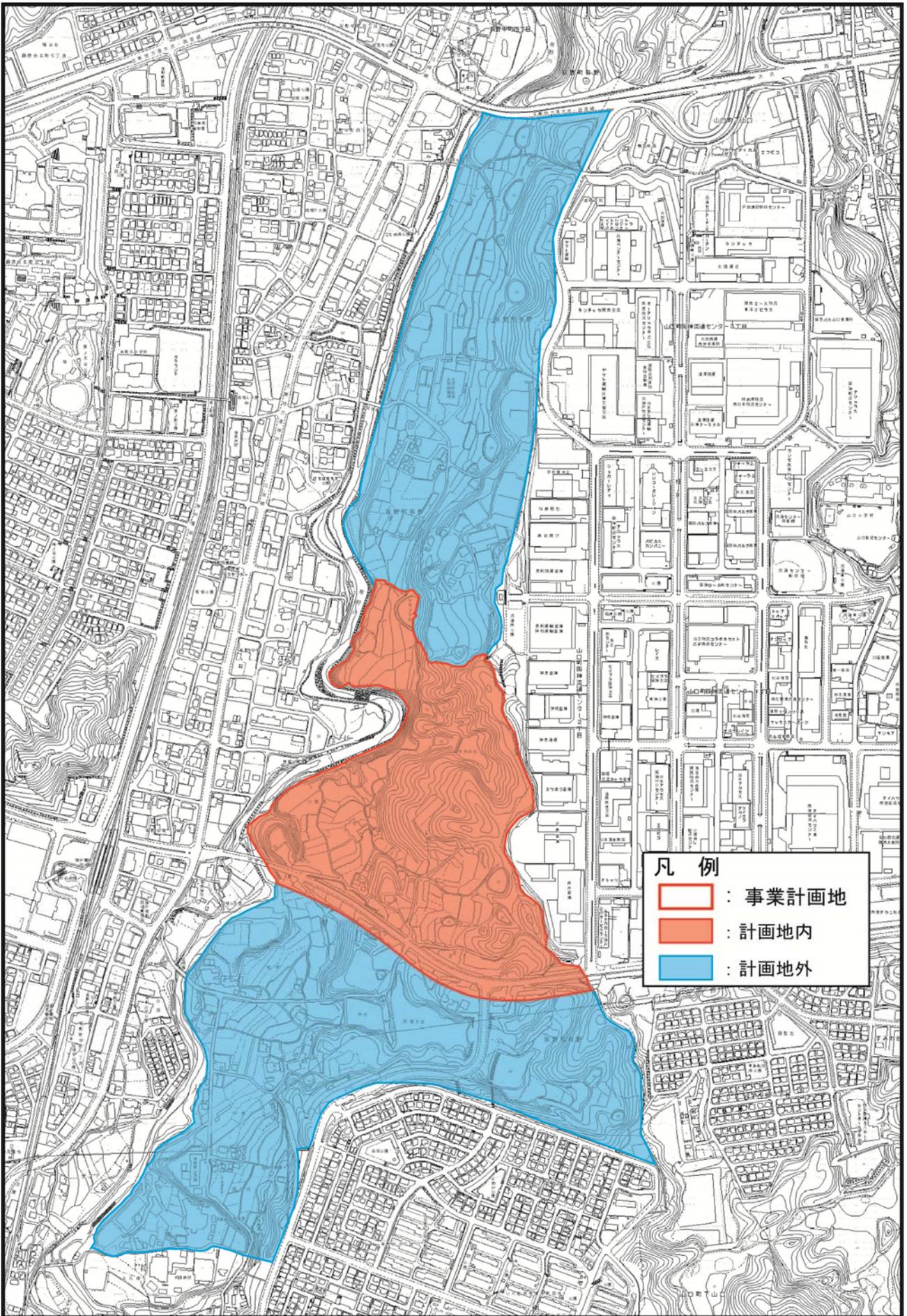


図 2.4.9 動物調査範囲

エ 調査結果

(7) 哺乳類

調査範囲内において 8 科 11 種の生息が確認された。このうち重要な哺乳類は、ホンシュウヒミズ、モグラ類、ホンドイタチ、ホンシュウカヤネズミ、ホンドアカネズミの 3 科 5 種であった。

現地調査において確認された哺乳類の重要種は表 2.4.35 のとおりである。

表 2.4.35 哺乳類の重要種

科名	種名	確認場所		重要種の選定基準				
		計画地内	計画地外	種の保存法	文化財保護法	環境省 RL2017	兵庫県 RDB2003	神戸版 RL2015
モグラ科	ホンシュウヒミズ	○						B
	モグラ類	○	○					B
イタチ科	ホンドイタチ		○					調
ネズミ科	ホンシュウカヤネズミ	○	○					B
	ホンドアカネズミ	○						C
3 科	5 種	4 種	3 種	0 種	0 種	0 種	0 種	5 種

注) 科名、種名及び配列等は、「日本野生鳥獣目録」(平成 14 年、環境省)に準拠した。

判断基準:

- ・文化財保護法等: 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)
「兵庫県文化財保護条例」(昭和 39 年 4 月 1 日 兵庫県条例第 58 号)
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日 条例第 50 号)
国天: 国天然記念物 県天: 兵庫県天然記念物 市天: 神戸市天然記念物
- ・種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)
国内: 国内希少野生動植物
- ・環境省 RL2017: 環境省レッドリスト 2017
CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足
- ・兵庫県 RDB2003: 兵庫県版レッドデータブック 2003
絶: 絶滅 A: A ランク B: B ランク C: C ランク 注: 要注目 調: 要調査
- ・神戸版 RL2015: 神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—
今: 今見られない A: A ランク B: B ランク C: C ランク 調: 要調査

(イ) 鳥類

調査範囲内において 32 科 62 種の生息が確認された。このうち重要な鳥類は、オシドリ、ダイサギ、ツツドリ、コチドリ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、カワセミ、アカゲラ、アオゲラ、ハヤブサ、サンショウクイ、キビタキ、オオルリ、アオジの 11 科 16 種であった。

現地調査において確認された鳥類の重要種は表 2.4.36 のとおりである。

表 2.4.36 鳥類の重要種

科名	種名	確認場所		重要種の選定基準				
		計画地内	計画地外	文化財 保護法	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2013	神戸版 RL2015
カモ科	オシドリ	○	○			DD	B	C【越冬】
サギ科	ダイサギ	○	○					B【繁殖】
カッコウ科	ツツドリ	○	○					B【繁殖】
チドリ科	コチドリ	○						C【繁殖】
タカ科	ハイタカ	○	○			NT	C	C【越冬】
	オオタカ	○	○		国内	NT	B	B【繁殖】 C【越冬】
	サシバ	○	○			VU	B	A【繁殖】
	ノスリ		○				B	C【越冬】
カワセミ科	カワセミ	○	○				注	
キツツキ科	アカゲラ	○					C	C【越冬】
	アオゲラ	○	○				C	C【繁殖】 C【越冬】
ハヤブサ科	ハヤブサ	○	○		国内	VU	B	A【繁殖】 C【越冬】
サンショウクイ科	サンショウクイ	○				VU	C	B【繁殖】
ヒタキ科	キビタキ	○	○				注	
	オオルリ	○					注	
ホオジロ科	アオジ	○	○				A	
11 科	16 種	15 種	12 種	0 種	2 種	6 種	13 種	12 種

注) 科名、種名及び配列等は「日本鳥類目録改訂第 7 版」(平成 24 年、日本鳥学会)に準拠した。

判断基準:

- ・文化財保護法等: 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)
「兵庫県文化財保護条例」(昭和 39 年 4 月 1 日 兵庫県条例第 58 号)
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日 条例第 50 号)
国天: 国天然記念物 県天: 兵庫県天然記念物 市天: 神戸市天然記念物
- ・種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)
国内: 国内希少野生動植物
- ・環境省 RL2017: 環境省レッドリスト 2017
CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足
- ・兵庫県 RL2013: 兵庫県版レッドリスト 2013 (鳥類)
絶: 絶滅 A: A ランク B: B ランク C: C ランク 注: 要注目 調: 要調査
- ・神戸版 RL2015: 神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—
今: 今見られない A: A ランク B: B ランク C: C ランク 調: 要調査

(ウ) 爬虫類・両生類

調査範囲内において爬虫類は6科7種、両生類は7科9種の生息が確認された。このうち重要な爬虫類はニホンヤモリ、ジムグリ of 2科2種、両生類はカスミサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエルの5科6種であった。

現地調査において確認された爬虫類・両生類の重要種は表 2.4.37 のとおりであり、

表 2.4.37 爬虫類・両生類の重要種

分類	科名	種名	確認場所		重要種の選定基準				
			計画地内	計画地外	文化財保護法	種の保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RDB2003	神戸版 RL2015
爬虫類	ヤモリ科	ニホンヤモリ		○				注	
	ナミヘビ科	ジムグリ		○				注	B
	2科	2種	0種	2種	0種	0種	0種	2種	1種
両生類	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	○	○			VU	B	B
	イモリ科	アカハライモリ	○	○			NT	注	C
	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル		○				C	C
	アカガエル科	ニホンアカガエル		○				C	C
		トノサマガエル	○	○			NT		
	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	○	○				C	C
5科	6種	4種	6種	0種	0種	3種	6種	5種	

注) 科名、種名及び配列等は、「日本産爬虫両生類標準和名」(平成27年5月28日、日本爬虫両生類学会)に準拠した。判断基準:

- ・文化財保護法等: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)
「兵庫県文化財保護条例」(昭和39年4月1日 兵庫県条例第58号)
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成9年3月31日 条例第50号)
国天: 国天然記念物 県天: 兵庫県天然記念物 市天: 神戸市天然記念物
- ・種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)
国内: 国内希少野生動植物
- ・環境省 RL2017: 環境省レッドリスト2017
CR: 絶滅危惧ⅠA類 EN: 絶滅危惧ⅠB類 VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足
- ・兵庫県 RDB2003: 兵庫県版レッドデータブック2003
絶: 絶滅 A: Aランク B: Bランク C: Cランク 注: 要注目 調: 要調査
- ・神戸版 RL2015: 神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ2015—
今: 今見られない A: Aランク B: Bランク C: Cランク 調: 要調査

(エ) 魚類

調査範囲内において7科10種の生息が確認された。このうち重要な魚類は、ドジョウ、ミナミメダカの2科2種であった。

現地調査において確認された魚類の重要種は表2.4.38のとおりである。

表 2.4.38 魚類の重要種

科名	種名	確認場所		重要種の選定基準				
		計画地内	計画地外	文化財 保護法	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RDB2003	神戸版 RL2015
ドジョウ科	ドジョウ	○	○				B	C
メダカ科	ミナミメダカ	○	○				注	C
2科	2種	2種	2種	0種	0種	0種	2種	2種

注) 科名、種名、学名、配列等は、「日本産魚類全種の学名」(2015年3月、東海大学出版部)に準拠した。

判断基準:

- ・文化財保護法等: 「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)
「兵庫県文化財保護条例」(昭和39年4月1日 兵庫県条例第58号)
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成9年3月31日 条例第50号)
国天: 国天然記念物 県天: 兵庫県天然記念物 市天: 神戸市天然記念物
- ・種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)
国内: 国内希少野生動植物
- ・環境省 RL2017: 環境省レッドリスト2017
CR: 絶滅危惧ⅠA類 EN: 絶滅危惧ⅠB類 VU: 絶滅危惧Ⅱ類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足
- ・兵庫県 RDB2003: 兵庫県版レッドデータブック2003
絶: 絶滅 A: Aランク B: Bランク C: Cランク 注: 要注目 調: 要調査
- ・神戸版 RL2015: 神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ2015—
今: 今見られない A: Aランク B: Bランク C: Cランク 調: 要調査

(オ) 昆虫類

調査範囲内において 71 科 194 種の生息が確認された。このうち重要な昆虫類は、フタスジサナエ、オグマサナエ、ハルゼミ、オオミズムシ、コオイムシ、ミズカマキリ、ミズスマシ、コガムシの 7 科 8 種であった。

現地調査において確認された昆虫類の重要種は表 2. 4. 39 のとおりである。

表 2. 4. 39 昆虫類の重要種

科名	種名	確認場所		重要種の選定基準				
		計画地内	計画地外	文化財 保護法	種の 保存法	環境省 RL2017	兵庫県 RL2012	神戸版 RL2015
サナエトンボ科	フタスジサナエ		○			NT		
	オグマサナエ	○				NT		調
セミ科	ハルゼミ	○	○				注	
ミズムシ科	オオミズムシ	○				NT	C	B
コオイムシ科	コオイムシ	○	○			NT		
タイコウチ科	ミズカマキリ	○					注	
ミズスマシ科	ミズスマシ		○			VU	C	A
ガムシ科	コガムシ	○	○			DD		
7 科	8 種	6 種	5 種	0 種	0 種	6 種	4 種	3 種

注) 科名、種名及び配列等は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成 28 年 9 月 28 日更新 国土交通省)に準拠した。

判断基準:

- ・文化財保護法等: 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)
「兵庫県文化財保護条例」(昭和 39 年 4 月 1 日 兵庫県条例第 58 号)
「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日 条例第 50 号)
国天: 国天然記念物 県天: 兵庫県天然記念物 市天: 神戸市天然記念物
- ・種の保存法: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)
国内: 国内希少野生動植物
- ・環境省 RL2017: 環境省レッドリスト 2017
CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足
- ・兵庫県 RL2012: 兵庫県版レッドリスト 2012 (昆虫類)
絶: 絶滅 A: A ランク B: B ランク C: C ランク 注: 要注目 調: 要調査
- ・神戸版 RL2015: 神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2015—
今: 今見られない A: A ランク B: B ランク C: C ランク 調: 要調査

オ ヒアリング結果

専門家等へのヒアリング結果は表 2. 4. 40 のとおりである。

表 2. 4. 40 ヒアリング結果

ヒアリング対象者	ヒアリング概要
<p>鳥類 公益財団法人 会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥類の保全対策の一つとして、営巣地の確保が挙げられる。 ・事業計画地から少し離れた地域で過去にサシバの営巣を確認したことがあるが、事業計画地は街に挟まれた自然環境にあり、樹林帯の幅が狭く、猛禽類が営巣する可能性は低い。これまでの調査で猛禽類を確認しているが、営巣を確認しておらず、餌の狩場等の生息環境の一部として利用していると考えられる。 ・サギ類のコロニーはないようだが、アオサギは1～2 巣でも営巣するので今後の調査で留意すること。 ・5月中旬以降にキビタキ、ヤブサメ等の夏鳥を確認しており、これらの夏鳥が事業計画地周辺の生息環境に定着している可能性がある。今後の調査の際には繁殖に留意すること。 ・森林表土の播き出しによって鳥類の餌になる先駆性樹木の樹林地を早期に形成することは鳥類の保全対策に有効であると考えられる。 ・事業実施によって樹林地が改変されれば、鳥類が逃げ込む場所が少なくなる。事業計画地における鳥類の保全対策の一つとして、人が立ち入らない樹林地を河川沿いに設けられれば、サンクチュアリが形成されやすく、事業計画地における鳥類の保全に最も有効であると考えられる。今後の調査において河川周辺の樹林地における鳥類の利用状況を確認すること。
<p>水圏生物 カワバタモロコ保全推進協議会 会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地は神戸市の新興住宅地と西宮市の流通センター等の開発地の間に残った里山環境である。農耕が行われている一方で、放棄耕作地も増加している状況にあり、昔ながらの里山環境が残り、在来種が多数確認できるが、周辺の開発の影響もあり、外来種も数多く侵入している。 ・水圏生物の視点からみると、事業計画地周辺の環境は優れた里山環境であったが、開発によって徐々に生態系が変化し、在来の生態系が崩れつつある。 ・良好な里山環境が部分的に残っており、神戸市の重要な両生類や魚類がみられ、水生植物も残っている。 ・事業計画地周辺のため池で重要な魚類が生息している情報があったが、ブルーギルが生息しており、現在、生息していたとしても非常に厳しい環境にあることは間違いない。このままでは絶滅する状況にある。 ・太陽と緑の道周辺の緑地は残るため、その周辺に保全区域を残し、事業計画地内を含めてミティゲーションを行うことが可能と考えられる。 ・今後の調査結果を踏まえて、保全すべき動植物種を判断し、可能であれば、事業計画地の一部区域に雑木林、ため池、水路を含む保全区域を設け、事業計画地周辺に生息・生育する在来種を移植し、その保全に努めることが望ましい。また、水圏生物の事業計画地外への類似環境への移植については事業計画地の保全区域において保全が困難な場合に実施し、生息可能な容量を勘案し、実施することが望ましい。

⑤ 生態系

ア 調査内容及び方法

事業計画地周辺の生態系の現況を把握するため、植物及び動物の現地調査結果を合わせて、生態系としてとりまとめた。

イ 調査範囲

生態系の調査範囲は「植物」、「動物」と同様とした。

ウ 調査結果

植物及び動物の現地調査結果を合わせた生態系の構成種の概要は表 2.4.41 のとおりである。

また、これらの構成種を事業計画地の生態系の上位性、典型性、特殊性に応じて区分した概要は表 2.4.42 のとおりである。

表 2.4.41 生態系の構成種概要

項目		確認数	重要種数
陸生植物	植生	11植生	なし
	植物相	108科409種	5科5種
陸生動物	哺乳類	8科11種	3科5種
	鳥類	32科62種	11科16種
	(うち猛禽類)	2科6種	2科5種
	爬虫類	6科7種	2科2種
	両生類	7科9種	5科6種
	魚類	7科10種	2科2種
	昆虫類	71科194種	7科8種

表 2.4.42 生態系の上位性・典型性・特殊性

類型区分	植生	上位性		典型性		特殊性	
広葉樹林	アラカシ群落 コナラーアベマキ群集 モウソウチクーマダケ群落	哺乳類	アライグマ ホンドタヌキ ホンドイタチ	哺乳類	ホンシユウヒミズ、モグラ類 イノシシ、ホンドアカネズミ	—	—
		鳥類	ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ ハヤブサ カラス類	鳥類	コジュケイ、キジバト、ツツドリ キツツキ類、シジュウカラ ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、 センダイムシクイ、メジロ、 ムクドリ、ヒタキ類、カワラヒワ シメ、イカル		
				爬虫類	ニホンカナヘビ		
				両生類	カスミサンショウウオ、 ニホンヒキガエル ニホンアカガエル		
				昆虫類	チョウ類、オサムシ類 コガネムシ類、コメツクムシ類 カミキリムシ類、ハムシ類 ゾウムシ類、ハチ類、アリ類		
針葉樹林	アカマツーモチツツジ群集 ヒノキースギ群落 ヒマラヤスギ群落 テーダマツ群落	哺乳類	アライグマ ホンドタヌキ ホンドイタチ	哺乳類	ホンシユウヒミズ、モグラ類 イノシシ、ホンドアカネズミ	—	—
		鳥類	ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ ハヤブサ カラス類	鳥類	ジバト、ツツドリ、キツツキ類 シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス メジロ、カワラヒワ		
				爬虫類	ニホンカナヘビ		
				両生類	カスミサンショウウオ		
				昆虫類	チョウ類、カミキリムシ類 ハムシ類、ハチ類、アリ類		
農耕地	水田雑草群落 畑地雑草群落	哺乳類	アライグマ ホンドタヌキ ホンドイタチ	哺乳類	モグラ類	—	—
		鳥類	トビ ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ ハヤブサ アオサギ ダイサギ カラス類	鳥類	キジ、コジュケイ、キジバト モズ、ヒバリ、ツバメ類 ヒヨドリ、メジロ、ムクドリ スズメ、セキレイ類、カワラヒワ		
				爬虫類	ニホンヤモリ、ニホントカゲ ジムグリ、ヤマカガシ		
				両生類	カスミサンショウウオ アカハライモリ、ニホンアマガエル ニホンアカガエル、トノサマガエル ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル		
				魚類	ドジョウ、ミナミメダカ		
				昆虫類	イトトンボ類、トンボ類、バッタ類 ハエ類、テントウムシ類		
草地	ケネザサ群落 ネズミギ群落 カサスゲ群落	哺乳類	ホンドイタチ	哺乳類	ホンシユウカヤネズミ	—	—
		鳥類	トビ ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ カラス類	鳥類	キジ、コジュケイ、モズ、ヒバリ ツバメ類、ヒヨドリ、ウグイス ムクドリ、ベニマシコ、ホオジロ アオジ		
				爬虫類	ニホントカゲ、ジムグリ		
				両生類	ニホンアマガエル		
				昆虫類	バッタ類、カメムシ類、チョウ類 ハエ類、テントウムシ類、ハムシ類		
ため池		哺乳類	ホンドイタチ	鳥類	オシドリ、カルガモ、カワセミ	魚類	オオクチバス ブルーギル
		鳥類	カワウ アオサギ ダイサギ	爬虫類	クサガメ、アカミミガメ、ヤマカガシ		
				両生類	カスミサンショウウオ ニホンヒキガエル、ウシガエル シュレーゲルアオガエル		
				魚類	コイ、フナ、モツゴ、ナマズ ミナミメダカ、ドンコ シマヒレヨシノボリ		
				昆虫類	イトトンボ類、ヤンマ類 サナエトンボ類、トンボ類 カメムシ類、トビケラ類、ハエ類		

第3章 事前配慮事項の検討

第3章 事前配慮事項の検討

1. 事前配慮の内容

事業計画の策定にあたり、事前配慮指針に基づき実施した事前配慮の内容は、表 3.1.1 のとおりである。

表 3.1.1(1) 事前配慮の内容

基本的配慮		事前配慮の内容
周辺土地利用との調和	工場や工業団地等の土地利用の検討にあたっては、事業実施区域周辺の気象状況にも配慮のうえ、周辺の生活環境及び自然環境への影響を小さくするよう適切な施設配置に努めること	周辺の生活環境及び自然環境への影響を小さくするよう適切な施設配置に努める。
	事業実施区域周辺地域の自然環境・文化環境との調和に努めること	事業計画地内に緑地を創出するとともに、「太陽と緑の道」の再整備を行い、樹林帯を確保すること等、一部の自然緑地の残存や造成緑地を配置し、自然環境への配慮を行うことにより、自然環境・文化環境との調和に努める。
改変面積の最小化	事業実施区域の地形を生かした土地利用及び施設配置を行うことにより改変面積の最小化に努めるとともに、事業実施区域内での土工量バランスに配慮した計画とするよう努めること	事業計画地で発生する土砂は、切土量と盛土量のバランスを考慮し、区域外へ持ち出しが無いよう配慮する。

表 3.1.1(2) 事前配慮の内容

自然環境の保全		事前配慮の内容
修復・代償的措置	保全すべき希少種等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、十分な維持管理が可能な事業実施区域の適地等に移植するなど適切な措置に努めること	保全すべき植物種については、残存する『太陽と緑の道』の移植適地に移植するとともに、事業計画地周辺の移植適地への分散移植を検討する。また、保全すべき水圏生物については、事業計画地内にビオトープを用意し、イヌタヌキモ等の水生植物を移植し、カスミサンショウウオを始めとする両生類、ミナミメダカ等の魚類、コオイムシ等の昆虫類といった水圏生物が生息できる場を創出する。
	事業実施区域の周囲の緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、当該地域の現存及び潜在自然植生に配慮するよう努めること（植生工や植栽工などの緑化においては、ブラックリスト種を原則使用しないこと）	現状表土の利用、事業計画地外と連続する草地、郷土種による緑地帯を創出する。
	事業実施区域内において極力まとまりのある緑地を配置するとともに、当該地域における生物生息環境に配慮するよう努めること	事業計画地内に緑地及び緑地広場を創出するとともに、隣接する「太陽と緑の道」の再整備を行い、樹林帯を確保すること等、一部の自然緑地の残存や造成緑地を配置する。また、現状表土の利用等により有野川沿いの樹林帯を早期に形成し、事業計画地内において事業計画地外の緑地帯と連続する、まとまりのある緑地を配置する。（図 1.5.2 土地利用(造成)計画案参照）

表 3.1.1(3) 事前配慮の内容

	自然環境の保全	事前配慮の内容
修復・代償的措置	緑地や水辺の整備にあたっては、現存する植生や自然素材等の利用により、多様な生物生息環境の形成に努めること	現状表土の利用、事業計画地外と連続する草地、郷土種による緑地帯を創出するとともに、現有ため池の整備や水圏生物の保全を対象とするビオトープを創出する。
	事業計画により生物生息域の分断のおそれがある場合には、生物の移動空間・経路の確保等に努めること	事業計画地外と連続する緑地を創出することより、生物の移動空間・経路の確保に努める。

表 3.1.1(4) 事前配慮の内容

	生活環境の保全	事前配慮の内容
環境への負荷の抑制	事業計画により大気汚染物質、水質汚濁物質の発生が伴う場合は、良質燃料の使用や最新の排ガス・排水処理技術の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めること	工事時は工事用仮設道路、施工範囲の散水、排出ガス対策型建設機械の使用や工事の平準化に努める。 供用時はアイドリングストップを行う。
	事業計画により騒音・振動・悪臭の発生が伴う場合は、周辺の居住環境等に十分配慮のうえ、影響の低減に努めること	工事時は低騒音型や低振動型の建設機械の採用、工事の平準化に努めるとともに、防音パネルの設置を行う。 供用時は遮蔽植栽の設置、アイドリングストップを行う。
	物流の効率化、公共交通機関の利用促進などにより、事業計画に伴う自動車交通量の抑制に努めること	工事の平準化により最大交通量の抑制に努める。
	コンクリート廃材、アスファルト廃材などの造成・建設に伴う廃棄物等について、排出量の抑制に努めること	コンクリート廃材、アスファルト廃材等やプレキャスト擁壁・法面等を建設資材に用いることで、事業計画地内の造成・建設に伴う廃棄物の発生を抑制する。
事業実施区域の周囲等への緩衝施設帯の整備	事業実施区域の周囲の土地利用状況及び環境に十分配慮のうえ、必要に応じて、事業実施区域の周囲における緑地等の緩衝施設帯の整備に努めること	業務地区B及び業務地区Cの際の周囲に遮蔽植栽を行う。
道路・上下水道等の都市基盤整備計画との整合	既存又は計画広域幹線道路や鉄道等の交通基盤計画との整合性に配慮することにより、事業実施区域への適切なアクセスの確保に努めること	右折専用路の設置により、事業計画地への適切なアクセスの確保に努める。
	上下水道計画等の都市基盤計画との整合性に配慮することにより、事業実施区域における適切な給排水に努めること	上下水道は神戸市が整備した管路に接続する。
その他	雨水の地下浸透システムの導入等により雨水の浸透能力の修復を図るなど、地域の水循環の保全・回復に努めること	透水性舗装（駐車場への緑化ブロックの採用）、透水ますの整備を行う。

表 3.1.1(5) 事前配慮の内容

快適環境の保全・創造		事前配慮の内容
魅力ある都市景観・美しい農村風景の保全・形成	事業実施区域内施設の配置及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に努めること	建築物は周辺景観と調和した色彩の壁面とするとともに、業務地区B及び業務地区Cの際の周囲に遮蔽植栽を行う。
	事業実施区域の周囲の緑化、施設の壁面及び屋上の緑化等に努めること	業務地区B及び業務地区Cの際の周囲に遮蔽植栽を行う。
	緑化などによる良好な沿道景観の整備を図るとともに、歩道や公園などのオープンスペースの適正配置に努めること	事業実施区域内に緑地及び緑地広場を創出するとともに、隣接する「太陽と緑の道」の再整備を行う。
身近に自然と触れ合える緑や水辺の保全・創造	公園・歩道・修景池などのオープンスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用するとともに、食餌木の植栽など生きものの生息環境への配慮に努めること	オープンスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用することにより生き物の生息環境へ配慮する。

表 3.1.1(6) 事前配慮の内容

地球環境保全への貢献		事前配慮の内容
二酸化炭素排出量の抑制	事業実施区域内における建物の配置・形状の検討にあたっては、自然の光や風の効果的な活用に努めるとともに、建物の断熱構造化の検討などにより省エネルギー化に努めること	建築物に高断熱壁材を採用することにより省エネルギー化を図る。
	太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーの活用に努めること	建築物屋上に太陽光パネルを設置し自然エネルギーを活用する。
廃棄物の再資源化、再生資源の利用	廃棄物を資源として再利用するなど、省資源・循環型システムの形成に努めること	隣接する「太陽と緑の道」の再整備に伐採樹木をウッドチップとして利用する。
	舗装骨材、建築資材等に再生原材料を使用するなど、再生資源の利用に努めること	舗装骨材、建築資材等について可能な限り再生資源の利用に努める。
その他	熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など、森林資源の保護に努めること	樹脂型枠を使用するなど熱帯産木材の使用を削減するとともに、隣接する「太陽と緑の道」の再整備に伐採樹木をウッドチップとして利用する。

2. 事前配慮結果及び計画案が環境に及ぼす影響の概略的な予測結果及び評価結果

(1) 事前配慮の項目並びに調査、予測及び評価の手法

① 環境影響要因

神戸市環境影響評価等技術指針に示された環境要素のうち、事業の実施に伴い環境影響要因により影響を受けると考えられ、環境影響評価の事前配慮のなかで予測・評価を行う必要があると考えられる項目（以下「事前配慮段階環境影響評価項目」という。）として、騒音、植物、動物及び生態系の4項目を選定した。

行為及び環境要素の関連表は表 3.2.1 のとおりである。

表 3.2.1 行為及び環境要素の関連表

環境要素の区分	行為等の区分	工事		存在・供用		
	細区分	造成・建設工事等	工事中車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設の利用
(1) 大気質	二酸化窒素 (NO ₂)					
	浮遊粒子状物質 (SPM)					
	粉じん					
(2) 騒音・低周波音	建設作業騒音	○				
	施設騒音					
	道路交通騒音					
	低周波音					
(3) 振動	建設作業振動					
	施設振動					
	道路交通振動					
(4) 悪臭						
(5) 水質	水の濁り					
	水の汚れ					
(6) 底質						
(7) 地下水質						
(8) 土壌						
(9) 地形・地質						
(10) 地盤						
(11) 日照						
(12) 風害						
(13) 植物	植生、植物相	○				
(14) 動物	動物相	○				
(15) 生態系	上位性・典型性・特殊性の代表種、種多様性	○				
(16) 人と自然との触れ合い活動の場						
(17) 景観	景観構成要素, 可視特性					
(18) 文化環境	埋蔵文化財等					
(19) 廃棄物等	建設残土・廃材、産業廃棄物等					
(20) 地球温暖化	温室効果ガス (二酸化炭素)					
(21) オゾン層破壊						

注) ○は事前配慮段階環境影響評価項目

■は環境影響評価段階で調査、予測及び評価が必要と考えられる事項であるが、事前配慮としては選定しない項目

② 選定の理由

事前配慮段階環境影響評価項目として選定する理由は表 3.2.2 のとおりである。また、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由は表 3.2.3 のとおりである。

なお、施設の存在に係る項目については、計画熟度が低く未定の部分も多いが、適切な環境保全措置を講じることで、環境への影響を低減することが可能であると考えられることから、事前配慮段階環境影響評価項目としては選定しないこととした。

表 3.2.2 事前配慮段階環境影響評価項目として選定する理由

項目			事前配慮段階環境影響評価項目として選定する理由
要素の区分		行為	
騒音	騒音	造成・建設工事等	低騒音型建設機械を選定するものの、事業計画地の西側には住宅や福祉施設があることから事前配慮段階環境影響評価項目として選定する。
植物	重要な種の生育状況等	造成・建設工事等	事業計画地において重要な植物が確認されており、工事の実施により、事業計画地内に生育する植物への影響が考えられるため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定する。
動物	重要な種の生息状況等	造成・建設工事等	事業計画地において重要な動物が確認されており、工事の実施により、事業計画地内に生息する動物への影響が考えられるため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定する。
生態系	上位性 典型性 特殊性	造成・建設工事等	事業計画地において重要な動植物が確認されており、工事の実施により、事業計画地内の生態系への影響が考えられるため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定する

表 3.2.3(1) 事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由

項目		事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由	
要素の区分	行為		
大気質	二酸化窒素	工事用車両の走行及び施設の利用	工事用車両の走行は、市道有野藤原線を通過するが日台数が通勤車両を含め最大で50台程度であり、現状交通量に大きく変化を与えないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。また、施設の利用については、計画熟度が低く影響を把握することが困難なため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
	浮遊粒子状物質		
	粉じん	造成・建設工事等	工程の調整等により工事関係車両の台数を平準化し、散水による粉じん発生を抑制する等の環境保全措置を講じることにより環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
騒音・低周波音	騒音	工事用車両の走行及び施設の利用	工事用車両の走行は、市道有野藤原線を通過するが日台数が通勤車両を含め最大で50台程度であり、現状交通量に大きく変化を与えないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。また、施設の利用については、計画熟度が低く影響を把握することが困難なため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設の稼働	業務地区B及び業務地区Cの外縁に植樹帯を設けることや空調機器等の周囲に防音パネルの設置等の環境保全措置を講じることにより環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
	低周波音	施設の稼働	業務地区B及び業務地区Cの外縁に植樹帯を設けることや空調機器等の周囲に防音パネルの設置等の環境保全措置を講じることにより環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
振動	振動	造成・建設工事等	建設機械は低振動型のものを導入すること等の環境保全措置を講じることにより環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		工事用車両の走行及び施設の利用	工事用車両の走行は、市道有野藤原線を通過するが日台数が通勤車両を含め最大で50台程度であり、現状交通量に大きく変化を与えないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。また、施設の利用については、計画熟度が低く影響を把握することが困難なため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設の稼働	振動の伝播の低減を図る等の環境保全措置を講じることにより環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
悪臭		施設の稼働	事業計画において、本事業では有機物を取り扱うことはなく、悪臭の発生源が存在しないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
水質	水の濁り	造成・建設工事等	事業計画において、土工事に先行して仮設沈砂池・調整池工事を行い、濁りに直接場外流出を防止するとともに、盛土面の早期転圧による濁水防止を行うことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
	水の汚れ	施設の稼働	事業計画において、排水はすべて公共用下水へ放流することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。

表 3.2.3(2) 事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由

項目		事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由	
要素の区分		行為	
底質		施設の稼働	事業計画において、排水はすべて公共用下水へ放流することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
地下水質		施設の稼働	事業計画において、排水はすべて公共用下水へ放流することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
土壌		造成・建設工事等	土砂は事業計画において、計画地内で切土量及び盛土量のバランスをとることにより、土砂の搬出又は搬入はないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
地形・地質		造成・建設工事等	事業計画地には既知の重要な地形及び地質は存在しないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
地盤		造成・建設工事等及び施設の稼働	事業計画において、造成・建設工事等及び施設の稼働時に地下水の取水は行わないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
日照		施設の存在	事業計画において、高層建築物を想定していないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
風害		施設の存在	事業計画において、高層建築物を想定していないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
人と自然との触れ合い活動の場		造成・建設工事等及び施設の存在	事業計画地には、対象とすべき人と自然との触れ合い活動の場が存在するが、本事業の実施により利用しやすい活動の場として再整備を行うことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
景観		施設の存在	事業計画において、高層建築物を想定していないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
文化環境		地形の改変及び施設の存在	事業計画地には、対象とすべき文化環境は存在しないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
廃棄物等	産業廃棄物	造成・建設工事等及び施設の稼働	造成・建設工事等に伴い産業廃棄物が発生するが、伐木のチップ化など発生量の低減に努めるとともに、法に基づき適正に処理を行なうことにより、環境への影響を低減することが可能であることから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。また、施設の稼働に伴い産業廃棄物が発生するが、計画熟度が低く影響を把握することが困難なため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
	残土	造成・建設工事等	事業計画において、計画地内で切土量及び盛土量のバランスをとることにより、土砂の搬出又は搬入はないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
地球温暖化		施設の稼働	施設の稼働に伴い温室効果ガスが発生するが、計画熟度が低く影響を把握することが困難なため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
オゾン層破壊		施設の稼働	事業計画において、本施設の設置ではオゾン層破壊物質を取り扱うことがないことから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。

③ 調査、予測及び評価の手法の選定及び理由

事前配慮段階環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の手法は、「神戸市環境影響評価技術指針」（平成25年3月）を参考とし、本事業による事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

事前配慮段階環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の手法は、表3.2.4のとおりである。

表 3.2.4 選定した事前配慮段階環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
騒音	造成・建設工事等	現地調査により騒音の状況を把握する。	「建設工事騒音の予測モデル（ASJ CN-Model 2007）」に基づく数値シミュレーション解析により予測する。	騒音規制法における特定建設作業に伴って発生する騒音の基準との整合性について評価する。
植物	造成・建設工事等	現地調査に既存資料の収集・整理した情報を加え、植物の生育状況を把握する。	事業計画地と重要な植物及び重要な群落の分布位置との重ね合わせにより、直接改変がある場合には分布又は生育環境の影響を踏まえた定性的な予測を行う。	実施可能な範囲で環境保全措置を検討しているか否かについて評価する。
動物	造成・建設工事等	現地調査に既存資料の収集・整理した情報を加え、動物の生息状況を把握する。	事業計画地と重要な動物及び注目すべき生息地の分布位置との重ね合わせにより、直接改変がある場合には分布又は生息環境の影響を踏まえた定性的な予測を行う。	実施可能な範囲で環境保全措置を検討しているか否かについて評価する。
生態系	造成・建設工事等	現地調査に既存資料の収集・整理した情報を加え、動植物の生息・生育状況やそれらの上位性、典型性、特殊性を把握する。	事業計画地と重要な動植物、重要な群落及び注目すべき生息地の分布位置との重ね合わせにより、直接改変がある場合には分布又は生息、生育環境の影響を踏まえた定性的な予測を行う。	実施可能な範囲で環境保全措置を検討しているか否かについて評価する。

④ 調査、予測及び評価の結果

ア 騒音

(7) 調査の方法

事業計画地周辺の騒音の状況について現地調査を行った。
騒音調査実施位置は図2.4.6に示すとおりである。

(4) 調査の結果

事業計画地周辺の騒音の結果は表2.4.23のとおりである。

(ウ) 予測の方法

a 予測の手順

建設機械の稼働に伴う騒音の影響予測は、建設機械の配置、音響パワーレベル等を設定し、「建設工事騒音の予測モデル (ASJ CN-Model 2007)」（2008年4月 社団法人日本音響学会）に準拠して予測した。

建設機械の稼働に伴う騒音の予測手順を図3.2.1に示す。

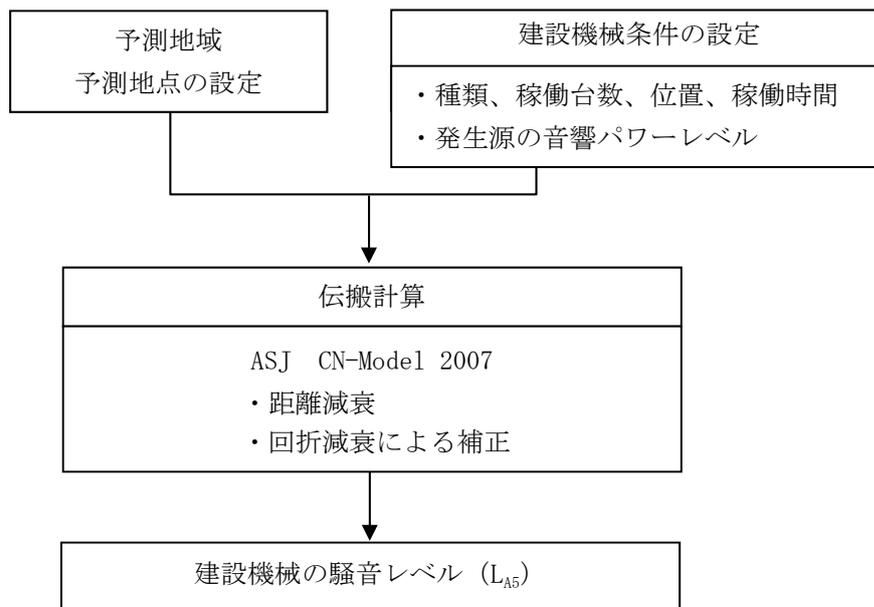


図3.2.1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測手順

b 予測式

予測に用いる計算式を以下に示す。

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20 \log_{10}(r_i / r_0) + \Delta L_{d,i} + \Delta L_{g,i}$$

$$L_{A5,total} = 10 \log_{10}(\sum 10^{L_{A,i}/10})$$

ここで、

$L_{A,i}$: i番目の建設機械の予測点における騒音レベル (dB)

$L_{WA,i}$: i番目の建設機械のA特性音響パワーレベル (dB)

r_i : i番目の建設機械から予測地点までの距離 (m)

r_0 : 基準距離 (1m)

$\Delta L_{d,i}$: i番目の建設機械からの回折補正量 (dB)

$\Delta L_{g,i}$: i番目の建設機械からの地表面の影響による減衰量 (dB)

$L_{A5,total}$: 予測地点における全音源からの90%レンジ上端値 (dB)

c 予測条件

a) 予測時期

予測時期は造成工事における建設機械の台数が最も多くなる、工事開始から14～15ヶ月目とした。

建設工事の概略工程は第1章の表1.5.1で示したとおりである。

b) 建設機械の種類、音響パワーレベル(PWL)及び台数

A特性実効音響パワーレベルが最大となる時期における建設機械の種類、音響パワーレベル(PWL)及び台数を表3.2.5に示す。

なお、音源高さは地上1.5mとした。

表3.2.5 建設機械の種類、音響パワーレベル(PWL)及び台数

機械名	規格	音響パワーレベル (dB)	最大稼働 時台数 (台)
ブルドーザー	63t 級	105	2
ブルドーザー	32t 級	105	2
バックホー	3.1m ³	106	3
アーティキュレートダンプ※1	37t 級	110	6
ブルドーザー	21t 級	105	2
振動ローラー	10t 級	104	2
バックホー	0.8m ³	106	8
バックホー	0.25m ³	99	4
バックホー	0.45m ³	104	4
グレーダー※2	ブレード幅 3.7m	105	1
タイヤローラー	10t 級	104	1

出典：「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック（第3版）」

(平成26年3月20日、一般社団法人日本建設機械施工協会)

※1：メーカー確認値

※2：ブルドーザーと同等と想定

c) 建設機械の配置

発生源を配置する施工範囲（建設機械の稼働範囲）は、施工計画を踏まえ、図3.2.2に示す範囲に発生源を配置した。

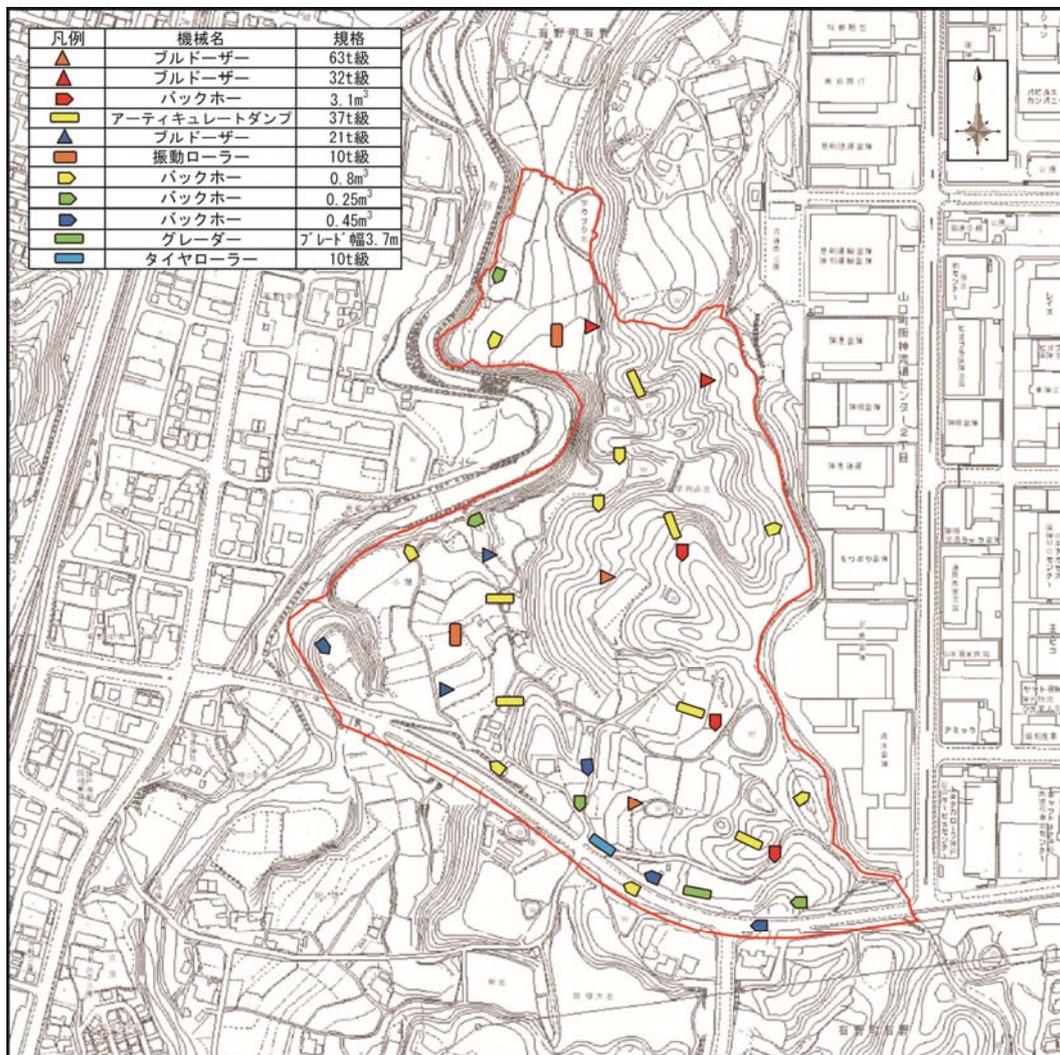


図3.2.2 施工範囲及び発生源の位置

d) 建設機械の稼働時間

建設機械が稼働する時間は、昼間の8時間（8:00～17:00、ただし12:00～13:00を除く）とした。

e) 予測位置及び受信点の高さ

予測位置は事業計画地敷地境界とし、受信点の高さは地上1.2mとした。

(エ) 予測の結果

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は表3.2.6及び図3.2.3に示すとおりである。

表3.2.6 建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果

最大となる地点	建設機械の 騒音レベル (L _{A5}) (dB)
南側敷地境界	75



図3.2.3 建設機械の稼働に伴う騒音レベル (L_{A5}) の予測結果

(オ) 評価

建設機械の稼働に伴う騒音の影響予測の結果、特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準を満足するものと考えられる。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音(敷地境界)の評価結果は表3.2.7のとおりである。

表3.2.7 建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果

単位：dB

最大となる地点	建設機械の 騒音レベル (L _{A5})	特定建設作業に 伴って発生する 騒音に係る規制基準
南側敷地境界	75	85

本事業では、環境への負荷を低減するため以下の環境保全措置を実施する。

- ・建設機械には、低騒音型建設機械を使用する。
- ・工事の平準化を行う。
- ・都市計画道路有野藤原線を除く工事区域外周に、遮音壁を設置する

以上のとおり環境保全措置を実施することから、建設作業騒音の影響の程度は、大部分の地域住民の日常生活において支障がない範囲と評価する。

イ 植物

(7) 調査の方法

事業計画地及びその周辺の植物の状況について、既存文献調査及び現地調査により把握した。

植物の調査範囲は図2.4.8に示すとおりである。

(4) 調査の結果

既存文献調査により、161科1399種の植物の記載を確認し、そのうち、重要種は98科271種であった（表2.2.5参照）。

また、事業計画地周辺の現地調査において植物群落11植生と108科409種の植物を確認し、5科5種の重要種を確認した（表2.4.30.及び表2.4.31参照）。

事業計画地内の環境は、広葉樹林、針葉樹林、竹林、草地、ため池、農耕地の6つの環境に大きく区分できる。広葉樹林は主に東側の西宮市との境界部に見られ、主にコナラ、アベマキ等の落葉広葉樹が優占しているが、一部に常緑広葉樹のアラカシが見られた。その他、尾根部等にはアカマツや植栽されたテーダマツといった針葉樹林も見られた。これらの樹林地の大部分は管理がされておらず荒廃が進んでいる。

事業計画地内では現在も耕作が行われているものの、放棄された農耕地も多くみられ、ササ類やススキの群落が広がるとともに、オオカワヂシャ等の外来種も確認されている。

農耕地の谷頭部では、ため池や耕作放棄により枯渇したため池跡があり、その下流側の湿地では湿性草地が成立している。しかし、ため池周囲の樹木が大きくなることにより日当たりが悪化し、水生植物は生育しにくい状況となっている。

事業計画地の北側や南側の農耕地では、現在も耕作が実施されている割合が多く、過度に人為的影響がある場所では周辺の市街地化に伴って外来植物が侵入してきており、外来種が定着した状況になっている。事業計画地内の農耕地にもオオカワヂシャ等がみられ、外来種が増加してきていると考えられる。

(7) 予測の方法

重要な植物及び重要な群落の分布位置との重ね合わせにより、直接改変がある場所の分布又は生育環境の影響を踏まえた定性的な予測を行った。

(エ) 予測の結果

事業計画によると、太陽と緑の道を除く事業計画地が工事により改変されることから、一時的に現状の植物の生育環境は影響を受けるものと予測される。

重要な植物の予測結果は表3.2.8のとおりである。

表3.2.8 重要な植物の予測結果

科名	種名	予測結果
ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ	事業計画地内で確認されており、工事により事業計画地内の生育環境が改変されるため、生育環境が影響を受け消失するものと予測される。
ブナ科	ナラガシワ	事業計画地外のみで確認されたため、生育環境は改変されないことから影響はないものと予測される。
タヌキモ科	イヌタヌキモ	事業計画地内で確認されており、工事により事業計画地内の生育環境が改変されるため、生育環境が影響を受け消失するものと予測される。
キク科	タムラソウ	
カヤツリグサ科	ヒメミコシガヤ	

(オ) 評価

予測結果より、事業計画地において一時的に植物種の消失はあるが、第3章で示した事前配慮により実施可能な範囲で修復・代償措置、生物生息空間の再生・創出を行うことから、植物種への影響の低減に配慮していると評価する。

重要な植物の評価は表3.2.9のとおりである。

表 3.2.9 重要な植物の評価

科名	種名	評価
ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ	事業計画地内で確認され、工事により事業計画地内の生育環境が改変されると予測されたが、「太陽と緑の道」の再整備やビオトープ創出後の適地移植等、生育環境の修復・代償措置を講じることにより、実施可能な範囲で影響の低減を図ることができると考えられる。
ブナ科	ナラガシワ	事業計画地外で確認され、生育環境は改変されないため、影響はないと評価できる。
タヌキモ科	イヌタヌキモ	事業計画地内で確認され、工事により事業計画地内の生育環境が改変されると予測されたが、「太陽と緑の道」の再整備やビオトープ創出後の適地移植等、生育環境の修復・代償措置を講じることにより、実施可能な範囲で影響の低減を図ることができると考えられる。
キク科	タムラソウ	
カヤツリグサ科	ヒメミコシガヤ	

ウ 動物

(7) 調査の方法

事業計画地及びその周辺の動物の状況について、既存文献調査及び現地調査により把握した。

動物の調査範囲は図2.4.9に示すとおりである。

(4) 調査の結果

既存文献調査により、哺乳類 15 科 33 種、鳥類 48 科 154 種、爬虫類 10 科 18 種、両生類 8 科 17 種、魚類 17 科 61 種、昆虫類 86 科 327 種、合計 171 科 582 種の動物を確認した。そのうち、重要種は、哺乳類 8 科 19 種、鳥類 32 科 77 種、爬虫類 5 科 8 種、両生類 6 科 13 種、魚類 12 科 35 種、昆虫類 79 科 205 種、合計 142 科 357 種であった（表 2.2.7～表 2.2.11 参照）。

また、事業計画地及びその周辺の現地調査において哺乳類 8 科 11 種、鳥類 32 科 62 種、爬虫類 6 科 7 種、両生類 7 科 9 種、魚類 7 科 10 種、昆虫類 71 科 194 種、合計 131 科 293 種の動物を確認し、30 科 39 種の重要種を確認した（表 2.4.35～表 2.4.39 参照）。

事業計画地内の環境は、広葉樹林、針葉樹林、竹林、草地、ため池、農耕地であるが、離農が進行しており、荒廃した樹林地や放棄された農耕地の草地化、利用されなくなったため池が比較的多くみられる。

一方、事業計画地の北側や南側の農耕地では現在も耕作が実施されている割合が多いものの、過度に人為的影響がある場所では周辺の市街地化に伴って外来植物が普通にみられる状況になっている。

事業計画地及びその周辺においては、人為的影響がやや減少した農耕地に生息する重要種が限定的に生息する状況になっていると考えられる。このような環境では、クサガメ、カスミサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエルの重要な動物種が生息しているが、外来種であるアライグマ、ミシシippアカミミガメ、ウシガエル等の影響を強く受けるなど、競合関係にあると考えられる。また、ドジョウ、ミナミメダカの重要な魚類は他の在来魚類や両生類とともに放流されたオオクチバスやブルーギルの影響を強く受けていると考えられる。

重要な昆虫類のフタスジサナエ、オグマサナエ、オオミズムシ、コオイムシ、ミズカマキリ、ミズスマシ、コガムシ等の水生昆虫は生息場所が限定した状況にある。また、ハルゼミはマツ枯れの進行により生息環境が減少してきていると考えられる。

(7) 予測の方法

重要な動物及び注目すべき生息地の分布位置との重ね合わせにより、直接改変がある場所の分布又は生息環境の影響を踏まえた定性的な予測を行った。

(エ) 予測の結果

事業計画によると、太陽と緑の道を除く事業計画地が工事により改変されることから、現状の動物の生息環境は影響を受けるものと予測される。

重要な動物の予測結果は表3.2.10のとおりである。

表 3.2.10(1) 重要な動物の予測結果

分類	科名	種名	予測結果
哺乳類	モグラ科	ホンシュウヒミズ モグラ類	事業計画地内で確認されており、工事により事業計画地内の生息環境が改変され影響を受けるものと予測される。
	イタチ科	ホンドイタチ	
	ネズミ科	ホンシュウカヤネズミ ホンドアカネズミ	
鳥類	カモ科	オシドリ	事業計画地外の生息環境は、改変されないため影響はないものと予測されるものの、事業計画地内は、工事により生息環境に変化が生じることから、本種の生息環境への影響があると予測される。
	サギ科	ダイサギ	
	カッコウ科	ツツドリ	
	チドリ科	コチドリ	事業計画地内で確認されており、工事により事業計画地内の生息環境が改変され影響を受けるものと予測される
	タカ科	ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ	事業計画地外の生息環境は、改変されないため影響はないものと予測されるものの、事業計画地内は、工事により生息環境に変化が生じることから、本種の生息環境への影響があると予測される。
	カワセミ科	カワセミ	
	キツツキ科	アカゲラ アオゲラ	
	ハヤブサ科	ハヤブサ	事業計画地内で確認されており、工事により事業計画地内の生息環境が改変され影響を受けるものと予測される。
	サンショウクイ科	サンショウクイ	
	ヒタキ科	キビタキ オオルリ	
ホオジロ科	アオジ		
爬虫類	ヤモリ科	ニホンヤモリ	事業計画地外のみで確認されたため、生息環境は改変されないことから影響はないものと予測される。
	ナミヘビ科	ジムグリ	

表 3.2.10(2) 重要な動物の予測結果

分類	科名	種名	予測結果
両生類	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	事業計画地外の生息環境は、改変されないため影響はないものと予測されるものの、事業計画地内は、工事により生息環境に変化が生じることから、本種の生息環境への影響があると予測される。
	イモリ科	アカハライモリ	
	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	事業計画地外のみで確認されたため、生息環境は改変されないことから影響はないものと予測される。
	アカガエル科	ニホンアカガエル トノサマガエル	
	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	事業計画地外の生息環境は、改変されないため影響はないものと予測されるものの、事業計画地内は、工事により生息環境に変化が生じることから、本種の生息環境への影響があると予測される。
魚類	ドジョウ科	ドジョウ	
	メダカ科	ミナミメダカ	
昆虫類	サナエトンボ科	フタスジサナエ	事業計画地外のみで確認されたため、生息環境は改変されないことから影響はないものと予測される。
		オグマサナエ	事業計画地内で確認されており、工事により事業計画地内の生息環境が改変され影響を受けるものと予測される。
	セミ科	ハルゼミ	事業計画地外の生息環境は、改変されないため影響はないものと予測されるものの、事業計画地内は、工事により生息環境に変化が生じることから、本種の生息環境への影響があると予測される。
	ミズムシ科	オオミズムシ	事業計画地内で確認されており、工事により事業計画地内の生息環境が改変され影響を受けるものと予測される
	コオイムシ科	コオイムシ	
	タイコウチ科	ミズカマキリ	
	ミズスマシ科	ミズスマシ	事業計画地外のみで確認されたため、生息環境は改変されないことから影響はないものと予測される。
	ガムシ科	コガムシ	事業計画地内で確認されており、工事により事業計画地内の生息環境が改変され影響を受けるものと予測される

(オ) 評価

予測結果より、事業計画地において一時的に動物種の消失はあるが、第3章で示した事前配慮により実施可能な範囲で修復・代償措置、生物生息空間の再生・創出を行うことから、動物種への影響の低減に配慮していると評価する。

重要な動物の評価は表 3.2.11 のとおりである。

表 3.2.11(1) 重要な動物の評価

分類	科名	種名	評価
哺乳類	モグラ科	ホンシュウヒミズ モグラ類	工事により生息環境の変化が生じる可能性があることから、本種の生息環境への影響を受けるものと予測されるが、現状表土の利用等により、有野川沿いの緑地を早期に再形成し、事業計画地内の法面等に郷土種による草地や緑地帯を創出し、生息環境を再形成することとしており、影響の低減を図ることができると考えられる。
	イタチ科	ホンDOIタチ	
	ネズミ科	ホンシュウカヤネズミ ホンDアカネズミ	
鳥類	カモ科	オシドリ	事業計画地外の生息環境はそのまま残るものの、計画地内は、工事により生息環境の変化が生じることから、本種の生息環境への影響があると予測されるが、事業計画地内にため池の一部分を残存させるビオトープや有野川沿いの緑地を早期に再形成し、事業計画地内の法面等に郷土種による草地や緑地帯を創出し、生息環境を再形成することとしており、影響の低減を図ることができると考えられる。
	サギ科	ダイサギ	
	カッコウ科	ツツドリ	
	チドリ科	コチドリ	
	タカ科	ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ	
	カワセミ科	カワセミ	
	キツツキ科	アカゲラ アオゲラ	
	ハヤブサ科	ハヤブサ	
	サンショウクイ科	サンショウクイ	
	ヒタキ科	キビタキ オオルリ	
ホオジロ科	アオジ		
爬虫類	ヤモリ科	ニホンヤモリ	事業計画地外で確認されており、生息環境は改変されないため影響はないものと予測されるが、生息域の連続性を考慮し、事業計画地内にため池の一部分を残存させるビオトープや有野川沿いの緑地を早期に再形成し、事業計画地内の法面等に郷土種による草地や緑地帯を創出し、生息環境を再形成することとしており、影響の低減を図ることができると考えられる。
	ナミヘビ科	ジムグリ	

表 3. 2. 11 (2) 重要な動物の評価

分類	科名	種名	評価
両生類	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	事業計画地外の生息環境はそのまま残るものの、計画地内は、工事により生息環境の変化が生じることから、本種の生息環境への影響があると予測されるが、事業計画地内にため池の一部分を残存させるビオトープや有野川沿いの緑地を早期に再形成し、事業計画地内の法面等に郷土種による草地や緑地帯を創出し、生息環境を再形成することとしており、影響の低減を図ることができると考えられる。
	イモリ科	アカハライモリ	
	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	
	アカガエル科	ニホンアカガエル	
		トノサマガエル	
アオガエル科	シュレーゲルアオガエル		
魚類	ドジョウ科	ドジョウ	事業計画地外の生息環境はそのまま残るものの、計画地内は、工事により生息環境の変化が生じることから、本種の生息環境への影響があると予測されるが、事業計画地内に、周辺緑地からの流入水を溜める小規模のビオトープやため池の一部分を残存させたビオトープを用意し、生息環境を創出することとしており、影響の低減を図ることができると考えられる。
	メダカ科	ミナミメダカ	
昆虫類	サナエトンボ科	フタスジサナエ	事業計画地外の生息環境はそのまま残るものの、計画地内は、工事により生息環境の変化が生じることから、本種の生息環境への影響があると予測されるが、現状表土の利用等により、事業計画地内の法面等にアカマツ林を創出し、生息環境を再形成することとしており、影響の低減を図ることができると考えられる。
		オグマサナエ	
	セミ科	ハルゼミ	
	ミズムシ科	オオミズムシ	
	コオイムシ科	コオイムシ	
	タイコウチ科	ミズカマキリ	
	ミズスマシ科	ミズスマシ	
ガムシ科	コガムシ		

エ 生態系

(7) 調査の方法

事業計画地及びその周辺の生態系の現況を把握するため、植物及び動物の現地調査結果を合わせて、生態系としてとりまとめた。

(4) 調査の結果

事業計画地内の環境は、広葉樹林、針葉樹林、竹林、草地、ため池、農耕地の6つの環境に大きく区分できる。また、事業計画地周辺においても同様の環境が分布しているが、事業計画地周辺の中で事業計画地は最も離農が進行しており、樹林地の大部分は荒廃し、放棄された農耕地は草地化し、利用されなくなったため池が比較的多い。一方、事業計画地の北側や南側の農耕地では現在も耕作が実施されている割合が多く、過度に人為的影響がある場所では周辺の市街地化に伴って外来植物が侵入してきており、外来種が普通にみられる状況になっている。事業計画地内の農耕地にもオオカワヂシャ等がみられ、外来種が徐々に増加してきていると考えられる。事業計画地及びその周辺において、管理農耕地に生息する重要種が外来種と競合する中で、人為的影響がやや減少した場所に重要種が限定的に生息する状況になっていると考えられる。

生態系の上位に位置する種として、哺乳類では外来種のアライグマや在来種のホンDOIタチ、鳥類ではオオタカやハイタカ等の猛禽類が挙げられる。

典型性を持つ種群として、コナラ等の落葉広葉樹林やアカマツの常緑針葉樹林等の樹林地等に哺乳類のホンシュウアカネズミ、また、農耕地周辺に生息する鳥類のヒヨドリ、スズメ、カラハヒワ等、農耕地のカエル類が挙げられる。

特殊性を持つ種群としては、ため池に放流されたオオクチバスやブルーギル等の外来魚類が該当すると考えられる。

(5) 予測の方法

重要な動植物、重要な群落及び注目すべき生息地の分布位置との重ね合わせにより、直接改変がある場所の分布又は生息・生育環境の影響を踏まえた定性的な予測を行った。

(6) 予測の結果

事業計画地内に成立している生態系については、工事により事業計画地内の植物の生育環境が改変され、それらで構成された植生を生息基盤としている動物の生息環境の変化が生じる可能性がある。このため生態系の上位性、典型性を有する動植物の生育・生息環境への影響があると予測される。

事業計画地外で確認された重要な動植物の生育・生息環境は改変されないため、影響はないものと予測される。

(7) 評価

予測結果より、事業計画地において一時的に植物種及び動物種の消失はあるが、第3章で示した事前配慮により実施可能な範囲で修復・代償措置、生物生息空間の再生・創出を行うことから、生態系への影響の低減に配慮していると評価する。

また、事業計画地外で確認された植物種及び動物種の生育・生息環境は改変されないため、事業計画地との連続性を持たせることで動物種の移動を確保することから生態系への影響の低減に配慮していると評価する。

(2) 総合評価

事前配慮段階環境影響評価項目に係る総合評価は表3.2.12のとおりである。

表3.2.12 総合評価

環境要素	総合評価
騒音	騒音の影響については、事業計画地の敷地境界における工事中の騒音レベルは75dBであり、特定建設作業に伴って発生する騒音の基準を満足するものと考えられる。
植物・動物・生態系	<p>下記により植物種及び動物種への影響を低減し、生態系の上位性、典型性を有する動植物の生育・生息環境の早期回復を念頭に置いた実施可能な範囲で修復・代償措置、生物生息空間の再生・創出を行うことから、植物種、動物種及び生態系への影響の低減に配慮していると評価する。</p> <ul style="list-style-type: none">①事業計画地内において現状表土の利用、事業計画地外と連続する草地、郷土種による緑地帯の創出②事業計画地内においてまとまりのある緑地を配置③事業実施区域外と連続する緑地を創出することによる、生物の移動空間・経路の確保④事業計画地内に緑地及び緑地広場を創出するとともに、「太陽と緑の道」を再整備⑤事業計画地内のビオトープによる水域環境の創出

3. 事業計画の立案にあたっての環境配慮上の重点事項

事業計画の立案にあたっての環境配慮上の重点事項は以下のとおりである。

(1) 建設機械の選定

土地造成の実施にあたっては、可能な限り低騒音・超低騒音型の建設機械を可能な限り採用する。

(2) 工法の検討

土地造成の実施にあたっては、騒音の影響を低減するため各工種における工法について検討する。

(3) 樹林地の早期形成

土地造成後に緑地には、現状の森林表土の播き出しを行い、早期に樹林地の再形成を検討する。

(4) 緑地立入りの制限

河川沿いに現状の森林表土の播き出しを行い、早期に周辺の樹林と連続性のある樹林地を再形成し、人の立ち入りを制限することによって、鳥類が安心して逃げ込むことができるサンクチュアリを形成する。

(5) 保全区域の設置

水生生物の保全について、一部残存させるため池は外来種が生息しているため、掻いぼりを実施したのち在来種を移植することを検討する。また、事業計画地内においてもビオトープ池を設けることを検討する。

4. その他事前配慮の実施に係る事項

植物・動物・生態系について、現在実施している工事の実施前の植物・動物の現地調査を継続して実施する。

第4章 対象事業の内容によって個別に記載する事項

第4章 対象事業の内容によって個別に記載する事項

本事業の規模は、宅地の造成(土地区画整理事業等含む)のうち、造成面積 19.61ha（有野藤原線 1.67ha 含む）の事業である。

本事業の造成面積は 20ha 未満であることから、「神戸市環境影響評価等に関する条例」第2条第3項の第2類事業に該当する。

本事業は第2類事業の判定手続を行うものとする。

第5章 受託者に関する情報

第5章 受託者に関する情報

事前配慮書の一部は、以下に示す事業者に委託した。

事業者の名称：中外テクノス株式会社 関西技術センター

代表者の氏名：所長 永曾 将人

主たる事務所の所在地：兵庫県神戸市西区井吹台東町7丁目3-7